令和6年度

## 現場説明書

## 工事名 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

令和6年5月9日 鳥 取 県

## 「1]一般事項

1 事務手続

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県総務部営繕工事執行要領によ

2 数量公開

る。

数量入り内訳明細書は、設計図面に明示している数量を除き参考であり発注者及び入札参加者を拘束するものではない。

3 入札時積算数量書活用方式

本工事は、鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領を適用する工事である。入札時積算数量書活用方式については(別記)によること。

4 質問書

本工事に関し、質問が有る場合、令和<u>6</u>年<u>5</u>月<u>22</u>日までに電子入札システムの所定の画面に入力すること。なお、質問の無い場合、入力は不要である。

各質問への回答については、令和 $_6$ 年 $_5$ 月 $_24$ 日までに電子入札システムの所定の画面においてまとめて閲覧に供する。

5 契約事務

落札者は、鳥取県土整備事務所建設総務課に出向き、請負契約事務及 び施工関係の打合せをして、工事の促進を図ること。

- 6 その他
  - (1) 工事の一部を下請けさせる場合は、「施工体制台帳」(再下請負通知書を含む。)及び「施工体系図」を2部、下請契約締結後20日以内に提出すること。
- (2) この工事の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触

- する 行為を行ってはならない。
  - (3) この工事の施工にあたっては別紙-1に示す事項に従うこと。
  - (4) 元請負人、下請注文者及び下請負人は、建設業法第20条第1項及び鳥取県の建設工事における下請契約等適正化指針の趣旨に鑑み、適正な価格による下請契約が締結されるよう努めること。

その際、契約図書に添付された書面に留意し、特に法定福利費(事業主負担分)を内訳明示した標準見積書の提示を下請負人に求め、これを尊重すること。

## 「2] 特記事項

- 1 [施工条件明示事項] (別紙-2) ・有・無
- 2 [工事成績評定]

本工事は、工事評定要領に基づく工事成績評定の対象と〔する ・しない〕。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ ・ウ・エ〕に該当するため。

- ア 請負対象設計金額 (請負契約の対象となる部分の設計金額を いい、請負契約締結後に請負対象設計 金額を変更した場合に あっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。)が、2 50万円未満の建築・設備工事
- イ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急 応急工事
- ウ機器の納品、部品取替等の工事
- エー丁事目的物を伴わない工事

### [3] 設計等留意事項

- ○敷地内焼却施設前の通路は2tクラスの車両が不定期に出入りするため、 側溝、舗装工事の時期を事前に調整しておくこと。
- ○敷地内に RC 製旧貯水槽(位置は A-28 図~A-29 図に図示)が埋設されているので、留意の上工事を進めること。なお撤去は行わない。
- ○A-30 図の概略工程表は約7ヶ月の工期を見込んでいるが、設備機器の納期を考慮して3月10日までの工期としている。
- ○軸組図に指定している耐力面材については、指定場所以外の全外壁面に施工することとしている。
- ○仮囲いはプラスチックフェンスを設置することとしているが、施設管理者 からの指示があった場合は監督員と協議の上、移動を行うこと。
- ○近隣には農耕地があるので、敷地外へ濁水を排出しないよう予め措置を講 じること。
- ○シックハウス対策については、建具設置により既存棟と別棟扱いとしている。

- 1. 入札時積算数量書活用方式の適用
- (1)本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

よって、入札手続き時に、入札時積算数量書の細目別内訳を提出していない場合には、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じても、協議の対象にならない。

・また、入札時積算数量書の参考資料である入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量に疑義が生じた場合については、入札時に質問書が提出された場合に限り、発注者側で質問内容を確認の上、必要に応じて発注者及び受注者は、入札時積算数量書別紙明細に基づき、工事請負契約の締結後において、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2)受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3)受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4)(1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。 ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書におい て施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- (5)(1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- 2. 入札閲覧設計書に対する質問
  - (1)この入札閲覧設計書(入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細を含む。)に対する質問がある場合においては、電子入札システムにより提出するものとする。
- 3. 工事費内訳書の提出
  - (1)第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書及び封印した入札書を同封して郵送するものとする。
  - (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応する数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。
  - (3) 工事費内訳書は、1.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 下請関係の合理化について

- 1 下請関係の合理化について
  (1) 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。)を遵守し、抵触する行為は行わないこと。
  (2) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「鳥取県総務部が発注する建設工事における適正な価格による下請契約に関する取扱いについて」(平成26年12月24日付第201400108286号総務部長通知)の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
  (3) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
  (4) 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領(平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者(共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。)は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。

に発注者へ提出しなければならない。 (5) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者(県内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することがで

さる。)この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領 (平成 16 年 3 月 11 日付管第 2311 号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。また、受注者は下請業者を使用する場合に当っては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導する

#### 2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。 (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を
- 確保するよう努めること。 )工事に要する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に (3)活用すること。 (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

- ①県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。②県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者(以下「県内販売業者」という。)から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限り
- でない。 (5) 工事に使用する資材については、極力有害性VOC (揮発性有機化学物質) 発生量の少ないものとするよう努 めること。

3 工事の安全確保について

- 3 上事の女主権保について (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に 努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。 (2) 労働安全衛生法第59条、第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加 により、月当り半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計 画書に実施項目について記載するものとする。 (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書を提出すると共に、建設工事事故データベ ースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。 (2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

5 団体加入車の使用促進について 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」 (昭和 42 年法律第 131 号) の目 的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めるこ

6 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。 (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

- ○場では、平志に不止状態を解消する指直を講すること。
  (5)建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  (6)過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
  (7)産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。 わせること。
- 7 不正軽油使用の禁止について 工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の 燃料として、地 方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に違反する軽油等(以下「不正軽油」という)を使用しないこと。 また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会いなど協力を 行うとともに、 不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正 措置を講じること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

8 建設業退職金共済制度への加入等

 (1)受注者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 (2)受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 (3)受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

9 建設業法の遵守について
(1)建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
(2)建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者(工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置すること。
(3)受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
(4)建設業法第40条の規定により、受注者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
(5)上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

1 **建成業からの暴刀団弾除の徹底について**(1) 鳥取県暴力団排除条例(平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号)に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
(2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
(3) この場合において工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について
(1) 工事現場に配置する技術者等(技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。) は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
(2) 直接的雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間(3か月以上)にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者が組織として有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働安全衛生の確保について 労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」、 成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知)に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこ

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の 是正等に関する特別措置法(平成 25 年法律第 41 号)で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を 行うこと。

16 契約方式について

へ 本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

- (1) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内(隣接した敷地を含む)の工事を分割して発注し、新規に発注する工事(以下、「後工事」という。)を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事(以下「前工事」という。)と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象した。
- 象とする。 (2) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとす

る。
(3) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
(4) 特定フロンの使用の削減に努めること。
(5) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
(6) 本工事が、発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても

回版とする。 調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等

に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間 管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事 の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 特 記 事 項 [施工条件明示事項]

令和6年3月改正

[鳥取家畜保健衛生所檢查棟增築工事 (建築)] ※ 番号、 ・に□印のあるものについて適用する。 条 項目 眀 車 項 禾 <u>鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(電気設備)</u> 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(機械設備) 丁事名 1. 他工事との調整 1 T 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 本工事の請負者は、上記関連業者と共に建設協議会を組織し、(当該協議会の代表 者となって)全社協力のもとで安全管理に留意すること。 程 [2]. 施工時期、施工時間及び 制限される工事 施工時間は原則として8時から17時15分までとする 制限の内容 施工方法の制限 関係機関と協議を行うこと。 ③. 関係機関等との協議 本工事において、関係法令上必要あれば、 については、 4. 工事の指定部分 日までに完成させること。 令和 年 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 [未調査・(水道・下水道・電気 信・ガス・その他 ) について調査済み] である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道 5. 地下埋設物等の調査 通信・ガス・その他・ 地下埋設物の移設が予定 ) であるため、各管理者の立会を求めて 下水道・電気・通信・ガス・その他 されている場合 埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管 理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 移設機関 本工事は、営繕工事における週休2日促進工事実施要領(試行)の対象工事であ 6. 调休2日促進工事 る。https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htmに掲載された本工事調達公告日時 点で最新の規定に従い週休2日工事を実施すること。 ・駐車場がないため確保する必要がある。 2 1. 工事用車輌の駐車場 ・敷地内に一部確保できる。 ・原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保する 田 地 容 3 1. 機械施設等の制限 関係法令を遵守すること。 小 害 ・近隣家屋等の ・事前事後の状況を写真を付して記録し ・事後 ( 工事の施工に伴い、第三 調査を行い万全を期して施工すること。 工事概要について住民説明を行うこと。 者に被害を及ぼすことが懸 対 念される場合 ・近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員 等に連絡すると共に、県が行う対応等に協力すること。 策 7─般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 11. 交通安全施設等の指定 4 安 人 交替要員 \_\_\_人 1日あたり合計\_\_ 人 配置日数 交通誘導員A \_\_\_\_人 1日あたり合計<u>1</u>人 配置日数 20 日 20 人・日 工事全体合計 全 交通誘導員 B 20 人 交替要員 -工事全体合計 外 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以 下のとおりとする。 篅 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関す る規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導業務に係る1級検定 合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に 規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者を言う。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安 全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合場交通誘導員Bを配置していることとみなす。 □ 運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また 1. 一般道路を搬入路として 5 損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 使用する場合 I. ・制限の内容 ・(ア)工事用資機材等の搬入 経路、使用期間等に制限 事 がある場合 用 ・(イ)搬入路の使用中及び使 ・処置の内容 用後の処置が必要である 道 場合 路 <u>m</u> ・延長 <u>m</u> ・切込砕石 厚 <u>cm</u> ・その他 2. 仮道路を設置する場合 工事終了後の処置

項目	明 示 事 項	条件
6 仮 設 備	① 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。     ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。     ・山留めは 工法とし、その施工条件は図示による。     ・各工事共通の揚重機械としてを設置しその施工条件は図示による。     ・施工範囲の コンクリート舗装 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示 (A-30 図) による。     ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
7	1. 建設発生土の処理	・建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書 (https://www.pref.tottori.lg.jp/312034.htm) により適切に対応すること。
建	・(ア)他工事等流用	建設発生土は市・町・村地内の工事現場に 運搬(片道運搬距離km) するものとする。
設	・(イ)建設技術センター	建設発生土は       市・町・村       地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離         搬距離       km) するものとする。         なお、処理費として1 m³当り       円をセンターに支払うこと。
副		
産	(ウ)民間残土受入地	建設発生土は 鳥取 同・町・村 有富 地内の 民間残土受入地 (中央建設) に運搬 (片道運搬距離 約8.14 km) するものとする。なお、処理費として1 m³当り 1,100 円を 中央建設 に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。 (土質性状 (記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/㎡以上)
物	[2]. 分別解体等	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体する ものとする。なお、その費用を見込んでいる。
の	3. 再資源化施設への搬出	   コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再
処		資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨けるものでは  ないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。   再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェ
理		ストを発行するものとする。 . なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。
	(施設の名称・ 受入れ費用)	コンクリート塊 鳥取 雨 明・村 南隈 地内の 再資源化施設 (運搬距離 約7.36 km)、費用1 t 当たり 1,800 円 アスファルト塊 鳥取 雨 明・村 南隈 地内の 再資源化施設 (運搬距離 約7.36 km)、費用1 t 当たり 2,000 円
	n n	建設発生木材 鳥取 而 ・町・村 港町 地内の 再資源化施設 (運搬距離 約 9.78 km)、費用 1 t 当たり 1,800 円 その他( ) 市・町・村 地内の (運搬距離 km)、費用 1 t 当たり 円
	(受入れ時間帯) (受入れ条件)	8時~17時(平日) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。
	4. 最終処理等	については、
J	5. 産業廃棄物処理 '	建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。
	6. 産業廃棄物の処理に係る税	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、円見込んでいる。
8 建設	1. 建設発生土の使用	工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入 れ、使用箇所: に使用する。 なお、建設発生土は、再生資源の利用の促進に係る特記仕様書(https://www.pre f.tottori.lg.jp/312034.htm)により適切に対応すること。
副産	2. 再生資源の使用	ア Co 雑割材は、工事から運搬し、使用箇所:に
物の		使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、工事から運搬し、
使用	e:	使用箇所:       に使用する。         ウ 再生クラッシャーラン [規格:       〕は、使用箇所:
		使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格:RS- 〕は、 <u>使用箇所:</u> に
		使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格: 〕は、 <u>使用箇所: </u> に
		使用する。 オ その他再生資材〔資材名: 〕 〔規格: 〕 は、 <u>使用箇所: に</u> 使用する。

項目	明	示	事	項	条 件
9 支物 障件	1. 地上 等の工 る場合	事支障	等に占物件が	ゴ用物件 ジ存在す	移設・撤去 防護等の方法
10 濁処 水理	1. 排水 方法及 指定す	び排水	の放射	×処理の 流先等を	工法 処理の方法 放流先
11	1. 工事	実績情	報の	<b>学</b> 録	工事請負代金額 500 万円以上の工事について、受注時は工事契約後 10 日以内に、登録内容の変更(技術者の配置変更、工期の変更)時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、(一財)日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。
0	2. 支給 る場合		び貸与	チ品があ	品 名 数 量 品質、規格又は性能 引渡場所 引渡時期
	3. 工事月	用電力等	を指定	する場合	内容
他	4. 自社 (塗装 屋根	施工 、畳、 、板金	防水、 工事)	造園、	本工事においては、 工 ( 工を除く) のうち、
	5. 景観	評価			ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業 [である・ではない]。 イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。
W	6. 提出	書類			<ul><li>□工事履行報告書(毎月提出)</li><li>・</li></ul>
	[7]. 石綿 ・結果の				大気汚染防止法(第 18 条の 15)及び石綿障害予防規則(第3条及び第4条の2)(次号において、「大気汚染防止法等」という。)による調査結果の掲示を行うこと。(公共建築改修工事標準仕様書(第9章))
	8. 石綿 結果の	含有建 報告に	材の!	事前調査	大気汚染防止法等による調査結果を、石綿事前調査結果報告システムにより、工事場所を 所管する鳥取市生活環境課又は県中部・西部総合事務所環境建築局及び労働基準監督 署に報告すること。
	9. 労災 付保	補償に	必要	な保険の	本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。
	10. 墜落 ついて		器具(	の着用に	労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、 「墜落制止用器具の規格(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落 制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。
	<ol> <li>工事 ステム</li> </ol>				発注時の請負対象設計金額が建築工事にあっては20,000 千円以上、それ以外の工事にあっては5,000 千円以上の工事については、電子納品及び情報共有システム利用の対象工事とする。
	*				なお、情報共有システム利用にあたり、 <u>6,000</u> 円/月を経費に見込んでいる。 また、上記金額未満で請負対象設計金額が2,500千円以上の工事にあっても、 受注者が利用を希望する場合は利用することができる。この場合の利用に係る経費 は、監督員と協議すること。
	12. 鳥取	県建設 テムの	:キャ 活用!	リアアッこついて	当工事は、鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事である。活用した場合、発生する経費の一部を設計変更対象とするため、監督員と協議すること。
	13. 遠隔	臨場			本工事において、遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/125552.htmに掲載された最新の「鳥取県営繕工事・建築関係建設コンサルタント等業務の遠隔臨場に関する実施要領【試行】」によること。
	14. そ	の 他	L		・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 <ul><li>近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。</li><li>契約図書の作成は、落札者において行うこと。</li></ul>

## 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針

#### (目的)

第1条 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(以下「指針」という。)は、鳥取県が発注する建設工事(以下「県発注工事」という。)において、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を定めることにより、県発注工事の生産性向上、元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図るとともに、担い手の育成及び確保を促進し、もって地域の安全・安心を担う建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この指針 (別表2及び3を除く。) において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 元請負人 県発注工事を県から直接請け負った者をいう。
  - (2) 下請注文者 県発注工事に係る全ての下請契約の注文者をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人及びこれに続く全ての下請契約の注文者をいう。
  - (3) 下請負人 県発注工事に係る全ての下請契約の請負人をいい、一の工事が数次の下請により行われる場合は、元請負人からその工事の一部を請け負った者及びこれに続く全ての下請契約の請負人をいう。

## (県の責務)

第3条 県は、第1条に定める目的の実現に向けて、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)をはじめとする関係法令等に基づく措置を適切に講じなければならない。

## (下請注文者及び下請負人並びに元請負人の責務)

- 第4条 下請注文者及び下請負人並びに元請負人は、品確法第8条及び建設業法(昭和24年法律第100号) 第25条の27の規定等を考慮して、建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月5日付建設 省経構発第2号)に示された就労環境・雇用条件等の改善及び適正な施工体制の確立を図るのに必要な措 置等のほか、次の各号に掲げる事項について真摯な対応に努めなければならない。
  - (1) 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないという建設業法第19条の3の規定の趣旨に沿って、各々の対等な立場における合意に基づき、担い手育成及び確保の観点から、少なくとも当該下請契約に該当する部分の県の設計に計上された直接工事費相当額及びこれに必要な法定福利費を確保するとともに、労働安全衛生の確保に必要な費用を含む間接工事費及び企業の経営上必要となる費用を加えた金額が確保された請負契約を締結すること。
  - (2) 使用する建設労働者の賃金について、公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保すること。
  - (3) 事業所として雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)等の適切な保険に加入し、保険料を適正に納付するだけではなく、施工現場に従事する全ての建設労働者についても適切な保険に加入させること。
  - (4) 長時間労働の縮減及び計画的な休暇取得の推進、育児又は介護のための休業制度の整備等、使用する建設労働者の仕事と家庭との両立が可能な環境及び制度を整えること。
  - (5) 技術及び技能の向上により仕事に対する意欲及び充実感を高めるため、公的助成制度を活用する等により研修又は訓練を実施し、若しくは表彰制度を整えること。

(6) 元請負人は、請け負った県発注工事における全ての下請負人に対して、本文及び第1号から前号までについて指導及び助言その他の援助を行うこと。

#### (下請次数の制限)

- 第5条 元請負人は、請け負った県発注工事の一部について下請契約を締結して施工しようとするときは、 その下請の次数を、建築一式工事(鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。以下同じ。) にあって は3次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては2次までとしなければならない。ただし、特段の理 由があり、あらかじめ当該県発注工事を監督する県の監督員(以下「監督員」という。) の承認を受けた場 合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする場合は、別表1に留意して協議書を作成し、これを監督員に提出しなければならない。

#### (下請負人の選定)

- 第6条 下請注文者は、下請負人を選定するに当たっては、次の各号に規定する全てを満たす者の中から選 定しなければならない。
  - (1) 県発注工事の施工に関し、建設業法に違反する者ではないこと。
  - (2) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。)に基づく入札参加制限を受けている有資格者でないこと。
  - (3) 下請注文者の直接契約締結する相手方は、社会保険等又は国民健康保険等の適切な保険に加入している者(以下「保険加入者」という。)であること。ただし、元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険加入者以外の者を直接契約する相手方に選定する場合は、元請負人は、契約に先立って早期に適切な保険への加入手続を進めるよう指導するとともに、当該下請注文者から事情を確認した上で「保険未加入者選定報告書」を次条第5号に定める期限内に県へ提出しなければならない(この場合、社会保険等適用除外者に対する社会保険等への加入の指導又は現場からの排除といった過誤がないよう、十分に注意すること。)。
  - (4) 下請注文者(下請の数次が2次までの下請注文者に限る。)が契約締結する相手方は、県内に本店を有する者(以下「県内業者」という。)であること。ただし、施工能力を有する県内業者が1社以下であると元請人が判断する場合等、特段の理由があり、元請負人があらかじめ監督員の承認を受けた場合は、県外に本店を有する者とすることができる。
  - (5) 前号ただし書の規定による場合にあっても、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済 振興又は雇用の確保に当たって貢献している者(以下「県外貢献業者」という。)であること(前号の 承認の際に、特段の理由があり県外貢献業者に限定しないことの承認を受けた場合を除く。)。
  - 2 前条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定による承認に準用する。

#### (下請契約の締結に当たっての遵守事項)

- 第7条 下請注文者は、下請契約(変更契約を含む。以下同じ。)の締結に当たって、次の各号の規定を遵守 しなければならない。
  - (1) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっては、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価 又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書(金入り)等を参照し、第4条第1号に規 定する金額が確保された請負契約の締結に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十 分に協議すること。
  - (2) 下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重す

るとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めること。

- (3) 県発注工事に着手する前に、建設工事標準下請契約約款(平成22年7月26日中央建設業審議会決定)又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、元請負人にあっては別表2の条項を、元請負人以外の下請注文者にあっては別表3の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結すること。
- (4) 下請注文者は、下請契約締結前に「下請契約遵守事項報告書」により、その契約手続等の適否を確認すること。
- (5) 元請負人は、県に対して、下請契約締結の日(元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。)の翌日から起算して20日以内に建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体系図の写し並びに同法施行規則第14条の2及び同規則第14条の4に規定する添付書類並びに別に県が添付を求める書類及び前項に定める「下請契約遵守事項報告書」(元請負人を除く下請注文者分は写し)を提出すること。

## (帳簿書類等の備付け)

第8条 元請負人は県発注工事ごとに前条第5号で提出した書類等を現場に備え付け、次条第1項及び第4項、その他必要に応じて実施する県の調査等に協力しなければならない。

## (確認、指示等)

- 第9条 県は、この指針の適正な施行を確保するため、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領(平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知)に基づく現場実態調査により、県発注工事の現場に立入り、指針の施行状況を調査するものとする。
- 2 県は、元請負人に対してこの指針の遵守を求めるとともに、下請負人においてもこの指針の遵守が確保されるよう、元請負人に対して、下請負人に対する指導、是正の要求その他の必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- 3 下請負人は、元請負人から前項に規定する指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう 求められたときは、これに誠実に対応しなければならない。
- 4 県は、元請負人又は下請負人がこの指針に定める事項に違反し又は違反しているおそれがあり、県発注 工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認められるときは、元 請負人又は下請負人の本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所に立入り、帳簿その他の物件の 調査を求めるものとする。

## 附則

この指針は、平成27年4月1日以降に調達公告(調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知)を 行う建設工事から適用する。ただし、第6条第1項第3号の規定は、同年7月1日以降に調達公告(調達公 告を行わない工事にあっては、入札日の通知)を行う建設工事から適用する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成27年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項第3号の改正規定並びに様式第1号 (第7条関係) 中のNo.3の改正項目及び記入要領4の 改正規定は、平成27年12月31日までに調達公告 (調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知) を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この改正は、平成29年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項及び第6条第1項第3号の改正規定(ただし書を除く。)並びに様式第2号(第7条関係)中のNo.3の改正項目は、平成29年9月30日までに調達公告(調達公告を行わない工事にあっては、入札日の通知)を行う建設工事にあっては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 1 (第5条関係) 下請制限除外に係る協議書作成要領

下請制限除外について協議するに当たっては、下記に留意すること。

当該協議書様式は、工事に関する協議書等取扱要領(平成11年10月5日付管第435号鳥取県土木部長通知)に定める受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」を活用して差し支えない。この場合は、「承諾協議事項」欄に下記2の記載事項を記載すること。

## 1 監督員との協議者

監督員に対する協議者は、元請負人に限る。例えば、2次下請業者を選定するに当たって 県外業者を選定しなければならない特段の理由がある場合は、1次下請業者は元請負人に協 議し、これを受けた元請負人が監督員に協議するものとする。

## 2 協議書記載事項

(1) 協議事由

記載例:鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(第5条第1項・第6条第1項第4 号・第6条第1項第5号)に基づき、下請制限の除外(次数制限・県内業者優先選定・ 県外貢献業者優先選定)を協議します。

(2) 協議理由

注意:下記3に留意して、客観的かつ具体的に協議理由を記載すること。

- (3) 下請工事の内容
- (4) 下請負人予定者

## 3 協議理由記載に当たっての留意事項

該当条項	協議理由記載に当たっての留意事項
第5条第1項 (次数制限)	1 当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由(施工能力を有する県内業者が1社以下であると判断した理由を含む。)を記載すること。 2 制限次数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的な重層下請による方法でしか施工できない等の理由を示すこと。 * 次数制限の解除がやむを得ないと認められる場合の例としては、トンネル工事のような大規模なもので、県内業者では技術的に施工できない内容の専門工事を1次下請として出す必要があり、当該下請工事の内容中に当該工事を請け負った業者が技術的に施工できず、かつ、1次下請発注時においては分離し難い内容の専門工事が含まれる場合で、2次下請においても同様の事情が生じるもの等が考えられる。 * なお、次の例のように、適正に施工管理を行っていれば回避することができるようなものを理由とすることは認められない。・自社の手持ち工事量が多い。・契約中の下請負人の中に、当該工事について施工能力を有する者がない。
第6条第1項第4号 (県内業者優先) 第6条第1項第5号 (県外貢献業者優先)	1 下請施工しようとする当該工事に関して、県内業者・県外貢献業者に施工させることができない客観的かつ具体的な理由を記載すること。 2 県内業者・県外貢献業者では技術的に施工できない特殊で専門的な工事 又は県内業者で施工できても工程的に間に合わない等の特段の理由を示す こと。

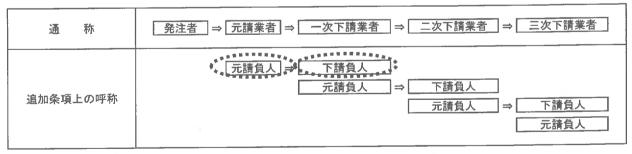
# 【1次下請用】

## (県発注工事を県から直接請け負った元請負人が下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

- 第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等 適正化指針(以下「指針」という。)に規定する事項を互いに遵守しなければならない。
- 2 元請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県から是正の指示があった場合は、速やかに是正するものとする。
- 3 下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、元請負人から指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やかに 是正等に応じるものとする。
- 4 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県に協力するものとする。
- 5 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約 の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記 させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考:別表2における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注:点線で囲まれた元請負人と下請負人との間での下請契約においてのみ、本書条項を追加してください。 これ以外の下請契約においては、別表3の追加条項を追加してください。

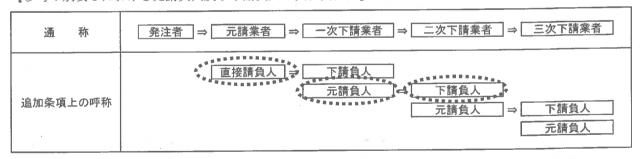
# 【2次下請以下用】

## (下請負人が元請負人として下請契約を締結する場合用)

(鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守)

- 第 条 元請負人及び下請負人は、この契約を履行するに当たり、鳥取県建設工事における下請契約等 適正化指針(以下「指針」という。)に規定する事項を互いに遵守しなければならない。
- 2 元請負人及び下請負人は、この契約により請け負った工事に関して、指針の規定に違反するとして、鳥取県からこの契約の基となった県発注工事を直接請け負った元請負人(以下「直接請負人」という。)から 指導を受け、又は是正の要求その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、相互に協力の上、速やか に是正等に応じるものとする。
- 3 元請負人及び下請負人は、この契約に係る工事に関して、鳥取県から指針第9条第1項及び第4項の規 定による立入調査を求められた場合は、本店又は営業所その他工事の施工に関係のある場所への立入り及 び帳簿その他の物件調査について、積極的に鳥取県及び直接請負人に協力するものとする。
- 4 下請負人は、この契約を履行するに当たり、さらに下請契約を締結する場合においては、当該下請契約 の請負人に対しても指針に規定する事項を遵守させるため、指針別表3の条項の規定を下請契約書に明記 させる等の必要な措置を講じるものとする。

【参考:別表3における元請負人及び下請負人の契約関係図】



注:上記表の通称欄の一次下請業者と二次下請業者間の下請契約(この場合、追加条項上の呼称欄では、一次下請業者が元請負人に、二次下請業者が下請負人になる。)、又は二次下請業者と三次下請業者間の下請契約など、元請業者と一次下請業者間の下請契約以外の下請契約において、本書条項を追加してください。 なお、追加条項上の直接請負人とは、通称欄の元請業者に該当します。

報告書提出年月日 平成 年 月 日 報告書作成年月日 平成 年 月 日

# 保険未加入者選定報告書

(報告書作成者: 県と直接契約関係にある元請負人) 商号又は名称 代表者氏名

保険未加入者を選定した具体的な理由

2 当該保険未加入者に対する保険加入指導を行った日(年月日)・保険未加入者に行った加入指導の内容
・保険未加入者に行った加入指導の内容
・保険未加入者の保険加入手続完了時期(見込み)(年月日)
3 当該保険未加入業者が加入指導後も保険加入できない場合の理由

報告書提出年月日 平成 年 月 日報告書作成年月日 平成 年 月 日

# 下請契約遵守事項報告書

(報告書作成者:当該下請工事における下請注文者)

商号又は名称

代表者氏名

囙

下請負	負人の商号又は名称:			
No.	項目	はい	いいえ	「いいえ」 の理由
1 ·	下請契約の締結に当たり、指針第4条第1号に規定する金額が 確保されるよう努めた。			-
2	指針第5条第1項(次数制限)に違反する下請契約ではない。			_
3	指針第6条第1項第3号(保険未加入者との下請契約締結制限)に違反する下請契約ではない。			
4	指針第6条第1項第4号(県内業者優先)及び第5号(貢献県 外業者優先)に違反する下請契約ではない。			· _
. 5	指針第7条第1号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書(金入り)等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。			=
6	指針第7条第2号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定 福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、 標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。	1		
7	指針第7条第3号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款 又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表 2又は3に掲げる条項を追加して記載することとしている。			-

#### [記入要領]

- 1 下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。
- 2 確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。
- 3 確認項目No.2及び4について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。
- 4 確認項目No.3及び6について、「いいえ」となることが認められるためには、No.3においては2次以下の下請契約をやむを得ず保険加入者以外の者と締結する場合、No.6においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。
- 5 元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制 台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。 また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請 負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下 請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に県に提出すること。
- 6 1から5の要領は、変更契約時も同様とする。

# みんなで、適切な賃金水準を確保! 社会保険等への加入を徹底!

まじめに働く職人が報われるために



## 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、 労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労 環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年 4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年 3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3 月には0.8%、令和4年3月には2.8%、令和5年3月には4.4%、令和6年3月には6.4%引き上げ、平成2 4年度に比べ約63.2%の上昇となりました。

## 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- □ 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- □ 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- □ 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

# 社会保険等への加入徹底

- □ 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下 請契約を締結しましょう
- □ 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

## 元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- ▶ 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- ▶ 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- ▶ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき
  - 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

## 請負契約における法定福利費の確保(標準見積書の活用)

- > 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- ⇒ 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、 提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請 > 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



鳥取県県土整備部県土総務課

# 公共工事設計労務単価(主要10職種)変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成25年に11.5%、平成26年2月に6.6%、平成27年2月に4.1%、平成28年2月に3.6%、平成29年3月に3.2%、平成30年3月に3.1%、平成31年3月に1.4%、令和2年3月に2.5%、令和3年3月に0.8%、令和4年3月に2.8%、令和5年3月に4.4%、令和6年3月に6.4%引き上げられ、平成24年度に比べ約63.2%の上昇となりました。主要10職種の引き上げ率は下表のとおりです。

大 大 大 大	上昇率
	上昇率
D0 3	
R6.3	対H24.4比
8.0%	56.5%
21, 600	00,0%
5.0%	55,6%
16, 800	00,0%
8.6%	60.0%
15, 200	00,0%
3.4%	60,7%
24, 100	00.77
17.1%	70.5%
	, 0,0 %
	53.5%
19, 800	
8.4%	63.1%
	67.1%
	07,1.77
3.5%	57.7%
3.7%	57,7%
22, 400	07,770
	0 21,600 5 5,0% 0 16,800 6 8,6% 0 15,200 6 24,100 6 7,6% 0 19,800 6 8,4% 0 19,800 18,100 18,100 18,100 18,100 18,100 18,2% 0 24,400 19,300 10,300 1

## 【公共工事設計労務単価とは?】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者51職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働 (所定時間内) に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1.基本給相当額 + 2.基準内手当 + 3.臨時の給与 + 4.実物給与

- 1. 基本給相当額 基本給(法定福利費本人負担分相当額を含む。) 及び出来高給
- 2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 3. 臨時の給与 賞与 (ボーナス) など
- 4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など
- 注:<u>法定福利費事業主負担分</u>は、現場管理費に計上されています(労務単価には、法定福利費事業

主負担分は含まれていません。)。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。 よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、<u>末端の下膊企業の技能労働者に至るまで</u> 持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが**重要となります。
- 【例】普通作業員(16,800円/日、20日/月勤務)の場合

月当たり 16,800 (円/日)  $\times 20$  (日) = 336,000 円となり、これは上記枠内の  $1. \sim 4.$  により 算定した年収 (4,032 千円) を 12 ヶ月で除したものに相当し、<u>法定福利費(雇用保険、医療</u>保険及び年金保険)の本人負担相当額(約 1.5 %)が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課

# 公共工事設計労務単価と法定福利費

- 適正な金額での下請契約のために -

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費(現場管理費)には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に 含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。 なお、法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例(R6.3月以降)

## ■標準単価(公共工事設計標準歩掛及び労務単価による)

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり(直接工事費原価ベース)で すが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

7 14 V HIM	H 04 19421 2141	1 12 1014	五次於門首					
<b>工</b> 揺力	#日 #女	224 /	標準単価					
工種名	規格	単位		労務費	器具及び諸雑費			
鉄筋工 ※ 1	D10~D51	t	57, 000 円 (100. 0%)	55, 518 円 (97. 4%)	1, <b>4</b> 82 円 (2. 6%)			
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	4, 143 円 (100. 0%)	2, 294 円 (55. 4%)	1,849 円 (44.6%)			
型枠工 ※ 2	鉄筋・無筋 構造物	m	7, <b>705 円</b> (100. 0%)	6, 265 円 (81. 3%)	1, 440 円 (18. 7%)			

- ※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。
- ※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/

注)<u>下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が</u>必要です。

## ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	2)55	③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)	
鉄筋工	57,000 円/t	55, 518 円/ t	8,600円/t	9,049 円/ t
足場工	4, 143 円/掛㎡	2, 294 円/掛㎡	355 円/掛㎡	374 円/掛㎡
型枠工	7, 705 円/㎡	6, 265 円/㎡	970 円/㎡	1,021円/㎡

- ◎労働者負担分の算定式 労務費×154.90÷1,000
- ◎事業主負担分の算定式 労務費×163.00÷1,000

※R6.3 月以降の率

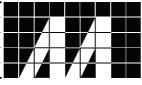
- ●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価)+③(事業主負担分法定福利費)
- ●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

# 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

No.	図面名称	Scale	No.	図面名称	Scale
	表紙 図面リスト				
A - 0 1	木造建築工事特記仕様書(1)		S-01	木造構造関係共通事項(その1)	
A-02	木造建築工事特記仕様書(2)		S-02	木造構造関係共通事項(その2)	
A-03	木造建築工事特記仕様書(3)		S-03	木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書(その1)	
A - 0 4	木造建築工事特記仕様書(4)		S-04	木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書(その2)	
A-05	木造建築工事特記仕様書(5)		S-05	地盤改良特記仕様書	
A-06	配置図 附近見取図	1/300	S-06	基礎伏図、基礎リスト	1/100、1/20
A — 0 7	仕上表		S-07	構造伏図(1)	1/100
A - 0 8	敷地求積図 家畜焼却施設求積図	1/300、1/100	S-08	構造伏図(2)	1/100
A-09	床面積求積図 改修前平面図	1/200、1/100	S-09	軸組図(1)	1/100
A – 1 0	改修後平面図	1/30、1/100	S-10	軸組図(2)	1/100
A – 1 1	立面図 断面図	1/100			
A-12	立面図 [改修前・後]	1/100			
A – 1 3	床伏図 天井伏図	1/100			
A – 1 4	矩計図(1)	1/10、1/30			
A – 15	矩計図(2)	1/30			
A – 1 6	平面詳細図	1/50			
A — 1 7	展開図(1)	1/50			
A – 18	展開図(2)	1/50			
A – 1 9	展開図(3)	1/50			
A-20	展開図(4)	1/50			
A – 2 1	部分詳細図	1/50			
A-22	建具キープラン 建具表	1/100、1/50			
A-23	ユニットバス詳細図	1/20			
A-24	什器詳細図(1)	1/20			
A-25	什器詳細図(2)	1/20			
A-26	什器詳細図(3)	1/20			
A-27	什器詳細図(4)	1/20			
A-28	外構配置図 外構詳細図 [改修前]	1/100、1/5、1/20、1/100			
A-29	外構配置図 外構詳細図 [改修後]	1/100、1/5、1/20、1/100			
A-30	仮設計画図 概略工事工程表				





| (西村)

表紙 図面リスト

Scale

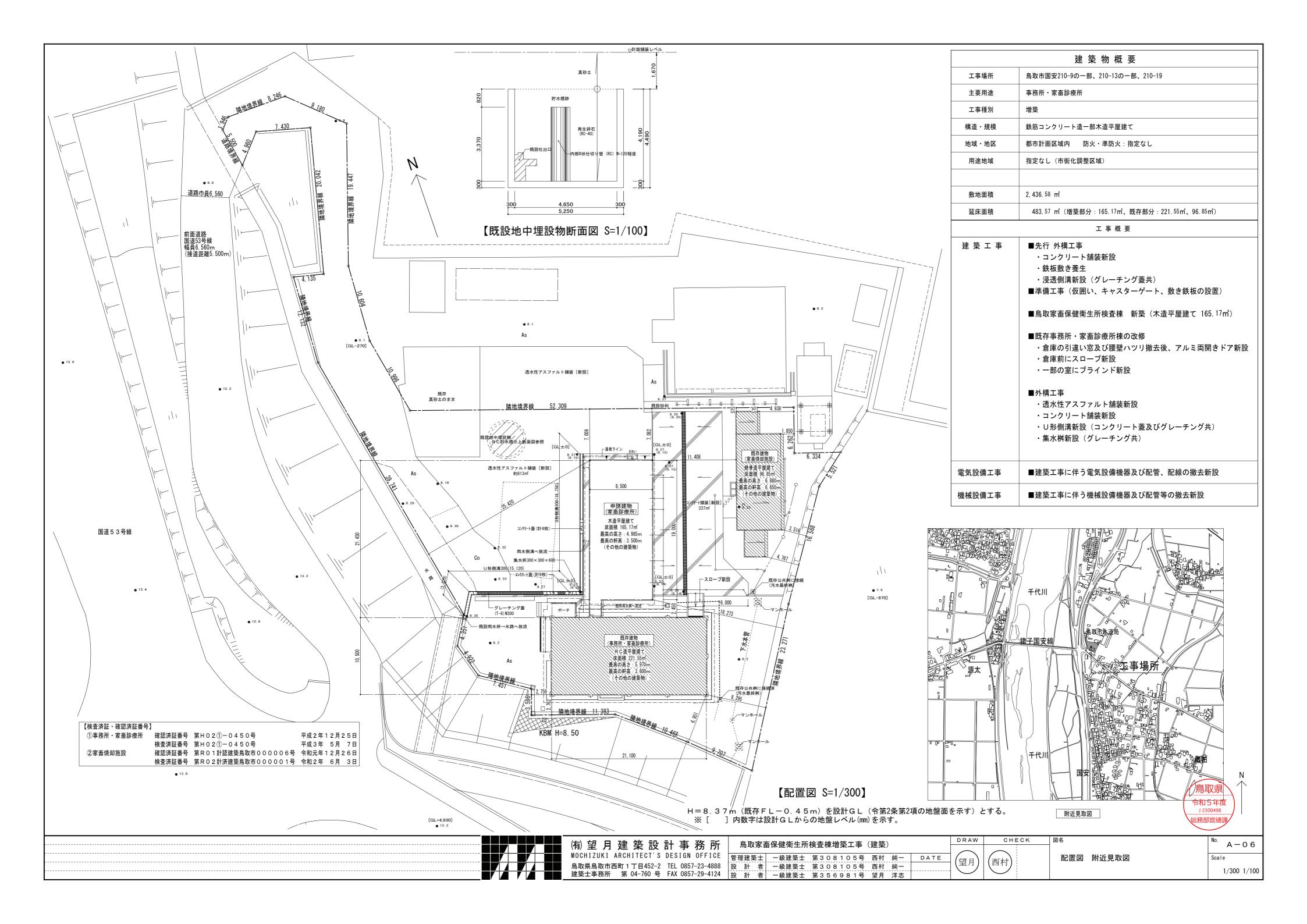
					_			
木造建築工事特記仕様書		特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類 再資源化等をする施設の名称 所 在 地		《技能士名札参考図》		鳥取県景観形成条例	※ 対象工事 ・ 対象外工事	
I 工事概要		<ul><li>コンクリート</li><li>コンクリート及び鉄から成る建設資材</li><li>木材</li></ul>		□ 技 能 士   □ 技能 士   □ 技能 士   □ 技能 1  □ 技能 2  □ 技能 2  □ 技能 2  □ 技能 3  □ 対能 4  □ 建築大工  □ 対能 4  □ 対能 4  □ 対能 4  □ 対能 5  □ 対能 5		省工ネ法 鳥取県公共事業	<ul><li>※ 対象工事</li><li>・ 対象外工事</li><li>※ 対象工事</li><li>・ 対象外工事</li></ul>	
		・アスファルト・コンクリート		級 別 1級		環境配慮指針		
1. 工事場所 鳥取市国安210-9の一部、210-13の一部、210-19	⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築資材等 (1.4.1)			20	) 足場その他	足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版2.2.4(2)	) によるほか、設置 (2.2.4
2. 敷地面積2, 436. 58 ㎡		本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)		動務先 OO工務店   事真 (30×40)   自 宅 鳥取市   一技能士本人の住所			においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手す	「り据置方式又は (3)
3. 地域・地区 1 都市計画区域(♠)内 (・市街化区域 ♠)市街化調整区域 ・非線引き区域) ・外)		から 4) を満たすものとする。  1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、		<u>発行</u> ○○○○○○○○ 名札の発行元	仮		手すり先行専用足場方式により行うこと	
2 用途地域等 (指定なし )		その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、		9.0 mm	「草」の	) 監督職員事務所	※ 設ける m <sup>d</sup> ⊙ 設けない	(2. 3. 1
3 防火地域等 (・防火地域・準防火地域 ① 指定なし)		アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する 「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する			事		現場に常備する備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること	
4. 工事概要		2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する	・施工の検査等	見本施工の実施 ・ 行なう (1.5.5)	∍ <b> </b>  ⊙	) 表示板	※ 工事表示板 ・ お願い表示板	
1. 建物 番号 名 称 エ事種別 構造 階数 建築面積(m) 延べ面積(m)		3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジーn-ブチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシル等を含有しない 難揮発性の可塑材を除く)が添加されていない材料を使用する		見本施工を行なう製品()			≪ 900 → 1,200 ──	<del></del>
1 検査棟 新築 W造 1 164.80 165.17		4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、	<ul><li>化学物質の濃度測定</li></ul>	1) 測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定 (1.5.9)	)		### ### ### #### #### #### ##########	地也日
2 事務所·家畜診療所 改修 RC造 1 243.34 221.55		アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする		し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 ・パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う			地色   マンセル記号   57RE.5/11   令和〇〇年〇月工事完成予定	地色 マンセル試号 5 Y R 6.5/11
		また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外		測定対象室(一般検査室、精密検査室、臨床検査室))			構造・規模 木造 O開建 ボベ番側の〇〇〇回2 エ専期間 令和〇年〇月から〇年〇月まで の計会・ヘル〇〇〇〇〇回2 (拡大カラーコピーを張り付け	
計         408.14         386.72		①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド		2) パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。			設計者 ○○○○○○設計	
2.工作物		発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料		①30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する	5		施工者 00000建設 8 00000000000000000000000000000	0000000
		ホルムアルデヒド放散量 第三種		②5時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納			現場責任者 〇〇 〇〇 島取県〇〇般合事務所環境建築局 地色 白 現在の進捗率〇〇%	
<del></del>		①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料		部分の扉は開放したままとする。			対象を任宅課 宮棚を漁出場 事業協力のお願い     工事期間中は、ご迷惑をおかけし。     ご協力ようしく志願いします。	<b>よすが、ご理解と</b>
3. 外構		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等		③測定 イ ②の状態のままで測定する。			記入要領	200 地色
U形側溝、浸透側溝及び集水升 新設		の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。		ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えな			1. 音呼は月コンワウとする。 2. お願い表示板は平易な表現及び内容とし、 「EL ○○○○○○	·// / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	○ 材料の品質等	材料・機材等の品質及び性能 (1.4.2)		い場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時~3時が測定時間帯の中央 となるよう、10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。			監督職員が指示するものとする。	
4. 造園		1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする		ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。		) 工事用水	横内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無	(首 )
		2) 本工事に使用する材料のうち、3) に指定する材料の製造業者等は、次の(1) ~ (6) の事項を満た		④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。				
┃		すものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない		(5)その他		)工事用電力	構内既存の施設 ※ 利用できない ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無	員 )
		るものとする。たたし、あらかしの監督報長の本語と受けた場合はこの後がではない (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること		監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。		) 工事用仮設物	構内既存の施設 ・ できる ○ できない	
1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「木造建築		(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること	完成写真	下記のものを監督職員に提出する		工事現場のイメージアップ		
工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「木造標仕」という。)による。また、木造標仕に記載されていない事		(3) 女走的な快船が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること		-   「		— デシレッガマノコ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標仕」とい う。) による。		(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること		※ 工事記録写真 カラーサービス判 各工種の工程毎 1部	3		   土工事	
)。/ による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事		3) 製造業者等に関する資料の提出が必要な材料		※ 完成写真 カラーサービス判 (・) 内部 14箇所 2部 (・) 内部 6箇所 2部	‡		→ <del>→ → →</del>	
仕様書を適用する。 (3) 受注者は完了検査(中間検査を含む。)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等		床型枠用鋼製デッキブレート 現場発泡断熱材		カラーキャビネ判     ・ 内部 箇所 部       ・ 外部 箇所 部	1 . 0	) 埋戻し及び盛土	埋戻し土 種 別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 G	【3.2.3】【表3.2.1
(3) 文注目は元1 快重(中間快重を含む。)の快重には、行足11以1) (建業工事等)が水のる快重に必要な具件等 (報告書等)を用意すること。		無収縮グラウト材 可動間仕切		- パネル カラー - 四y切 箇所 2部	業		・ 姓成乃北がら丹王した処理工[5] C種の場合(建設発生土受入量 ( ) m3 発生場所	π̂:
O #+=7/L+*		乾式保護材 移動間仕切		・ 半切 箇所       ・ 全紙 箇所	基基		D種の場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した	:改良土の六価クロム溶出試験
2. 特記仕様 (1) 項目は、⊙印の付いたものを適用する。		既調合モルタル     トイレブース       ルーフドレイン     煙突用成形ライニング材			礎		実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。	
(2) 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。		吸水調整材 天井点検口		<ul><li>① 電子データ又はネガの提出[工事記録写真] (① 要 ・ 不要)</li><li>② 電子データ又はネガの提出[完成写真] (② 要 ・ 不要)</li></ul>	事		盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種	【3.2.3】【表3.2.1
<ul><li>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</li><li>○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</li></ul>		錠前類     床点検口       クローザ類     グレーチング		O 18 1 / AIGHT AND METHODING THE J			<ul> <li>建設汚泥から再生した処理土 G</li> <li>C種の場合(建設発生土受入量( ) m3 発生場所</li> </ul>	<b>л</b> і:
(3) 特記事項に記載の()内表示番号は、木造標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。		自動扉機構 屋上緑化システム	① 完成時の提出図書	下記のものを監督職員に提出する (1.7.1~2)	)		D種の場合は「セメント及びセメント系固化材を使用した	
(4) 特記事項に記載の【 】は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) ⑤印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特		自閉式上吊り引戸機構   トップライト   ポリマーセメントモルタル		※ 原図A1版又はA2版(設計図の第2原図訂正不可)       1 部         ※ CADデータ       1 式			実施要領(案)」により、六価クロム溶出試験を行う。	
定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(環境省のホームページから		軽量シャッター 既調合目地材		※ 原図の2つ折製本 2 部		) 建設発生土の処理	⊗ 郊外指示の場所に処分	【3. 2. 5
ダウンロード可能)による。 (6) 木造標仕、標仕で「特記がなければ」以降に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合におい		オーバーヘッドドア 鋳鉄製ふた 防水材		※ 原図の縮小版の2つ折製本(A4版)     2 部       ・ 複写 縮小版A3パラ焼     部			<ul><li>・構内指定場所に敷き均し</li><li>・構内指定場所にたい積</li></ul>	
て、それらが関係法令の改定により(条例を含む)抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優		(804VP)					אר א די אור מער אם ול זידון (מער אם בי דידון באר די	
先する。	・特別な材料の工法	標準仕様書に配載されていない特別な工法については、材料製造所の指定する工法とする。		完成図の種類及び内容 ○ 案内図・配置図・面積表 : 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む (BMの表示)			│ │ 地業工事	
	19カック・19 44・ジエム	(1.5.2)		<ul><li>○ 平面図 : 室名、耐震壁(防火壁)、避難施設等を表示する</li><li>○ 立面図 : 外壁仕上等を表示する</li></ul>				
章   項   目   特 記 事 項	○ 技能士	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすると共に、他の技能者 に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと		● 断面図 : 階高、天井高等を表示する		) 支持地盤	<ul> <li>杭基礎</li> <li>支持地盤の位置及び種類(基礎杭の先端の位置含む)</li> </ul>	[4. 3. 4, 5] [4. 5. 5, 6]
① 適用基準等 ② 建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		(技能士:職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者)		<ul><li>○ 仕上表 : 屋外、屋内(各階)の仕上表を表示する</li><li>○ 構造図 : 杭、構造躯体等を表示する</li></ul>			文行を生めた性類(密旋机の光端の位置さど)           ・図示による( )	
<ul> <li>建築工事監理指針(令和4年版)</li> <li>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>小工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</li> </ul>		また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札を常時着用すること エ 事 種 目 技能検定職種 技 能 検 定 作 業		<ul><li>○ その他( 設計図に倣う )</li></ul>			<ul><li>連続基礎 支持地盤の位置及び種類(基礎底部の位置含む)</li></ul>	
般 ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)		び 記憶 で		※ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付けること			<ul><li>・ 図示による( ) ● 構造図による</li></ul>	
通 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		鉄筋工事     鉄筋組立作業       コンクリート工事     型枠施工       ・ 型枠工事作業	<ul><li>● 施工図及び施工計画書</li></ul>	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする			試験堀り(根切り底の状態の確認等) ① 行わない	【3. 2. 1
項		コンケリート工学 コンケリート圧送施工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 設備工事との取り合い				· 行う	
○ 届出手続等 工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は本工事請負者の負担とする。		鉄骨工事         鉄工         ・構造物鉄工作業           とび         ・とび作業		設備 エ 事 と の 取 り 合 い 建 築 電気設備 機械設備 ○コンクリート壁、床等貫通部 補 強 ※ · ·			位置等 ・ 図示による( )・ 原位置掘削時の根切りを試験堀とする	
· 電気保安技術者 (1.1.3)		金装・建築塗装作業		() コングリート生、床寺員週前			・ 凶示による( )・ 原世直端門時の依切りを試験場と9 る	
工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規定第5条に定める工事 担当性係者の贈敬を結体し、当該工事の工事期間内自家用電気工作物の保存の象数をおったさまのとする		コンクリートプ・ロック・エーエルシーパー フ・ロック建築 ・ コンクリートプ・ロック 工事作業		○ 埋込分電盤・端子盤・ブルボックスの 仮 枠 ・ ※ (版 枠 ・ ※ (版 枠 ・ ※		) 砂利地業	材料	【4. 6. 2
担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務をおこなうものとする。		ネル・押出成型tが小板工事		仮枠及び埋込部分の補強 補 強 ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			<ul><li> 再生クラッシャラン G ・ 切込砂利及び切込砕石</li><li>砂利厚さ</li></ul>	【4. 6. 3
・ 工事安全計画書 (1.3.3) 神筋工事中の体工技術性科及び対象の事件に対象を研究を表表し、工事中の科画者を影響器に関います。		・ アウリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ピール系シート防水工事作業 ・ セント系防水工事作業		下地の補強 補 強 ※ ・			· 60mm ⊙ 100mm	
建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要領を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する		<ul><li>ジラーリンプ防水工事作業 ・ 改質7ススファルトシートトーラ防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</li></ul>		○ 天井点検口     ※     ・       ○ 機器類のコンクリート基礎     屋内・屋外設置     ・     ※			適用場所 ・ 基礎梁下、基礎スラブ下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下	
● 発生材等の処理等 ・ 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 (1.3.11) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		石工事     石材施工     ・ 石張り作業       タイル工事     タイル張り     ・ タイル張り作業	€ #rero	×			○ 図示による( )	
本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その現場が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日 法律第104号。		木工事 建築大工 ・ 大工工事作業	● 設計GL	※図示 ・		) 捨コンクリート地業	捨コンクリート厚さ	[4. 6. 4
以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため建設コサイクル法に基づき公別の体策及び独立である。		歴根及びとい工事 建築板金 ○ 内外装板金作業	① 耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等			• 50mm ⊙ 30mm	
工事であるため建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措 置を講ずることとする。		金属工事 内装仕上施工 ・ 銅製下地工事作業		基準風速       Vo = 32 m/s         地表面粗度区分 · I · II ⊙ II · IV			<ul><li>施工範囲</li><li>基礎梁下、基礎スラブ下、土に接するスラブ下</li></ul>	【6. 14. 1
工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件により難い場合は、監督職員と協				積雪区分 建設省告示第1455号 別表( 33 )				
議するものとする。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び		建具工事 サッシ施工 ① ピル用サッシ施工作業	・ 保全に関する資料	下記のものをJIS AA版ファイルに製本して監督職員に提出する。 (1.7.3)	)		設計基準強度	[6. 14. 1
所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。		・ 木造用サッシ施工作業 ガラス施工 (・) ガラス工事作業		主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表     機器性能試験成績書及び取扱説明書			◯ 18N/mm2 ·	
分別解体の方法		ガラス用フィルム施工 ・ 建築フィルム作業		○ 保証書			スランプ ・ 15cm ○ 18cm ・	
エ 種 作業内容 分別解体等の方法		木製建具施工		<ul><li>○ 官公署届出書類(保守に必要とするもの)</li><li>○ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書</li></ul>				
手作業     手作業、機械作業併用(範囲)       ・新営工事     ・造成等の工事   ・ (※図示・)		カーテンウォール工事 カーテンウォール施工 ・ 金属製カーテンウォール施工作業		・	0	) 床下防湿層	施工範囲	[4. 6. 5]
<ul><li>・増築工事</li><li>・ 基礎の工事</li><li>・ ・ (※図示 ・ )</li></ul>		塗装工事     塗装       内装工事     内装仕上施工       ○ 7 5757り系床仕上工事作業     か *´-ド仕上工事作業					-	
・ 基礎ぐいの工事     ・ (※図示 ・ )       ・ 上部構造部分の工事     ・ (※図示 ・ )		・ カーペット系床仕上工事作業(2級及びプラスチック系床仕上工事作業を含む)	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害をてん補するため火災保険等に加入する。 保険の加入期限 ※工事完成引き渡しまでの間			<ul><li>防湿工法</li><li>○ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上</li></ul>	鳥取県
<ul><li>・ 外装の工事</li><li>・ ・ (※図示 ・ )</li></ul>							防湿層の位置	令和5年度
・屋根の工事     ・ (※図示・ )       ・建築設備工事     ・ (※図示・ )		排水工事   配官 ・ 建梁配官作業     舗装工事   路面表示施工 ・ 溶解ベイントマーカー工事作業 ・ 加熱ベイントマーカー工事作業	・ 建設リサイクル法	※ 対象工事 · 対象外工事			① 図示による( )	プ州5年長 J 2300498
<ul><li>内装等の工事</li><li>・ (※図示 ・ )</li></ul>		植栽工事     造園     ・造園工事作業       畳工事     畳製作作業	・ 鳥取県福祉の	※ 対象工事 ・ 対象外工事				総務部営繕課
・ その他     ・ (※図示 ・ )		豊工事 ・ 貴製作作業 ・ ・ 貴製作作業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	まちづくり条例					
	<del></del>	(有) 望月建築設	計事務所	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) DF	RAW	CHECK	図名	No. A — O 1
		MOCHIZUKI ARCHITECT'S	BI テッツ バー	5四油笠 L			   木造建築工事特記仕様書(1)	Scale
		■	! TEL 0857-23-4888  設	b 計 者│一級建築士 第308105号 西村 純一 │	月)   (ī	西村)		1 2 2 1 2
		建築士事務所 第 04-760 号	· FAX 0857-29-4124 設	計 者 一級建築士 第356981号 望月 洋志				

				T				
3	基礎工事	② 混和材料	○ 混和剤 [6.3.1] [6.3.2] 混和剤の種類 ・「標仕」 6.3.1(4)(a)による ・	5	製材 (5.2.2) (6.2.2) ①目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材、広葉樹製材、枠組壁工法構造用製材		<ul><li>・木ねじ</li><li>・軟鋼線材</li></ul>	
土   工   ⊙ 鉄筋	【5.2.1】【表5.2.1】 規格の名称 種類の記号 使用箇所 呼び径 (mm) 備考		・ 混和材 混和剤の種類 ・ 「標仕」 6.3.1(4)(b)による ・		部位     品名     樹種     構造材の種類     等級     含水率     その他       柱     構造用製材     スギ     機械等級 E50     2級     SD15又はD15		・ 特殊ねじ ・ コースレッド ・ 真ちゅう	
地業	異形鉄筋     ※ SD295     基礎     ※ D16以下       (鉄筋コンクリート     ※ SD345     ※ D19以上	<ul><li>○ レディーミクストコンク</li></ul>	[6.4.1]	法	垂木、筋かい     構造用製材 スギ     SD15又はD15       梁、火打     構造用製材 スギ 機械等級 E50     SD15又はD15			
基	用棒鋼)	リート製造工場の選定	生コンクリート工場を選定する際には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリート主任技師等の 常駐と全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等から選定すること。	壁 構	土台 構造用製材 ヒノキ		<ul><li>○ボルト、アンカーボルト、ナット</li><li>種類</li><li>材質</li><li>適用径</li><li>表面処理、部品等級など</li></ul>	
礎	継手の工法 [5.3.4] [5.5.3] [5.6.3]	● 無筋コンクリート	適用箇所	道 系 )			<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""></td>	
	部位 ※ ガス圧接 ・ 機械式縦手		<ul><li>○ 「標仕」 6.14.1(4)による箇所</li><li>・ 「標仕」 6.14.1(4)以外の箇所</li></ul>	工事	・ 記入無き梁桁、母屋、垂木等の曲げ材のうち、見えがかり材の等級は甲種構造材2級、見え隠れ部分の		・ 全ネジ六角ポルト ・ SS400 N19 ~ N150 ・ ステンレスポルト ・ SUS304	
	<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""><td></td><td>・ 図示による( ) 設計基準強度 ※ 18 (N/mm2) ・ 【6.14.1】</td><td>. 6</td><td>等級は甲種構造材3級とする。その他、乙種構造材は2級とする。  ・主要構造部には機械等級区分構造用製材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない</td><td></td><td></td></td>	<td></td> <td>・ 図示による( ) 設計基準強度 ※ 18 (N/mm2) ・ 【6.14.1】</td> <td>. 6</td> <td>等級は甲種構造材3級とする。その他、乙種構造材は2級とする。  ・主要構造部には機械等級区分構造用製材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> <td></td>		・ 図示による( ) 設計基準強度 ※ 18 (N/mm2) ・ 【6.14.1】	. 6	等級は甲種構造材3級とする。その他、乙種構造材は2級とする。  ・主要構造部には機械等級区分構造用製材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない		
	<ul><li>○ その他の鉄筋( ) ○ 重ね継手 ・</li><li>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ 【5.3.4】</li></ul>			スランプ <b>①</b> 15cm - 18cm	軸	<ul><li>・ 材の曲がりについては、上記に関わらず目視等級1級相当とする。</li><li>・ 無等級材</li></ul>		※ 材質は綱、ステンレス鋼、非金属。径と長さの組み合わせは「JIS B 1180」参照。
	<ul><li></li></ul>	・ ひび割れ誘発目地 打継目地	目地寸法 ※9. 7. 3による [6.8.1] [9.7.3] [11.1.3] 間隔 ※ 図示による ・	構	寸法、樹種、含水率及び村面の品質 ※ 図示による ・ 縦振動ヤング係数測定の対象部材 ※ 図示による ・		・座金 適用 材質 適用径 形状・表面処理 その他	
	· 継手位置図		位置 ※ 図示による ・ ひび割れ誘発目地、打雑目地の深さ寸法は、打増し厚さ部で処理する	軸	<ul><li>国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材 含水率 ※ 図示による</li></ul>		- 座金 - SPCC (JIS G 3131) - M8 ~ M24 - 角座金 - 丸座金 - SPHC (JIS G 3141) - 電気めっき	
	・ 図示による( )			構   造   	● 下地用製材 樹種、等級、寸法及び含水率 ※ 図示による・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	鉄筋の定着方法 [5.3.4]	○ コンクリートの仕上り	部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 【6.2.5】【表6.2.3】	<u>で</u> エ	◆ 集成材、構造用単板積層材		※ 座金は用途ごと(引張、せん断)に下表により使い分ける。 ボルト径に対する座金の大きさ 8 10 12 16 20 24	
	・ 図示による( ) ・		※ 「標仕」 表6.2.3による ・	事	部位     品名     樹種     曲げヤング係数区分     材面     接着       強度等級     品質性能		引張を受けるボルト 厚さ 4.5 4.5 6 9 9 13 角座金の一辺 40 50 60 80 105 125	
	鉄筋の定着長さ 【5.3.4】		合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [6.2.5] [6.6.6] [6.8.2] [表6.2.4] 種 別 適 用 箇 所	7	柱、梁     構造用集成材     杉     ・1級 ・2級 ・使用環境 1       ・3級     ・使用環境 2		丸座金の直径     45     60     70     90     120     140       せん断を受けるボルト     厚さ     3.2     3.2     3.2     4.5     6     6	
	・ 図示による( )		・ A種 <b>○</b> B種 スローブ	件 組 壁			角座金の一辺     25     30     35     50     60     70       丸座金の直径     30     35     40     60     70     80	
● 鉄筋のかぶり厚さ	最小かぶり厚さ (目地底から算出を行う) 【5.3.5】 【表5.3.6】		- C種 · 図示	五 法			・ラグスクリュー、ドリフトピン、木栓及び木だぼ	
	・ 図示による( ) ・	○ 型枠	せき板の材料及び厚さ [6.8.2] ○ 合板 (○ 12mm ・ )	事	・丸太村 樹種、寸法、含水材及び末口径 ※ 図示による		種類         材質         適用径・長さ         表面処理、その他           ・ドリフトピン(寸胴)         ・ SS400 SWRM8 ~ 12         ・ 電気めっき	
	柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 無し		・ 断熱材の使用	8	縦振動ヤング係数測定の対象部材 ・ 図示による ・ 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル		・ドリフトピン (全ネジ)       ・SS400 SWRM8 ~ 12       ・電気めっき         ・ラグスクリュー       ・SWRCH10R       ・電気めっき	
	- ・有り 適用箇所( ) 最小かぶり厚さ		○ 行わない ・ 行う MCR工法用シート	丸   太   _	形状、寸法及び含水材 ※ 図示による・・		(コーチスクリューボルト) (JIS G 3507) ・ スプリットリング ・ SS400	
	- 鉄筋径の1.5倍以上 -		・ 用いる 打増し厚さ	太 組 ○ <sup>構造用面材</sup> 構	合板及びその他のボード類     (5.2.3) (6.2.3)       種類     厚さ (mm)・規格等     施工箇所 (構造材・仕上げ材の別)		・シアプレート     ・電気めっき       ・木栓     ・堅木	
	軽量コンクリートで土に接する部分		・ 20mm ・ 打増し範囲	法   工   車	厚さ (mm) ・ 5.5 ・ 9 ① 12 ・ 24 ② 図示 接着の程度 ① 特類 ・ 1類		・ 木だぼ ・	
	<ul><li>     ⊕無し     • 有り 適用箇所( )     </li></ul>		・ 図示による( ) ⊙ 用いない	•	等級 · 1級 ○ 2級		- 接着剤	
	・ 木造構造関係共通事項(配筋標準図)表4.1に加える厚さ ( )mm ・		スリーブの材種 【表6.8.1】 ① 標準仕様書 6.9.3 (i) (2) 及び標準仕様書 表6.9.1による	9 C	繋		種類 ※ 図示による・・	
		④ 防腐・防蟻処理	・防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材 (4.2.1)	Ľ T	厚さ (mm)・ 曲げ強度区分・	○ 仕口及び継手の形状加	※ 仕口及び継手の方法は構造図による。一般的な適用慣例については、「木工事・軸組構法工事 補足	
	<ul><li>     ⊕無し     • 有り 適用箇所( )     </li></ul>	木造	<ul><li>○薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理</li><li>○薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理</li></ul>	パーネー	パーティクルボード       接着剤区分・         難燃性区分・       表裏面の状態区分・		特記仕様書」 2. 軸組構法接合部標準仕様書による。	
	・ 木造構造関係共通事項(配筋標準図)表4.1に加える厚さ ( )mm ・	事	○JIS K 1571に適合する表面処理用木材保存材 ・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理	ル エ 法	構造用パネル     等級 ・ 1級 ・ 2級       厚さ (mm)・        硬質木片セメント板 G 厚さ (mm)・	・ 孔あけ加工	・ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径とする (5.4.3) (6.4.5)	
	鉄筋相互のあき(特殊な鉄筋を除く) 【5.3.5】 【図5.3.6】  ① 木造構造関係共通事項(配筋標準図)5.1(d)による		・合板等の加圧注入等による防腐・防蟻処理	エ 事	構造用せっこうボードA種 厚さ (mm)・ 構造用せっこうボードB種 厚さ (mm)・	○ 表面仕上げ	●見え掛り面の表面の仕上げ程度 (5.4.4) (6.4.6)	
	・ 図示による( ) ・		適用部位 防腐・防蟻処理が不要な樹種 加圧注入処理材 塗布等処理材 土台 ○ ヒノキ ○ K3 ·		せっこうボード 厚さ (mm) <b>①</b> 12.5 強化せっこうボード 厚さ (mm) ・ シージングボード 厚さ (mm) ・		<ul><li>○機械加工 ・A種 ※B種 ・C種</li><li>・手加工 ・A種 ・B種 ・C種</li></ul>	
○ 各部配筋	各部配筋 [5.3.7] ・ 木造構造関係共通事項(配筋標準図)による		外周柱下部 1 m   ・   ・   K3 ・   ① 塗布     ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・		厚さ (mm)・ 材質 ・	○ アンカーボルトの設置	=	
	・ 図示による( )	14 AD 1-40 + 7 AM 60 - 3 A	その他     ・ K4 ・       適用部位、配筋     ※ 図示による ・		せっこうラスボード 厚さ (mm) ・ 厚さ (nm) ・ 厚さ (nm) ・ 種類 ・		<ul><li>※ 図示による ・</li><li>○アンカーボルトの保持、埋込み工法の種別</li><li>・A種 ○B種</li></ul>	
・ 圧接完了後の試験	・ 外観試験 [5.4.10]	リートによる床下の防蟻	適用部位、配筋 ※ 図示による・ (4.2.2)			(・) 接合部の工法	・A 種 <b>・</b> B 種 ・	
・ 注接元 ] 夜の試験	<b>介拠</b> (A) (全数)	・ 地盤の土壌の防蟻処理	適用部位: ( (4.2.3)		油、樹脂などの特殊処理・ 難燃性区分・ 表裏面の状態区分・	日本   技芸部の工法	・情運性を接合する到及し小ほしの性類、本数及い间隔 ※ 図示による	
		- 地盤の工場の防壌処理	瀬川郎四: ( 4.2.3) 薬剤及び使用量 ・		表面状態による区分 · S-RN · S-RS 構造用パーティクルボード 曲げ強さによる区分 · S18	・ 接合金物の工法	・熱橋を形成する位置に設置する接合金物への現場発泡断熱材の厚さ (5.5.8)	
	・ 「標仕」 5.4.10(f)による ・ 引張り試験	- 材料等	本工事で使用する材料については、部位別材料表による		耐水性による区分 ・ REG ・ MR1 ・ MR2 厚さ (mm) ・ 表面状態による区分 ・ RN ・ RS	・ 釘及び木ねじの工法	・部位ごとの釘の種類及び釘打ちの間隔 (5.5.9) ※ 図示による	
	試験片の採種数は、1ロットに対して(※ 3本 ・ )とする 試験ロット:1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200箇所を超えるときは200箇所	○ 防腐措置	床下換気 ・ ねこ土台 <b>○</b> 換気孔		構造用ミディアムデンシティ ファイバーボード (MDF) 接着剤による区分 ・ U ・ M ・ P	• 原寸図	- 作成する · 作成しない (6.4.2)	
	武សログド・1個の15米切が1日に17月に正按回加とする。なお、200回加と超えるとさば200回加 ごととする。 試験片を採種した箇所の処置:ガス圧接		小屋裏換気方法は木造標準仕様書4.2.4(3)  ・ (a) (b) ・ (c) ・ (d) ・ (e)		厚さ (mm)・ 品名 ( ) 作粧ばり構造用合板 厚さ (mm)・	→ ぶり囚 → 基礎天端及び柱底均し		
			換気孔の大きさ ※ 図示による ・		接着の程度 · 特類 · 1類 単板の樹種名 ( )	モルタルの仕上げ	モルタルの厚さ ※ 20mm程度 柱底均しモルタルの工法 ・ A種 ※ B種	
	コンクリート工事	• 防火耐火処理等	・ 国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法 ( ) (4.3.1)		品名 ( ) 接着性能 ( ) 樹種名 ( )	・ 接合金物の工法	熟橋を形成する位置に設置する接合金物の現場発泡断熱材 (6.5.9)	
<ul><li>コンクリートの 使用骨材による</li></ul>	普通コンクリートの設計基準強度     【6.2.2】【6.2.4】【表6.2.2】       設計基準強度 (N/mm2)     スランプ     適 用 箇 所		防火被覆の材料及び工法 (4.3.2) ・ 防火被覆の材料 ・ 図示による ・		101年日		厚さ · mm	
種類及び強度	○ 24     ○ 18     · 15     ○ 図示       ○ 21     ○ 18     · 15     ○ スローブ、土間		・防火被覆の厚さ ・ 図示による ・ 防火被覆の留付け材の種類 ・ 図示による		保存処理・	<ul><li>輪型ジベル</li></ul>	輪型ジベル     (6.6.15)       種類     材質・形状・寸法等	
	· 18 · 15 ·		・防火被覆の留付け間隔 ・ 図示による ・ 防火被覆の下地材への留付け長さ ・ 図示による ・	<ul><li>   接合金物・接合具等</li></ul>	接合金物 (5.2.4) (5.5.8~13) (6.2.4) (6.5.9~6.5.14)			
	軽量コンクリートの設計基準強度     【6.10.1】【6.10.2】【6.10.3】【表6.2.2】       設計基準強度(N/mm2)     スランプ     適用箇所		・防火被覆の下地材への端あき距離 ・ 図示による ・ 防火被覆の下地材への接着剤の使用 ・ 図示による ・		種 別 材 質 表面処理 適用、形状、その他	・ 圧入型ジベル	圧入型ジベル     (6.6.16)       種類     材質・形状・寸法等	
	· · · · ·		・防火被覆の目地等の処理方法 ・ 図示による ・ 柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理 ・ 図示による		· Cマーク · ③ 引寄せ金物 ○ 鋼製 溶融亜鉛めっき 図示による			
	種 別 【6.2.1】【表6.2.1】		・防火被覆処理部への二次部材の取付け 防火被覆処理部の設備配管等の貫通部処理 ・ 図示による		・その他の金物       ・         ・鋼材       ・ SS400         形状は接合詳細図による。	10 表面仕上げ	見え掛り面の表面の仕上げ       鳥取県         機械加工 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種       令和5年度	
コンクリートの類別	※ I類 (JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」に適合) ・ II類		防火被覆処理部への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理 ・ 図示による ・			事 ○ 木材の含水率	内装及び外装の木下地、木造作及び木仕上げの材料	
気乾単位容積重量	普通コンクリート ※2.3t/m3 程度 ・ [6.2.3] 軽量コンクリート ・		燃えしろ層の工法 (4.3.3)		動及び木ねじ     種類     材質     適用径     使用箇所頭部/胴部の形状		○ A種 · B種 総務部営繕課	
○ セメント	種 類 [6.3.1] [6.13.2] [表6.3.1]		・燃えしろ層の厚さ ・図示による ・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火被覆処理 ・図示による		○ N釘 ○ 鉄 N19 ~ N150 ・ ステンレス銅	○ 木材	木材のうち、桧、杉及び松は、「鳥取県産材産地証明制度」の認証を受けたものを使用すること。	
	※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 使用部位(下記以外全て ) 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、		・接合部にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火被覆処理 ・ 図示による ・ 燃えしろ層への二次部材の取付け		・ C N 釘 ・ 鉄 CN25 ~ CN150 耐力壁、床版、屋根 ・ B N 釘 BN25 ~ BN125		製材 (10.2.2) ・下地用針葉樹製材、造作用針葉樹製材、広葉樹製材	
	かつ28日目で402J/g以下のものとする。 ・ 高炉セメントB種 G 使用部位(1FLより下部(立上り部含む))		燃えしろ層の配管等貫通部処理 図示による 燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理		・ Z N釘     ZN45 ~ ZN90       ・ G N釘     GNF25 ~ GNF125     せっこうボード用		部 位     品 名 樹 種     等級     形状     含水率     その他       針葉樹製材     スギ     2級     押角     SD20又はD20	
	・ フライアッシュセメントB種 [G] 使用部位( )		・ 図示による		・ S N 釘 3. 05mm シージ ング インウュレイションファイバ ー木 ート *********************************			
○ 骨材	アルカリシリカ反応性による区分 【6.3.1】 ※ A B (※コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg <sup>3</sup> /m以下)		不燃処理木材等     (4.3.4)       ・ 図示による     ・					
				計事務所	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)	AW CHECK	図名 No. A — O 2	
			MOCHIZUKI ARCHITECT'S	DESIGN OFFICE	管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE	月) (西村)	木造建築工事特記仕様書(2) Scale	
			■	TEL 0857-23-4888 FAX 0857-29-4124	设計者     一級建築士 第308105号 西村 純一       设計者     一級建築士 第356981号 望月 洋志		-	
				L		i i	·	

O ^ 15/47	∆15.00 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		万様十の即位はては、 ※同二	, 751 adms			1= 7 m h t	
○ 合板等	合板等 (10.2.3) 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 施工箇所 (構造材・仕上げ材の別) 厚さ (mm) ⊙ 5.5 ・ 9 ・ 12 ・ 15 図示による 接着の程度 ⊙ 1 類 ・ 2 類	⊙ ≥ ι	瓦桟木の留付け工法 ※図示 ・ 棟の工法 ※図示による ・「標仕」13.4.3(4)(7)~(4)による といの材種 ・ 硬質塩化ビニル樹脂	- ステンレス製建具	簡易機密型 ・適用する ・適用しない [16.6.2] [表16.6.1] 外部に面する建具の耐風圧性 ※ S-2 ・ S-3 ・ [16.4.2] [表16.6.1] 防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級 ・適用する (等級・ ) ・適用しない ステンレス鋼板 (屋外) ※ SUS430JIL ・ SUS443J1 ・ SUS304 [16.6.3]		ガラス留め材     [16.14.3]       建具の種類 材種       鋼製     ※ シーリング材       アルミニウム製     ※ シーリング材 ・ ガスケット (グレイジングチャンネル形)	
	表板の種別 · 広葉樹 ① 針葉樹 表面性能		<ul><li>② 図示</li></ul>		ステンレス鋼板 (屋内) ※ SUS430 · SUS430JIL · SUS443J1L · SUS304 表面仕上げ ※ HL仕上げ · 鏡面仕上げ ·		ステンレス製 ※ シーリング材 木製 ※ シーリング材	
	難燃処理 ・ する ○ しない 防虫処理 ・ する ○ しない ・生地透明塗料塗り (ラワン合板程度)	(4) ・ ラス系下地 左 ウ	[15.2.3] 種類 ・直張りラスモルタル下地 ・直張りラスシート下地 ・通気構法単層下地 ・通気構法二層下地 ラス	○ 木製建具	ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ [16.6.5] 建具の加工、組立時の含水率 ※ B種 ・ [16.7.2]	<ul><li>ガラスブロック積み</li></ul>	製造所 JIS A 5212によるもの 【16.14.5】 寸法 (mm) 厚さ (mm) 表面形状	
	・不透明塗料塗り(しな合板程度) 厚さ (mm)・ 接着の程度 ・ 特類 ・ 1 類	事	区分 ・ 平ラス ・ コブラス ・ 波形ラス ・ リブラス 重量 ・		建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種			
	天然木化粧合板       G       単板の樹種・防虫処理・する・しない         難燃処理・する・しない	・ モルタル塗り	外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない 【15.3.5】		・ フラッシュ戸     合板の種類     規格等       普通合板 G     表面の樹種		建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 壁用金属枠及び接着剤・・設ける(形状・※図示・・・) 化粧目地モルタルの色・※標準色・・特注色	
	防炎処理     ・する・しない       厚さ (mm)・       特殊加工化粧合板     接着の程度 ・特類 ・ 1類	・ しっくい塗り	既調合しっくい 製造所 ・ [15.10.2] 種類 ・		生地、透明塗料塗り (※ラワン程度 ・ )		シーリング材の種別 ・ 金属製化粧カパー 材質 ・ステンレス ・アルミニウム製	
	表面性能 化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装	・ 小舞壁塗り	色土 種類 · 【15.11.2】 色砂 種類 ·		不透明塗料塗り (※しな程度 ・ ) 板面の品質 ( )		寸法 ・図示による ・ 形状 ・図示による ・	
	厚さ・15・   技術性を		小舞壁の工程       ※A種       ・B種       【15.11.5】【表15.11.9】         土物仕上げ       工法の種類       ・       【15.11.7】		接着の程度 (・1類 ・2類)   ・天然木 化粧合板 樹種名 ( )	① 材料	屋内で使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 【18.1.3】	
	仕上げ塗装等 ※ 塗装品       間伐材等の適用 ・ あり       厚さ ・ 15 ・	① 仕上塗材仕上げ	大津仕上げ 工法の種類 · 【15. 11. 8】		接着の程度 (・1類 ・2類)	塗 装 工	※ 規制対象外 ・ 第三種 ・ 防火塗料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所: )	
	樹種 ※ なら ・ ひのき エ法 ※ 釘どめ工法 (C種) 仕上げ塗装等 ※ 塗装品 ・ 無塗装品	O ILLEMILLI)	※ 規制対象外 ・ 第三種		表面性能 ( ) タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類)	事	- 大の回加を除る例入物料とする (回加. ) [18.2.2~7]	
○ 耐候性処理	屋外に使用する仕上げ木材への木材保護塗料塗り 適用範囲: (図示による) (10.3.1)		仕上塗材の種類 <td before="" co<="" content="" days="" of="" rowspan="2" td="" the=""><td></td><td>表面板の厚さ ※表16.7.6による ・ かまち戸 【16.7.2】</td><td></td><td>下地面等 種別</td></td>	<td></td> <td>表面板の厚さ ※表16.7.6による ・ かまち戸 【16.7.2】</td> <td></td> <td>下地面等 種別</td>		表面板の厚さ ※表16.7.6による ・ かまち戸 【16.7.2】		下地面等 種別
○ 防腐・防蟻処理 G			・ 薄付け仕上塗材     ・ 外装薄塗材Si     ・ 砂壁状       ・ 可とう形外装薄塗材Si     ・ ゆず肌状(・ 吹付け ・ ローラー塗り)       ・ 外装薄塗材E     ・ さざ波状			・ かまらけ かまち樹種 ( ) 鏡板樹種 ( ) 見込み寸法 ※36mm ・建具表による		鉄銅面       ※C種 ・A種 ・B種         亜鉛めっき銅面       ・A種 ・B種
	保存処理性能区分 · K 2 ⊙K 3 · K 4		・可とう形外装薄塗材E       ・ 平たん状         ・防水形外装薄塗材E       ・ 凸凹状(・ 吹付け ・ こて塗り)		・ ふすま 張りの種別(・ I 型 ・ I 型)		モルタル面及びせっこうプラスター面       ※8種 ・A種         コンクリート面、A L C n が 礼面及び押出成形セメント板面 (DP塗装除く)       ※8種 ・A種         せっこうボード面及びその他       目地:維目処理工法       ※A種 ・B種	
・ FRP系塗膜防水	根太掛の防腐・防蟻処理 ※ する ・ しない (11.2.4) 下地合板の防虫処理 ※ する ・ しない		・ 外装薄塗材S       ・ 着色骨材砂壁状(・ 吹付け ・ こて塗り)         ・ 内装薄塗材 L       ・ 砂壁状じゅらく         ・ 京壁状じゅらく       ・ 京壁状じゅらく		上張り (・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度) 押入等の裏側は雲花紙程度 縁仕上げ (・ 塗り縁 ・ 生地縁(素地) ・ 生地縁(ウレタンクリアー塗装)) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による		ボード面 目地:継目処理工法以外 ※8種・A種	
W	下地合板の上の防火板 ・ 設置する ・ 設置しない 水張り試験 ・ 行う ・ 行わない		- 内装薄塗材 S i		・ 戸ぶすま 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・ 紙張り障子	- 錆止め塗料塗り	[18.3.2,3]       下地面等     工程の種別     塗料の種別       見え掛り部分     ※A種     SOPの場合     ※A種	
● ○ シーリング	(11.3.2) (表11.3.1) 施工箇所 シーリング材の種類 (記号)	)	<td color="1" color<="" rowspan="2" td=""><td></td><td>・ 紙張り啐士 見込み寸法 ※30mm ・建具表による</td><td></td><td>鉄鋼面     見え隠れ部分     ※B種 ・A種     DPの場合 ※B種       EP-Gの場合 ※B種 ・A種</td></td>	<td></td> <td>・ 紙張り啐士 見込み寸法 ※30mm ・建具表による</td> <td></td> <td>鉄鋼面     見え隠れ部分     ※B種 ・A種     DPの場合 ※B種       EP-Gの場合 ※B種 ・A種</td>		・ 紙張り啐士 見込み寸法 ※30mm ・建具表による		鉄鋼面     見え隠れ部分     ※B種 ・A種     DPの場合 ※B種       EP-Gの場合 ※B種 ・A種
	サッシ廻り、不燃化粧板継ぎ目 変成シリコーン系(MS-2)		・外装厚塗材E     ・       ・内装厚塗材C     ・       ・内装厚塗材     ・			枠、くつずりの材料 ・建具表による ・ ※取付け調整は、1名以上の技能士が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の工場を図る		亜鉛めっき鋼面     鋼製建具     ※A種 ・B種     SOPの場合 ※A種 ・B種       鋼製建具以外     ※B種 ・A種     EP-Gの場合 ※C種
・ シーリング材の試験	シーリング材の目地寸法 ※木造仕様書11.3.3(1)(7)~(分)による・ ※ 簡易接着性試験・ (11.3.5)		・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 S i	○ 鍵	ための作業指導を行うこと。 マスターキー ・ 製作する ○ 製作しない 【16.8.4】			
12 · タイル	タイルの形状、寸法等 [11.2.2] [11.3.2]	-	<ul> <li>・ 内装厚塗材E</li> <li>・ 複層塗材CE</li> <li>・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ○ 凹凸模様</li> </ul>		その他の鍵 ※各室3本1組 ・ 鍵箱 ※ 有 ・無	○ 塗料	登装 種別 塗料の種類	
タイル	施工     主な用途に よる区分     形状寸法 (mm)     再生材の 適用 G     販水率による区分 うわぐすり (型)     役物     色 耐寒害性 (乗     有 (型)     有 (型)     本の区分 (型)     日間 (工)     工工 (工)     工工 (工)     工工 (工)     工		・可とう形複層塗材CE     ・       ・複層塗材Si     上塗材       ・複層塗材E     ・       ・     耐候性 ※ 耐候形3種・	<ul><li>自動ドア開閉装置</li></ul>			・合成樹脂調合     木部屋外     ※A種 ・B種 ※1種 ・2種 -       ペイント塗り(SOP)     木部屋内     ※B種 ・A種 ※1種 ・2種 -       鉄鋼面     ※B種 ・A種 ※1種 ・2種 ・	
事	玄関ホール 200×200 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		・ 複層塗材RE     ・ 溶 媒 ※ 水系 ・溶剤系       ・ 複層塗材RS     ・ 樹 脂 アクリル系		・ SSLD-1       ※標準仕様書表       ・ 適用する       ・ 光線 (反射) スイッチ       ・ 行う         ・ SSLD-2       16.9.1による       ・ 適用しない       ・ 音波スイッチ       (適用箇所は		SX   MI	
			・防水形複層塗材CE     ・ 外 観 ※ つやあり ・ つやなし       ・防水形複層塗材E     ・ メタリック       ・防水形複層塗材RE     ・ 増塗材 ・ 適用する		・ DSLD-1     ・ 電波スイッチ     建具表による)       ・ DSLD-2     ・ タッチスイッチ     ・ 行わない       ・ 図示     ・ ペダルスイッチ		・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)     ※B種 ・A種 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	
	試験張り ・ 行う ・ 行わない	_	・軽量骨材仕上塗材         ・吹付用軽量塗材         ・砂壁状 ・平たん状           ・こて塗用軽量塗材         ・		<ul><li>押しボタンスイッチ</li><li>多機能便所スイッチ</li></ul>		コンクリート面及び     ・A種     上塗り等級1級       押出成形セメント板面     ・B種     上塗り等級2級	
□ 13 ○ 下地及び下葺 屋 担	野地板 材質、厚さ ※「木造標仕」 5.7.9 による・ (14.2.2)         下葺材料 ※改質アスファルトルーフィング (14.2.2)		防火材料の指定 ※ 屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする  下表以外は表6. 2. 5及び15. 4. 2による  【表6. 2. 4】 【15. 4. 2】	<ul><li>自閉式上吊り引戸装置</li></ul>	: 自閉式上吊り引戸装置の性能 ※ 「標仕」表16.10.1による · 【16.10.3】		・C種     上塗り等級3級       ・つや有合成樹脂     コンクリート面、モル       エマルションペイ     タル面、せっこうブラ	
及び	<ul><li>→般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)</li></ul>		施 工 箇 所 平たんさ (mm) 備 考 フリーアクセススロア (パネル構法) 範囲 1 mにつき10以下	ガラス	・ 合わせガラス     [16.14.2]       品種     構成種類     性能		ント塗り(EP-G) スター面、せっこうボ ード面その他ボード面 第	
と   ① 金属板葺   い   工	(14.3.2) (表14.3.1) 施工箇所 長尺金属板の種類 厚さ(mm) 屋根葺形式 ○図示 ※塗装溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金 ※ 0.4 ○立平葺		7リ-7クセスフロア(溝構法)範囲 3 mlcつき7以下		※ フロート合わせガラス ※ フロート板合わせがラス ・ I 類 ・ 熱線吸収、フロート板合わせガラス ・ 網入磨き合わせガラス ・ 網入磨き、フロート板合わせガラス ・ II - 1 類 ・ II - 2 類		受力     ※B種・A種     -       一     一     ※B種・A種     -	
<del>事</del>	めっき鋼板及び綱帯 (CGLCCR-20-AZ150) ・ 0.35 ・ あり掛葺 ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び綱帯 ・ 芯木なし瓦棒葺	15 ① アルミニウム製建具	性能等 [16.2.2] [表16.2.1]		<ul><li>・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス</li><li>・ 亜類</li><li>・強化ガラス</li></ul>		- 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T) ※B種 ・A種	
	(CGCCR-20-Z25)     ・横葺       ・     ・	·   建   ·   具   ·   T	外部に面する建具 ① A種(建具符号:AD、AW )  ・ B種(建具符号: )  防音ドアセット・防音サッシ ・ 適用する		材料板ガラスによる種類   種 類   性 能		塗り → オイルステイン塗り (OS)	
	固定釘の材質 ※ 表13.3.2による 心木の防腐・防蟻処理 ※ 行う ・ 行わない	) 事 	断熱ドアセット・断熱サッシ G ・ 適用する 断熱性の等級 ( ) 表面処理 【16.2.4】		・型板ガラス     ※型板強化ガラス       ・熱線吸収板ガラス		・木材保護塗料塗り(WP) ※B種 ・A種 高日射反射率塗装 G を適用する場合の適用箇所は、屋上・屋根面の金属面とする。	
	吊子、釘の留付け間隔 ※ 図示 工法 (13.3.4) (13.3.5) (13.3.6) (13.3.7) (13.3.8)		※ B-1種 ・B-2種(・アンバー・ブロンズ・ブラック系・ステンカラー) 結露水の処理方法 ※図示による 水切り板、ぜん板 ※図示		品種     性能     色調       ※ 熱線吸収フロート板ガラス     ・1種・2種     ・ブルー ・グレー ・プロンズ       ・熟線吸収網入り磨き板ガラス	18 ○ 接着剤	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量 【19.2.2】	
	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法      適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び	・ 樹脂製建具	性能等 【16.3.2】 【表16.3.2】 【表16.3.3】		○複層ガラス       断熱性     日射熱遮へい性	内	※ 規制対象外 ・ 第三種 接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする	
	積雪荷重に対応した工法) ・ 適用しない 雪止め ○		外部に面する建具 ・ A種(建具符号: )     ・ B種(建具符号: ) 防音ドアセット・防音サッシ ・ 適用する		・ 断熱複層ガラス ・ 1種 U 1 U 2 U 2 ・ 3種 U U - 3 - 1 ・ U - 3 - 2	事 〇 ビニル床シート G	種類 JIS記号 施工箇所 色 柄 特殊機能 厚さ (mm)	
・ 粘土瓦葺	(14. 5. 1	)	断熱ドアセット・断熱サッシ G ・ 適用する 断熱性の等級 (・H-4 ・H-5 ) 表面色 ・ 【16.3.4】 水切り板、ぜん板 ※図示		・ 日射熱遮へい複層ガラス     ・ 4種     E 4       ・ 5種     E 5		発泡層のないもの       ※FS (複層ピール床シート)       図示       ・マーブル柄       ・耐動荷重       ・         ・ 無地       ・ 柄物	
	種類     役物瓦       施工箇所     製法に     形状に     寸法に     大きさ     産 地     役物瓦       よる区分     よる区分     よる区分     よる区分	- 鋼製建具	水切り板、ぜん板 ※凶不 簡易機密型 ・適用する ・適用しない 【16.4.2】【表16.4.1】		・ 然線反射板カラス     色 調       ※ 熟線反射ガラス     ・ ブルー ・ グレー		**	
			外部に面する建具の耐風圧性 ※ S-2 · S-3 · 【16.4.2】 【表16.2.2】 防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級 · 適用する (等級 · ) · 適用しない		- 高性能熱線反射ガラス - ブロンズ ・ シルバー		<ul> <li>帯電防止 帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1.2~3.2未満 又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) 1×10<sup>7</sup>7~1×100Ω程度</li> </ul>	
	材料 ※ JIS A 5208 及び図示による 瓦桟木 材質 ※杉又はひのき ・		鋼板 【16.4.3】 【16.4.4】 【表16.4.2】 材料 めっき付着量 備 考		品種     日射熱遮へい性     耐久性     ガラスの種類       ※ 熱線反射ガラス     ・ 1種     ・ A種	・ ビニル床タイル G	【19.2.2】 — JIS記号 施工箇所 色柄 寸法 特殊機能 厚さ(mm) 備考	
	寸法 ※幅21×高さ15(mm)以上 ・ 棟補強用心材 材質 ※杉又はひのき ・		・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板)       ※Z12又はF12       ・表16.4.2による         ・JIS G 3317 (溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板)       ※Y08		・高性能熱線反射ガラス       ・2種       ・A種       ・B種         ・3種       ・B種		・FT (複層t*ニル床9イル)       ・無地 ・柄物       ・300×300 ・450×450       ・帯電防止 ・防滑性 ・防滑性       ※ 2.0 ・2.5 ・3.0	
	寸法 ・ 下葺材料 ※改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)	· 鋼製軽量建具	簡易機密型 ・適用する ・適用しない 【16.5.2】 防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級 ・適用する(等級・ ) ・適用しない		反射皮膜面 ※ 内面 ・ 外面 映像調整 ※ 行わない ・ 行う ・ 倍強度ガラス		- KT - 無地 · 30×300 - 帯電防止 · 2.0 (コンボ・ジ・ションビ・ニル床タイル) - 柄物 · 450×450 - 防滑性 · 3.0	
	工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適田オス(建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法		鋼板の厚さ ・標準仕様書 表16.5.1による [16.5.3] 鋼板 [16.5.3]		材料板ガラスによる種類の名称 色 調 ※ フロート倍強度ガラス ・ ブルー・グレー・ブロンズ・・		・ FOA ・無地 ・500×500 ・帯電防止 ・ <b>急取</b> 場	
	<ul><li>※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び) 積雪荷重に対応した工法)</li><li>・適用しない</li></ul>		区分     材質       鋼板     ※亜鉛めっき鋼板     ・ビニル被覆鋼板     ・カラー鋼板       召合わせ、縦小口包み板、押縁     ※鋼板		_・ 熟線吸収倍強度ガラス		(直敷きt -ルはタイル)       ・ 柄物       ・防滑性       ・ 特殊機能       帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1. 2以上~3. 2未満       J 2300498	
							<ul> <li>帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JIS A 1455) 1. 2以上~3. 2未満 又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) 1×10<sup>7</sup>~1×10<sup>10</sup>Ω程度</li> <li>・</li> </ul>	
				計事務所	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) DRA	W CHECK	図名 No. A-03	
			MOCHIZUKI ARCHITECT'S 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2	DESIGN OFFICE TEL 0857-23-4888	议 引 14 一 放生栄工 あるひolひ3方 四州 祀一 │	西村	木造建築工事特記仕様書(3) Scale	
			建築士事務所 第 04-760 号	FAX 0857-29-4124	設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志		_	

	[19. 2. 2]	○ せっこうボードその	他 [19.7.2.3]	· 鏡	取付箇所 ・図示による ・ ( ) 【20.2.10	】 · 屋外掲示板	本体材質 ※ステンレス製・
	・ ビニル幅木     材質     ・ 軟質       高さ (mm)     ※60     ・ 75     ・ 100	のボード張り	合板類、MDF及びハーティグルボートのボルムアルテビト発散量 ※F☆☆☆☆	- sg.	対法 (mm) ・図示による ・	2 産が利水(X	照明器具 ・有り ・無し 掲示板面材質 ・
	厚さ (mm) ※1.5以上・ - ゴム床タイル 座室の種類 ※単層品 ・複層品 - 複層品		種類     JIS 記号     厚さ(mm)、規格等       ・ 硬質木毛セメント板 G     HW ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	⊙ 表示	・案内板 ・庁舎案内板 (※標準詳細図による ・図示による) 【20.2.11	1	施錠装置 ※有り ・無し 形状寸法 ※図示による ・
	・ゴム床タイル     座室の種類     ※単層品     ・複層品       色柄 (     )       厚さ(mm)     ・3.0     ・4.5     ・6.0     ・9.0		・中質木毛セメント板 G     MW     ・15     ・20     ・25       ・普通木毛セメント板 G     NW     ・15     ・20     ・25		・各階案内板 (※標準詳細図による ・図示による) ・視覚障害者用案内板 (※共通詳細図による ・図示による)	・ くつふきマッ	ト ※ 塩化ビニル又はゴム製(受け枠ステンレス製(SUS304)) ワンライン型
	す法(mm) ( ) 1.0 14.5 10.0 19.0 )		・ 硬質木片セメント板     G     HF     ・ 12     ・ 15     ・ 18     ・ 21     ・       ・ 普通木片セメント板     G     NF     ・ 30     ・		● 全名札 ※標準詳細図による ・市販品 ・ピクトグラフ 標準案内図用記号 ※JIS Z8210による ・図示による 形状・その他 ※図示による		<ul><li>・ 硬質アルミニウム合金製(受け枠ステンレス製(SUS304))</li><li>・ ステンレス製(SUS304)(受け枠ステンレス製(SUS304))</li></ul>
・ カーペット敷き G	・織じゅうたん [19.3.3,4] 【表19.3.1】		○ けい酸カルシウム板 0.8FK 1.0FK 0.0FK 0.0		・庁名文字 ※標準詳細図による ・ ・切抜文字 (・ステンレス製・黄銅製) ・箱文字 (・ステンレス製・黄銅製)	・ピクチャーレ・	
	種別		・ロックウール化粧吸音板     DR     ・フラットタイプ(・9・12・ ) ・不燃       ・凹凸タイプ(・12 ・15 ・19 ・ ) ・不燃		字数 ( ) 文字の大きさ ( x ) ・対人衝突防止表示 ・図示による ・非常用進入口 ・図示による		移動フック ケ/m 安全荷重 ※ 1 5 kg以上 ・
	・B種 ・ルーフパイル ・ダプルフェースカーペット ・柄物 ・適用しない ・C種 ・カット、ループ併用 ・アキスミンスター カーペット (標準品)		・ ロックウール吸音ボード1号     RW-B     ・ 25       ・ グラスウール吸音ボード32K     GW-B     ・ 25(ガラスクロス包)		・非市内進入口 ・図小による 案内用図記号はJIS2810による	・ 誘導用床材、注 用床材	注意喚起   材種 ・ レジンコンクリート製(厚さ60mm) ・ 磁器質タイル製
	下敷き材 ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・		・ 不燃積層せっこうボード     GB-NC     ※12.5 (不燃)     ・15 (不燃)       ・ 不燃積層せっこうボード     GB-NC     化粧無 (下地張り用)       化粧有 (トラバーチン模様)	○ ブラインド	[20.2.14   形式   ○横型ブラインド ・縦型ブラインド (防炎性能を有するもの)	1	表面形状 J I S T 9 2 5 1 による 寸法 ※ 3 0 0 × 3 0 0 ・
	・タフテッドカーペット				スラットの材種     アルミニウム合金製     ・アルミスラット・クロススラット       スラットの種類     ※ギア式 ・コード式     ※1本操作コード式       スラットの幅(mm)     ※25 ・35     ・75以上 ・100		色   黄色
	パイル形状     パイル長さ (mm)     工法     帯電性     備考       ・カットパイル     ・5~7 ・     ※全面接着工法     ・適用する       ・ルーフパイル     ・4~6 ・     ・ゲリッパー 工法     ・適用しない		・せっこうラスボード     GB-L     9.5       ・化粧せっこうボード (木目)     CB-D     12.5 (不燃) 幅 440mm 程度	・ロールスクリーン	材種 遮光性能 - 【20. 2. 15	・ アスベスト成計           処理方法	形板の ※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者であること。
	・ルーフパイル     ・4~6・     ・グリッパー 工法     ・適用しない       ・カット、ループ 併用     ・		模様 (・ 柾目 ・ 板目) 専用下地材有り       ① 化粧せっこうボード     GB-D   9.5 (準不燃)	<ul><li>カーテン及びカーテン</li></ul>	品質 操作方法 ・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式 , 【20.2.16	,	材料名 厚さ (mm) 処理を行う範囲
	下敷き材(グリッパー工法の場合) ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・		(トラバーチン模様)       ・普通合板 G       表板の樹種	レール	カーテン       施工箇所     きれ地の品質等(製造所)     ひだの種類     開閉形式     カーテン操作方式	1	
	・ニードルパンチカーペット		生地、透明塗料塗り (※ラワン程度 ・ ) 不透明塗料塗り		·片引き · 引分 ※手動 · 電動		
	厚さ (mm) ( ) 帯電性 ・適用する (性能:※人体帯電圧3kv 以下 ・ ) ・適用しない		イ 次明 坐 科 坐 り (※し な 程度 ・ ) 板面 の 品質 ( )		カーテンレール及び付属金物 施工箇所 強さによる区分 材料による区分 仕上げ 形状 付属金物		施工調査
	備考()						※ 行う ・ 行わない 石綿作業主任者
	・タイルカーペット       パイル形状     種別     施工箇所     寸法     総厚さ (mm)     備 考        8     9     8     9     6     5		・防虫処理         ・天然木化粧合板 G         樹種名( )		暗幕用は300mm以上の召し合せの重掛けとする		特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者の中から選任する。 特別管理産業廃棄物管理責任者 保温材については、排出事業者は特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
	※ ルーフバイル     ・ 第二種     ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		接着の程度 ・1類 ・2類 厚さ(mm) ( )	○ 点検口	天井 村種 アルミニウム製 寸法 (mm) ※450×450 ・600×600 形式 一般型 外枠 Q額線タイプ ・目地タイプ		「宋温村に ついては、併山事未有は特別管理性未廃来物管理具定有の負債を有する有を設定し管理させる。 管公署その他への手続き 改修工事標準仕様書(9.1.3(b)(2))によるほか、次の必要な手続きを行う
	・カットパイル ・第二種 ・第二種 ・第二種 ・第二種 ・ 500×500 ・6.5		・防虫処理         ・難燃処理         ・防炎処理           ・特殊加工化粧合板         G         化粧加工の方法 (・オーバーレイ・プリント・塗装)		内枠 ●額縁タイプ ・目地タイプ 床 材種 アルミニウム製 寸法 (mm) ・450×450 ※600×600		(1)建築物解体等作業届(所管労働基準監督署) (2)特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書(都道府県知事)
	・カット・ループ併用     ・第二種     ・第二種       タイルカーペットの敷き方     平場 ※市松敷き ・模様流し・		表面性能 ( ) タイプ 接着の程度 ・1類 ・2類 厚さ(mm) ( )		形式 ※屋内用一般型 ・密閉形		安全衛生管理 洗浄設備
	階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・ 下敷き剤 ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種1号 呼び厚さ 8mm		- ・ メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903 による (※ 1.2 ・ )	・ 旗竿受金物	材 種 ・ ステンレス製 (SUS 304)		(i) 洗眼、うがいの設備を設ける (ii) 更衣設備等を設ける
○ 合成樹脂塗床	見切り、押え金物の材質、種類及び形状 ※図示 - 【19.4.2、3】   種別   施工箇所   工法   仕上げの種類		・ ポリエスチル樹脂化粧板       ・ ミディアムデンシティ     MDF ・3 ・7 ・9 ・12 ・	・ 車止め支柱	形式     材種     柱径、肉厚 (mm)     高さ (mm)       ・上下式鎖内蔵式     ・標準品     ・ステンレス製       ・スプリング式     ・		表示・掲示 改修工事標準仕様書 (9.1.2(f)(1)、(3)による表示・掲示を行う。 作業場の養生
	「厚膜型塗床材		ファイバーボード G       ・ 無研磨板 V N       ・ 研磨板 V S				処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉塵飛散を防止する。 対象室(
	- 厚膜型塗床材 - 薄膜流し展べ 工法 - 平滑仕上げ - 厚膜流し展ベエ法 - 防滑仕上げ - 厚膜流し展ベエ法 - 防滑仕上げ		・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ ・ 化粧パーティクルボード G ・ 単板オーバーレイ DV ・ プラスチックオーバーレイ DO	・フェンス	フェンスの種類 ・ビニル被覆エキスパンドフェンス		除去物及び汚染物の処分等 保温材については、改修工事標準仕様書 (9.1.3(c)(4)) による。
	・樹脂もクル工法 ◎ 平滑仕上げ ● 防滑仕上げ		・ フラスチックオーハーレイ DO ・ 塗装 D C ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・	7137	フェンへの性域 ・ ヒールでは は ・ トラン・	排 · 配水管	排水管用材料 【21. 2. 1】【表21. 2. 1】
	塗料のホルムルデヒド放散量 ※規制対象外		・ ハードボード (素地) G HB ・未研磨板 (・スタンダード ・テンパード RN) ・研磨板 (・スタンダード ・テンパード RS)		・アルミフェンス 高さ ・図示による ・	排水水工工	材種
・ フローリング張り	単層フローリング     【19.5.2~7】       種類     工法     樹種     厚さ (mm)     間伐材等		・ ハードボード (化粧) G ・ 内装用 D I ・ 外装用 D E ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 ・	・ プレキャストコンク リート	※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/㎡を満足する調合強度	1	・ 硬質ポリ塩化ビニル管     ・ VP       ※図示
	・フローリング1号     ・釘留め工法(根太張り)     ・なら     ・15     ・		・インシュレーションボード G       IB       A級 (・天井仕上 ・内装仕上 ・ )         ・9       ・12       ・15       ・18       ・		・図示による 配筋 ※配筋を定めた計算書を監督職員に提出する。		・ VU ※図示 ・ RS-VU G ※図示
	ボード 1 等		天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合 ※図示による		水底房でためた前昇者で監督物具に提出する。 ・図示による 取付け方法		基床の厚さ及び種類 ・図示による 砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.3) (a)(1) ・図示による
	・フローリング ・接着工法 ・ なら ・ 15 ・ ブロック 1 等 フローリングボードの大きさ ※標準仕様書表19.5.1,3,5		※図小による 合板類の張付け ・ A種 ・ B種 せっこうボードの目地工法 ※仕上表による ・		※図示による		砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.3) (a) (2) ・図示による 硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤
	複合フローリング			・ 間知石及びコンクリー 間知ブロック積み	-ト <b>材</b> 種     種類     質量区分     備考	1	コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14) 設計基準強度18N/mm2 とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合(容積比)
		● 壁紙張り	[19.8.2、3] 		・間知石 ・花こう岩 — — — ※		政副 本年 知及 10以 mill とする。 たんし、コンプラードが 間 ある あ日 の 向日 ( 存存比) セメント 1:砂2:砂利 4 程度とする。 ・ 図示による
	・天然木化粧複合     ・釘留め工法(根太張り)     ・なら     ・A種     ・15     ・       フローリング     ・釘留め工法(直張り)     ・     ・B種     ・12     ・		紙 繊維 プラス 無機質 その他 リング性が 鳴ち		・コンクリート	① 側溝、排水桝	等
	※C種     ・12・       ・接着工法     ・なら     ・A種     ・12・		廊 下 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		目塗り ・図示による ・ 伸縮目地 材種 ・図示による ・	例	等 側溝、排水桝等 【21.2.2】 形状及び寸法 ○図示 ・ 砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.1) (7) (7) ・図示
	・B種     ・12 ・		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		厚さ ・図示による ・		砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.1) (7)(4) ・図示 コンクリート基礎等に用いる材料
	フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・ 接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート		コンクリート・A L C 面の素地ごしらえ ※B種 - A種 せっこうポード面の素地ごしらえ ※B種 - A種	• 屋内掲示板	枠の材質 ※ アルミニウム製 表面の材質 ※ 塩ビ発泡シート張り		※標準仕様書(6.14) 設計基準強度18N/mm2 とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合(容積比) セメント1:砂2:砂利4程度とする。
	県産材の活用 ・適用する(樹種 ) ・適用しない			・ 洗面カウンター	材 種 ・メラミン樹脂化粧板張り(心材:集成材) ・人工大理石		· 図示
		① 断熱·防露 G	[19.1.2] 断熱材のホルムアルデヒド放散量		奥行き(mm) ・ 約 450 ・ 約 600	<ul><li>鋳鉄製ふた</li></ul>	
・豊敷き	種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (畳床:・KT-I・KT-I・KT-I・KT-I・KT-N) [19.6.2] [表19.6.1] 下地の種類 ・標準仕様書表12.6.1による床組	熱	※規制対象外 ・ 防湿材 種類 ※ JIS A 6930 ・ JIS Z 1702 ・ JIS K 6781	・防炎垂れ壁	・固定式         材質         厚さ(mm)         高さ(mm)         備 考		鋳鉄製マン     ・水封形     ・T-2用     ・有り     左記以外の品質等は(公社)       ホールふた     ・簡易密閉形     ・T-6用     ・無し     空気調和衛生工学会SHASE-S209
	・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン ) G	防   露	厚さ ① 0.15mm 気密材 種類 · JIS A 6930 ※ JIS A 6111 ·		※ 網入り磨板ガラス     ※ 6.8     ※ 500     アルミ製枠付き       ・線入り磨板ガラス     ・		(パッキン式) ・T-20用 による ・密閉形 (テーパ・パッキン式)
	畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない 材料を使用したものとする。	글	厚さ ○ 0.15mm 防風材 種類 ※ JIS A 6111 ・		・可動式     有     高さ(mm)     備     考       ・垂直降下式     ※ 不燃布     ※ 500     ガイドレール		(テーパ・パッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパ・パッキン形)
	・ 衝撃緩和型量	ット	防湿層 ※省略しない ・省略する		** 500 ** 固定式 (壁埋込型) ** 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・		RS-VUG
		以   び   そ	<ul><li>気流止め 材料 ○ 図示による [19.1.5]</li><li>天井断熱の場合の天井点検口 ○ 図示による ・ 断熱防湿タイプ</li><li>断熱材及び防湿材の気密措置 ・ 図示による</li></ul>		・回転降下式     鋼板製又はアルミ製     ※ 500     表面仕上げ       ・ 800     ※ 天井材張り	○ グレーチング	材質   形式   田冷   適田荷雷   パンパー   亜鉛 めつさ   上面形状
		の 他 ・ 空業系サイデノング	断熱材及ひ防湿材の気管措直 · 図示による (20.3.2)		・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・		○鋼製 ○受枠付き、 ・溝ふた ・歩行用 ・細目 ・ ( ) ・凹凸形
		エー事	建具上部の雨水の排出路 ※ 図示による シーリング材の目地寸法 ※ 図示による				ホールふた ボルト固定 (横断用) ・ T-2用 ・
		・複合金属サイディン	グ 材料 ※ 図示による (20.3.3)				(側溝用) (利-5用 ・細目 ・ 一14用 ・ T-14用 ・ T-20用
		・ 階段滑止め	材種 ステンレス製(SUS304) (・埋込工法 ※接着工法) 【20.2.7】				→ ファル ・ 受枠付き 、 ・ 溝ふた ・ 歩行用 ・ 細目 ・ ( ) ・ 凹凸形 ⊨ 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂 🖂
			端部フラットエンド ※有(※タイヤと同材 ・ステンレス鋼) ・無型式 ※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り 幅 (mm) ※約35				ス製 ボルト固定 (横断用)
	T. Control of the Con		ード ※ホワイトボード ほうろう 形状・寸法は図示による 【20.2.9】				・桝ふた用 ・T-14用 J 230049
		・黒板及びボワイトボ	・黒板 ※焼き付け 色彩 ※緑 形状・寸法は図示による				・U字溝用 ・T-20用 総務部営編
		・無板及びホワイトホ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計事務所	鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)	RAW CHEC	- C 1 MAN C CONT
		・無板及びホワイトホ	·黑版 ※焼き付け 色彩 ※繰 形状・寸法は図示による  (有) 望 月 建 築 設 MOCHIZUKI ARCHITECT'S	DESIGN OFFICE	馬取家	RAW CHEC	K Ma

② ① 街きょ、縁石、側溝	(21.3.1) 街きょ、縁石、側溝	・ ブロック系舗装	・コンクリート平板舗装 【22.8.2、3	3]							
排 水 工 事	種類     形状、寸法       ・線石     ・図示 ・		種類   寸法(mm) 厚さ(mm) 目地材 備考   ※普通平板(N)   ※300角 ・60   ※砂 表面加工								
	○U形側溝     ○図示・       ○U形側溝ふた・・図示・・・		・透水平板(P) ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し								
	・ 図示 ・ 地乗の材料 ※標準仕様書 (4.6.2) (a)による ・ 図示による ・ 図示による ・ ※ 100 (mm) ・ 図示		歩道部に使用するコンクリート平板は「G(再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。透水平板は 「G(透水性コンクリート)とする。								
	コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14)		回」(透水性コングリート) どする。   仕上り面の平たん性   ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内・								
	設計基準強度18N/mm2 とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合(容積比) セメント 1:砂2:砂利 4 程度とする。 ②図示による		・ インターロッキングブロック舗装 曲げ強度 ###								
⊙ 埋戻し土	<b>○</b> 図示による ※ B種 [3.2.3]		横類								
② 路床	98.t= m ++ 181		・透水性ブロック (P)     歩道部 ※60 ・ ※3.0     ・ 標準品       ・     ・       歩道部に使用するブロックは G (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。透水性ブロックは								
→	路床の材料     【22. 2. 2, 3, 5】     【表22. 2. 1】       種別     材料     厚さ (mm)       ・盛士     ・A種 ・B種 ・C種 ・D種     ・図示		図 (透水性コンクリート) とする。 仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内								
	・建設汚泥から再生した処理土 G ・ ・		・舗石舗装       種類     寸法(mm)     厚さ(mm)     施工方法     基層								
	・ 凍上抑制層 ・ 再生クラッシャラン G ・ クラッシャラン ・ 切込み砂利 ・ 図示 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下) ・		<ul><li>※ 小舗石(花こう岩)</li><li>・ 80</li><li>・ うろこ張り</li><li>・ コンクリート舗装</li><li>・ アスファルト舗装</li></ul>								
	・フィルター層       ・川砂、海砂又は良質な山砂(75 μmふるい通過量 6 %以下)       ・図示         ・       ・	<ul><li>砂利敷き</li></ul>	仕上り面の平たん性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内 種別 【22.9.1	.1]							
	路床安定処理・添加材料による安定処理		神別       ・ A種 (施工範囲:・図示による ・ 通路 ・ )         ・ B種 (施工範囲:・図示による ・ 建物周囲 ・ )								
	種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種	• 路面表示塗料	JIS K 5665 (路面標示用塗料) による								
	添加量 kg (目標CBR ・5以上 ・ ) ・ジオテキスタイル		種類   施工   適用   色   幅(mm)   塗布厚さ(mm)   ・ 1種   G   常温   液状 ・ 白 ・ 150   ・ 1.0   ・ 2種   G   加熱   ・ 100								
	単位面積質量 ・60g/㎡以上 ・ 厚さ(mm) ・0.5~1.0 ・ 引張強さ ・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・		・ 3種 1号 溶融 粉体状 G 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料								
	透水係数 - 1.5¥U+00D710-1cm/sec以上 試験 砂の粒度試験 - 行う - 行わない	22 ・ 植栽地の確認	土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験 ・行う ・行わない 【23.1.3	31							
	路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・行う ・行わない 路床締固め度の試験 ・行う ・行わない	植 様 栽 工 事		. 01							
○ 路盤	路盤の厚さ ①図示による ・	・植栽基盤の整備	植栽     工法     有効土層の厚さ (cm)     整備範囲     土壌改良材	-4]							
	路盤材料 ・砕石 ○再生クラッシャラン G ・クラッシャラン鉄鋼スラグ G		・樹木 ※A種 樹高12m以上 (※100 ・150) ・薬張り部分 ・適用する ・ 位裁部分 ・ 適用しない								
	・ ・図示による 試験		・D種 (※80 ・100) ・図示 樹高3m以上~7m未満 ・								
	路盤締固め度の試験 ※行う ①行わない		(※60 · 80) 樹高3m未満 (※50 · 60)								
・ アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示による・       [22.4.2~6]         材料 アスファルト ・ 再生アスファルト G ・ ストレートアスファルト		※芝、地被類     ※B種     ※20     ・植栽部分     ・適用する       ・図示     ・適用しない								
	骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 [G]		・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・								
	加熱アスファルト混合物等の種類       区分     地域     種類       表層     ・一般地域     ・密粒度アスファルト混合物(13)	・植込み用土	<ul><li>※ 現場発生土の良質土 ・ 客土 【23.2.3</li></ul>	. 3]							
	<ul><li>・細粒度アスファルト混合物 (13)</li><li>・寒冷地域</li><li>・密粒度アスファルト混合物 (13 F)</li></ul>	・ 土壌改良材	<ul> <li>バーク堆肥 G</li> <li>施工箇所 ※植裁範囲 ・図示による</li> </ul>	. 3]							
	・細粒度アスファルト混合物 (13 F)       基層     一般及び寒冷地域       粗粒度アスファルト混合物 (20)		使用量 植栽基盤面積1㎡あたり ( ・50L ・ )								
	シールコートの施工 ・行う ・行わない 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない		<ul> <li>汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) G</li> <li>施工箇所 ※植栽範囲 ・図示による</li> <li>使用量 植栽基盤面積1㎡あたり (・10L・・ )</li> </ul>								
○ コンクリート舗装	舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ コンクリート舗装の厚さ 【22.5.2~6】【表22.5.4】		材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を								
リーング「「開教	舗装の種類 部位 厚さ(mm) コンクリート舗装 車道部 ・図示 ○150 ・	· 樹木	使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする 樹種、寸法、株立数等 ※図示による 【23.3.2	. 2]							
	歩道部     ・図示 ・70 ・       転圧コンクリート     車道部       ・図示 ・150	・支柱	支柱材 ※ 丸太 (間伐材) G ・ 真竹 【23.3.2.3								
	縁部立下り寸法等 ・図示による 材料 コンクリート ①「標仕」表22.5.2による ・		防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 形式 ・図示による								
	早強セメント ・使用する (使用しない) 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ	・ 幹巻き用材料	材料 【23.3.2 ※ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも	. 2]							
	転圧コンクリートの工法 ※図示による・ 目地 種類、間隔、構造 ※「標仕」表22.5.4及び図22.5.1による ・図示による	・芝	種類 ※ コウライシバ ・ノシバ 【23.4.2 **#**********************************	. 2]							
	試験 コンクリート版厚さの試験 ①行う ・行わない		芝張りの工法     平地 ※目地張り ・べた張り     法面 ・目地張り ※べた張り								
・カラー舗装	[22.6.2~6]       種類     部位     車道部の基層     厚さ(mm)	I	等 新植樹木 (芝張り、吹付けは種及び地被類を含む) の枯補償の期間 【23.3.4】 【23.3.6】 【23.4.7	. 7]							
	・加熱系     ・7スファルト混合物     ・車道部     ・無し       ・右油樹脂系混合物     ・歩道部     ・有り	の枯保証	※引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯損処置を行う期間 ※引渡しの日から1年 ・無し								
	・		※引渡しの日から1年 ・無し								
	が行 添加する材料 ・着色骨材 ( ) ・自然石 ( ) 配合 ( ) ・ (										
	結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ・ 樹脂系混合物、ニートエ法及び塗布工法の配合等 ・										
	装 【22. 7. 2~6】 適用範囲:歩道										
	材料 厚さ (mm) ストレートアスファルト ○図示										
	試験 透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ○行う ・行わない 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの										局取県 令和5年度
											」2300498 総務部営繕調
								1		I MA	
			·····································	没計 'S DFS	事務所 SIGN OFFICE	鳥取家畜保健衛生所検査		DATE	CHECK		No. A — O 5
			鳥取県鳥取市西町 1 丁目452- 建築十事発所 笙 0/4-760 -	2-2 TEL 号 FAX	L 0857-23-4888 設X 0857-29-4124	性	308105号 西村 純一 308105号 西村 純一 356981号 望月 洋志		)   (西村)	木造建築工事特記仕様書(5)	Scale -
			<b>た</b>	7 170	汉 0007 23 4124   設	計 有 一	356981亏 望月 洋心		!	I	3



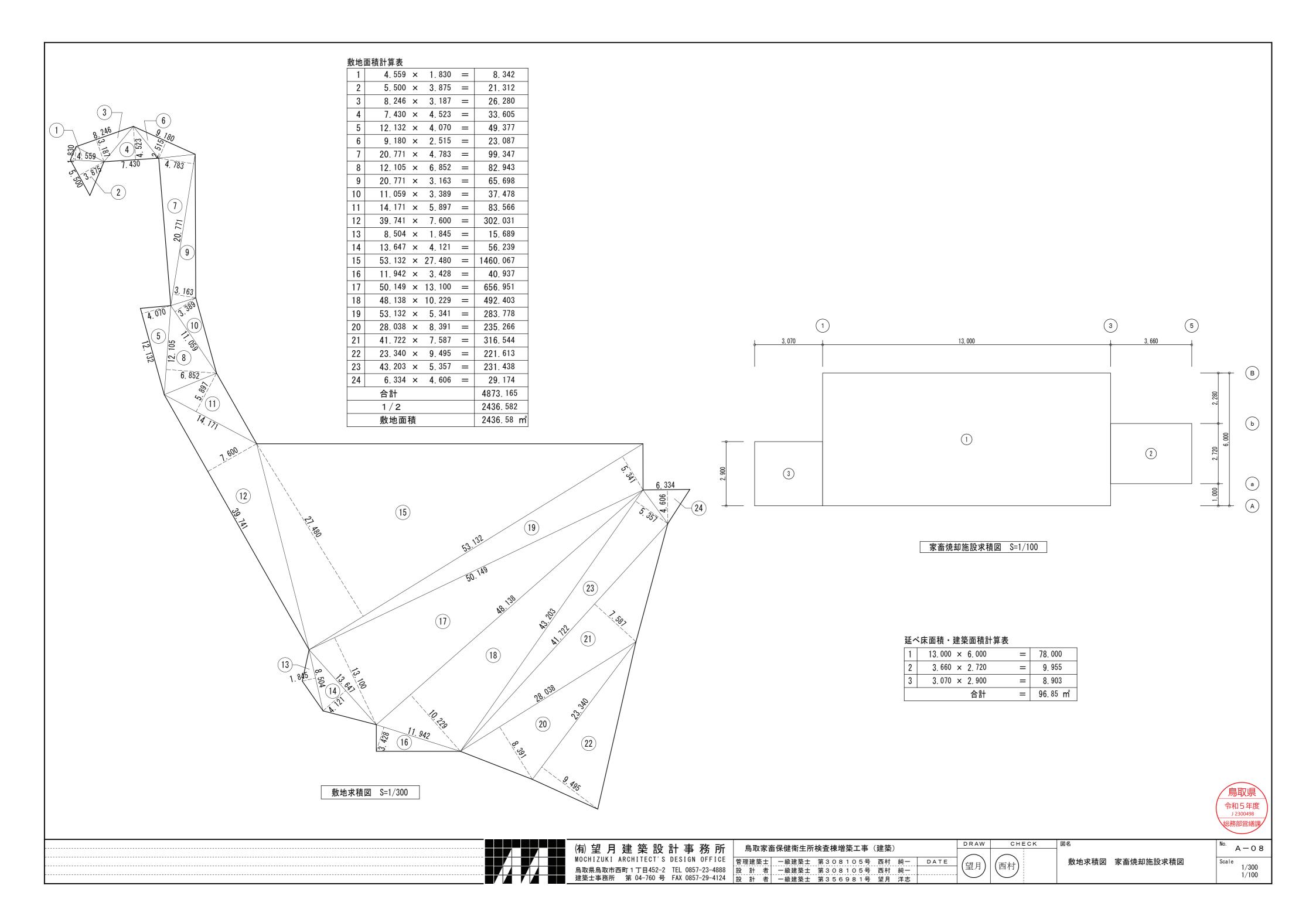
# 【外部仕上表】

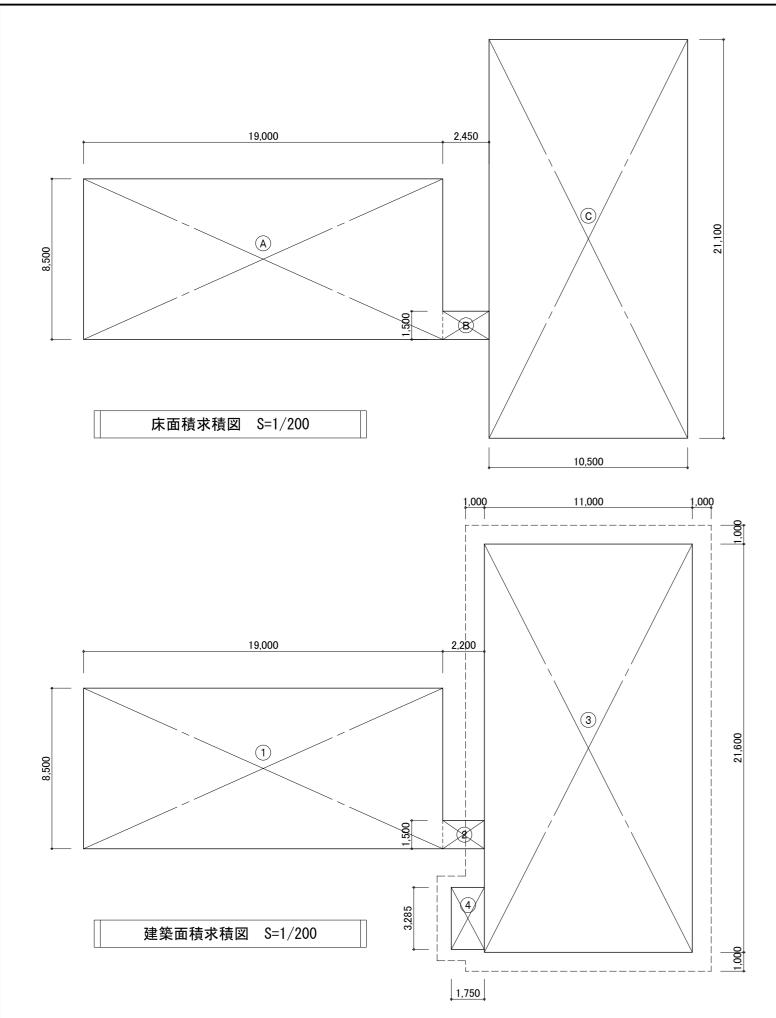
部位	RØNo. 仕 様	部 位	凡例No	仕 様	部位	凡例No	t 様
屋根 1	1 仕上:カラーGL鋼板 厚0.4(裏貼:なし)立て葺(勾配1.5寸 @394)	基礎立上り	6	モルタル塗刷毛引き仕上	Exp. J金物	9	外壁コーナー/カラーアルミ製(クリアランス 1 5 0)
	下葺: ゴムアスファルトルーフィング 厚 1.0 葺 野地板: 構造用合板 厚 1 2 張	土台水切	7	カラーGL鋼板 厚 0.4 加工		10	屋根-外壁/カラーアルミ製(クリアランス250)
	雪止金具:ドブメッキ製 アングル:ドブメッキ製 L-40×40×3 2段	外 壁	8	仕上塗:可とう性塗材 厚3.5mm こて塗<参考:アイカ ジョリパットネオ JQ-650 エンシェントブリック柄>			
	役 物:棟・軒先・雨押え等:屋根同材 下地木:防腐処理材	-1		下 塗:ファイバーベースコート 厚3㎜ 塗	笠 木	11	カラーアルミ製(内勾配) W=225
破風・鼻隠し	2 繊維混入セメントけい酸カルシウム押出成形板 H=210<参考: ニチハ アウティ GLシリーズ> [NM-2098]			下 地:両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板 厚12.5<参考:吉野石膏 デラクリートセメントボード>	庇 1	12	カラーアルミ製(サポート無・積雪150cm対応) 幅7,800 出幅600<参考:アルフィン AD1T 化粧樋付先端部>
軒天	5 パルプ繊維混入セメント板(スチップル調) 厚12 張<参考: ニチハ 軒天12> [NM-3010]			通気胴縁:杉15×60@500	犬走り		コンクリート金ゴテ押え
軒 樋	3			下 張:透湿防水シート張	軒天換気材		カラー鋼板製(高耐食仕様、厚0.35)有効換気量:101cm³/m<参考:城東テクノ FV-E12-L18>
	落し口:洋風じょうご	-1		耐力面材: ガラス繊維混入せっこうボード (GB-R) 厚9.5 張<参考:吉野石膏 タイガーEXハイパー>	床下換気口	13	丸型換気ガラリφ150 ステンレス製 (SUS304) 防虫金網付 有効換気面積:106cm <参考:クマモト UK-SGN>
縦樋	4 カラー塩ビ製 φ 7 5 <参考: エスロン VUC 7 5 > 控え金具: ドブメッキ製 @ 1, 2 0 0以下			(壁倍率:2.7倍 認定番号:FRM-0678 留付材:NZ50)			
		-1		※注意…耐力面材は構造耐力上必要な壁だけでなく、外壁下地全面に同仕様で施工すること。			

# 【内部仕上表】

室名	床		n *	壁		天 井	 廻り縁	   天井高	/## =#z	
王 右	仕 上	下 地	η *	仕 上	下地(防火区画図壁記号参照)	仕 上	下 地 (野縁)	廻り稼	大开局	備考
	F-1 水性硬質ウレタン系塗材 厚3 塗	モルタル塗コテ押え	B-1 仕上:水性硬質ウレタン系塗材 厚0.3塗 V	₩-1 耐防汚化粧けい酸カルシウム板(比重0.8) 厚6張	- 石膏ボード 厚12.5張	C-1 けい酸カルシウム板 厚6 目透し張 EP塗仕上	天井下地組:木製	E-1 ビニル製見切		天井物干金物(3ヶ所)<参考:川口技研 Z-215型>
備蓄倉庫	(防滑・流し展ベタイプ)	!	(下地: C-1コテ全面塗)	目地:シーリング納まり	胴縁:杉15×45@303		 		0.070	
防疫準備室	<参考:日本特殊塗料 ユータックコンプリート CP	Ġ U − 3 N >		<参考:アイカ ルナライトHD>			·		2, 870	
	F-2 耐薬品性長尺ビニル床シート 厚 2.0 貼	<u> </u> 下地:ラワン合板 厚5.5張	B-2 ソフト巾木 H=60 N	W-1 耐防汚化粧けい酸カルシウム板(比重 O.8) 厚6張	◇同上	C-2   化粧石膏ボード 厚 9 . 5 (芋目地)張	天井下地組:木製	E-1 ビニル製見切		   室名札(平付)250×50(国土交通省建築工事標準詳細図8·
一般検査室		捨張:構造用合板 厚12張		目地:シーリング納まり		<参考:吉野石膏 ジプトーン・ライト>			2 500	<参考:神栄ホームクリエイト SK-613Y-1>
一般快宜至		床組:乾式2重床	-	<参考:アイカ ルナライトHD>			 		2, 500	
	F-2 耐薬品性長尺ビニル床シート 厚2.0 貼	-   下地:ラワン合板 厚5.5張	B-2 ソフト巾木 H=60 N	W-1 耐防汚化粧けい酸カルシウム板(比重 O.8) 厚 6 張	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (芋目地)張	天井下地組:木製	E-1 ビニル製見切		室名札(平付) 250×50
精密検査室		捨張:構造用合板 厚12張		目地:シーリング納まり		<参考:吉野石膏 ジプトーン・ライト>			2 500	
有省快宜至		床組:乾式2重床		<参考:アイカ ルナライトHD>					2, 500	
		<u>-</u> - 下地:ラワン合板 厚5.5張	B-2 ソフト巾木 H=60 N	W-1 耐防汚化粧けい酸カルシウム板(比重 O. 8) 厚 6 張	◇同上	C-2   化粧石膏ボード 厚9.5 (芋目地)張	天井下地組:木製	E-1 ビニル製見切		室名札(平付) 250×50
細菌検査室		捨張:構造用合板 厚12張		目地:シーリング納まり		<参考:吉野石膏 ジプトーン・ライト>			2. 500	
神图快宜至		床組:乾式2重床		<参考:アイカ ルナライトHD>					2, 500	
	F-3 ビニル床シート 厚2.0 貼	   下地:ラワン合板 厚5.5張	B-2 杉厚30 H=60 N	W-2   腰上:クロス貼	◇同上	C-2 化粧石膏ボード 厚9.5 (芋目地)張	天井下地組:木製	E-1 ビニル製見切	2.500	
廊下		捨張:構造用合板 厚12張		₩-3 腰下:杉板(本実加工・働き幅120㎜) 厚12 横張	X	<参考:吉野石膏 ジプトーン・ライト>	!		2, 500	
igs (*		床組:乾式2重床		OSCL塗	 		 		2, 200	
	F-4 防滑性ビニル床シート 厚2.0 貼	- - - 下地:ラワン合板 厚5.5張	B-2 ソフト巾木 H=60 N	W-1 耐防汚化粧けい酸カルシウム板(比重 O. 8) 厚 6 張	◇同上	C-3 多機能けい酸カルシウム板 厚6 張	ト地:シージング石膏ボード 厚9.5張	E-2 ビニル製見切		室名札 (平付) 250×50
脱衣室		捨張:構造用合板 厚12張		目地:シーリング納まり		<参考:アイカ モイスNT>	天井下地組:木製		2 200	
(4室共通)		床組:乾式2重床		<参考:アイカ ルナライトHD>	<u> </u>	※調湿・防臭・防かび性能				
	シャワーユニット0812	 					 			
シャワールーム	仕様は別紙詳細図による									
		ļ								
	 F-4 防滑性ビニル床シート 厚2.0 張替		B-2 ソフト巾木 H=6 0	クロス張替		既存のまま				
倉 庫							 		2, 625	
		: 	<del>  </del>							

特記事項	屋内化学物資濃度測定	略号・記号一覧	
1. ステンレスは特記なき限りSUS304(HL仕上)とする。	測定物質 アルデヒド類(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド)	PB 石膏ボード	
2. 工事現場の災害防止については、道路(運搬路)・敷地・周囲の状況を考慮し、適切な対策及び予防措置を講ずること。	VOC類(トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン・パラジクロロベンゼン)	SUS ステンレス	
3. 工程については施設関係者と連絡を密にし、要望に協力しながら施工する。	測定場所    一般検査室、精密検査室、臨床検査室	Exp. J エキスパンションジョイント	
4. 部材・仕上材の材質・色彩等で協議・確認を要するものは、色見本等を監督員に提出し協議の上決定すること。	測定方法     厚生労働省策定基準に準ずる。	LGS 軽量鉄骨	
5. 工事現場では常に整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては現場内外を清掃すること。		EP 合成樹脂エマルションペイント	
6. 工事に先立ち、「既存外壁吹付」「既存撤去部石膏ボード」のアスベスト含有調査を行うこと。	使用材料 防火認定番号一覧	SOP 合成樹脂調合ペイント	
	石膏ボード(GB-R) 厚9.5 <参考: 吉野石膏 タイガーボード> 準不燃 QM-9828	UC ウレタン樹脂ワニス塗	
	石膏ボード(GB-R) 厚12.5<参考: 吉野石膏 タイガーボード>	VOC 揮発性有機化合物	
	両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板 厚12.5 <参考:吉野石膏 デラクリートセメントボード> 不 燃 NM-2083		
	ガラス繊維混入せっこうボード (GB-R) 厚9.5 張〈参考: 吉野石膏 タイガーEXハイパー〉 準不燃 QM-0954-1	1	
	化粧石膏ボード(GB-D) 厚9.5 <参考: 吉野石膏 タイガージプトーン・ライト> 準不燃 QM-0524	その他	
	耐防汚化粧けい酸カルシウム板 厚6<参考:アイカ ルナライトHD> 不 燃 NM-5037		
	けい酸カルシウム板(O.8FK) 厚6 不 燃 NM-1217		
	クロス貼(木目調を含む)※準不燃下地 準不燃 QM-OOO		
	クロス貼(木目調を含む)※不燃下地		
			鳥取県
			· <del>(令和5年度)</del> 」2300498
			総務部営繕課
		世築丁事 (建築) DRAW CHECK 図名	No. A — O 7
	MOCHIZIKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE   MOCHIZIKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE   MOCHIZIKI MOCHIZIKI		
<del> </del>	MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE         管理建築士       一級建築士       第308         鳥取県鳥取市西町1丁目452-2       TEL 0857-23-4888       設計者       一級建築士       第308	8105号 西村 純一 DATE (望月) (西村) 仕上表	Scale
			-





A 19.000 × 8.500 = 161.500 B 2.450 × 1.500 = 3.675 C 10.500 × 21.100 = 221.550

1 19.000 × 8.500 = 161.50000 2 2.200 × 1.500 = 3.30000 3 11.000 × 21.600 = 237.60000

【既存建物】(事務所・家畜診療所) 延床面積 C = 221.55 ㎡

建築面積 3+4 = 243.34 ㎡

4 1.750 × 3.285 = 5.74875

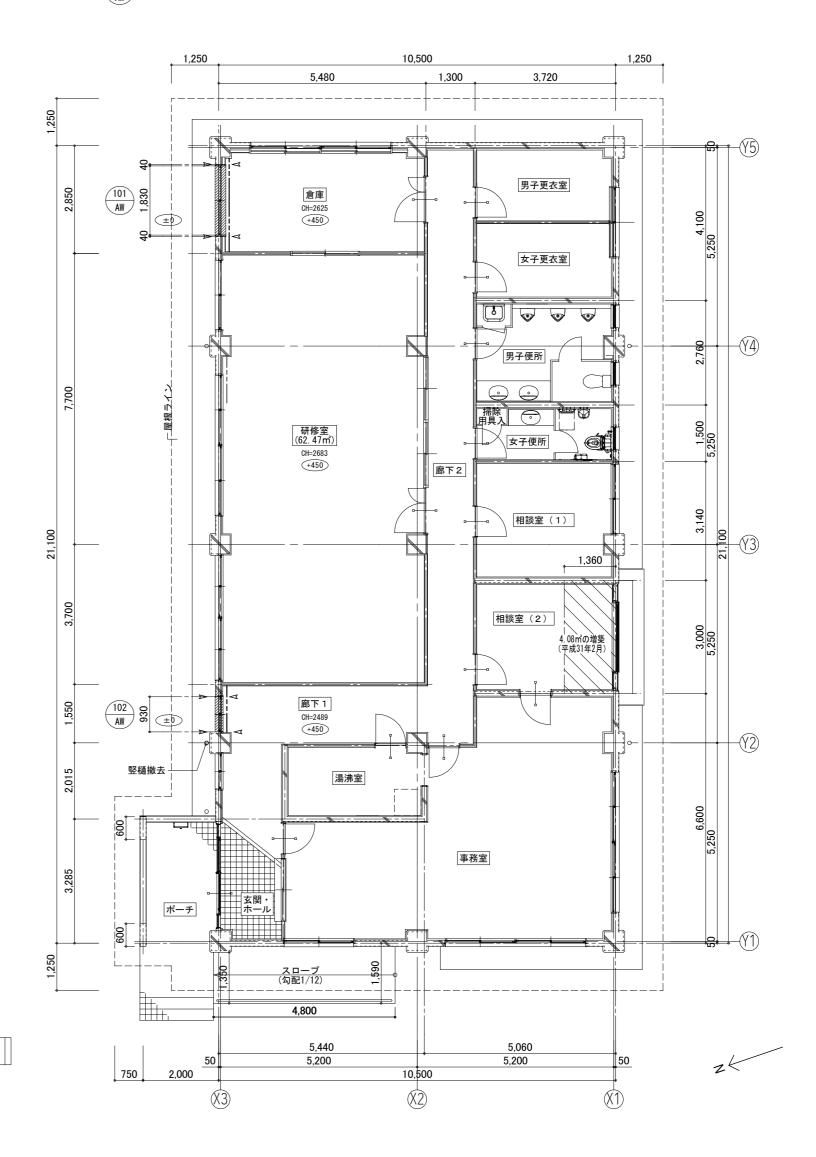
【申請建物】(増築部分) 延床面積 A+B = 165.17 ㎡ 建築面積 1+2 = 164.80 ㎡

# 【面積表】

【四次公】				
	増築建物 (家畜診療所)	既存建物 (事務所・家畜診療所)	既存建物 (家畜焼却施設)	合 計
敷地面積				2436. 58m²
1階床面積	165. 17 <b>m</b> ²	221. 55 <b>m</b> ²	96. 85 <b>m</b> ²	483. 57m²
延床面積	165. 17 <b>m</b> ²	221. 55 <b>m</b> ²	96. 85 <b>m</b> ²	483. 57m²
建築面積	164. 80m²	243. 34m²	96. 85 <b>m</b> ²	504. 99 <b>m</b> ²

101 AW ・・・アルミ引違い窓 W1800×H1300

102 AW ・・・アルミ引違い窓 W900×H900



【凡例】

: 建具撤去を示す

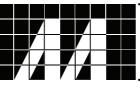
∀ : コンクリートカッター入れ

**±0** : G L からの床レベルを示す

----: 仮設間仕切壁 (C種) を示す

平面図(増築・改修前) S=1/100

鳥取県 令和5年度 J 2300498 総務部営繕課



鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 | 設計者 | 一級建築士 第308105号 西村 純一建築士事務所 第 04-760号 FAX 0857-29-4124 | 設計者 | 一級建築士 第356981号 望月 洋志

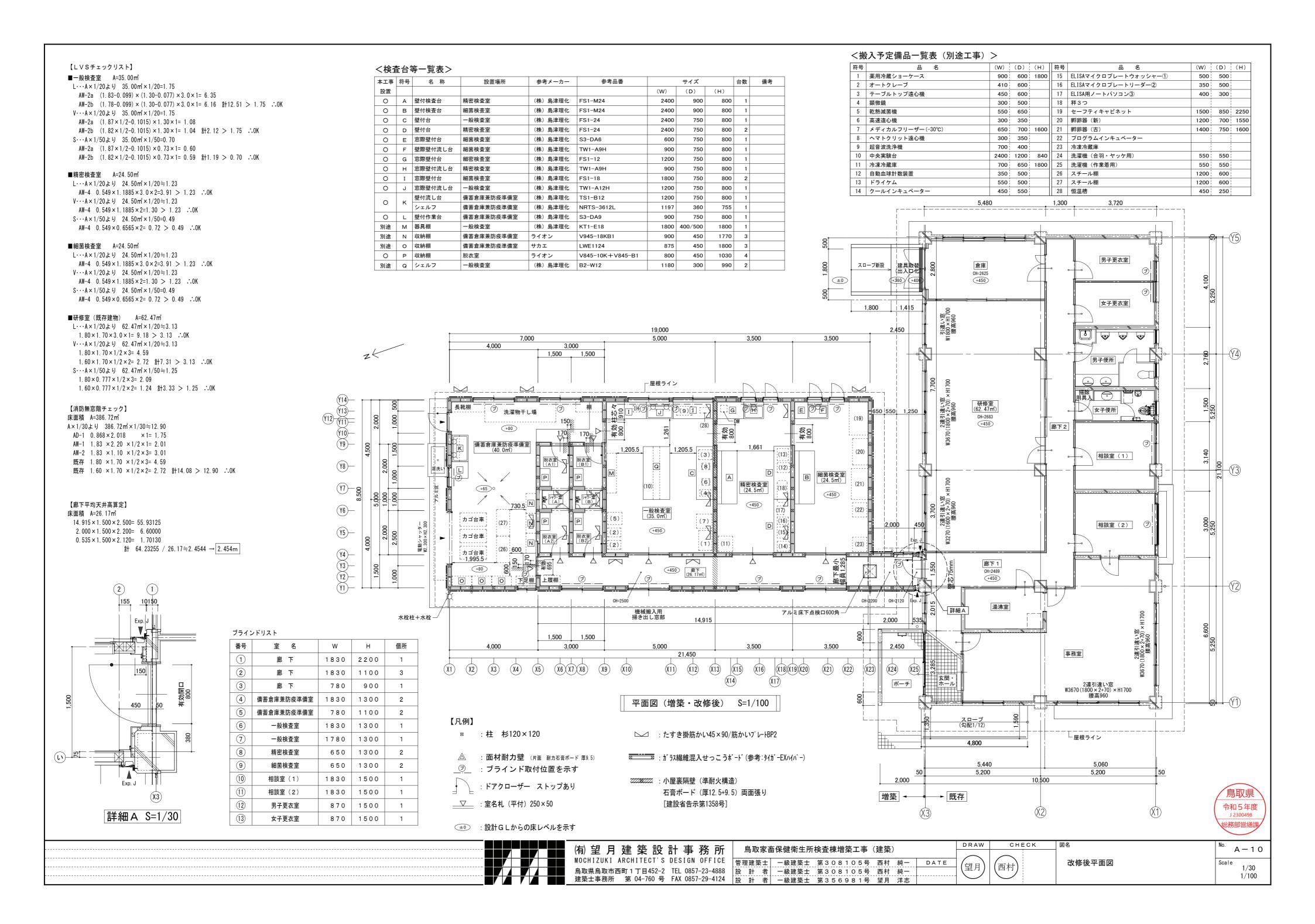
鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE

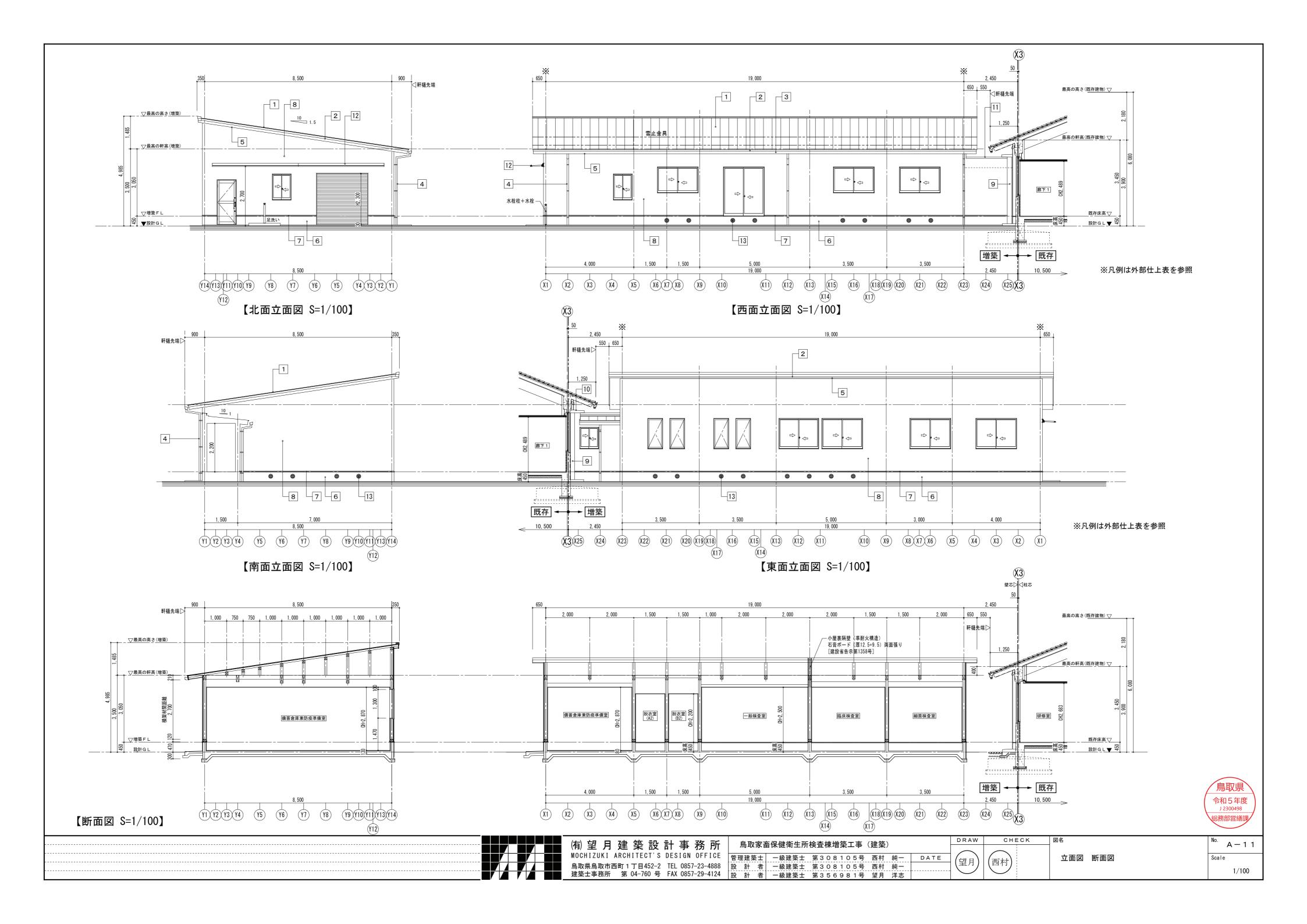
DRAW CHECK (西村) (望月)

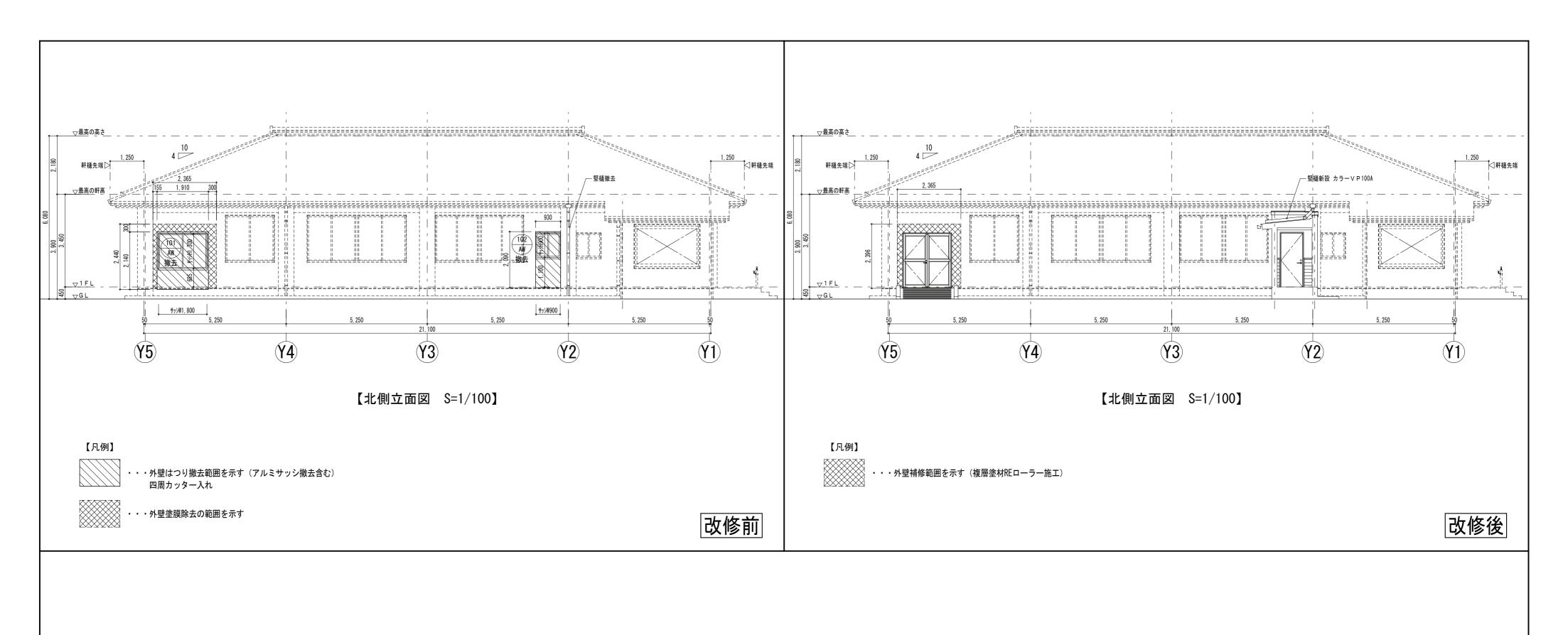
床面積求積図 改修前平面図

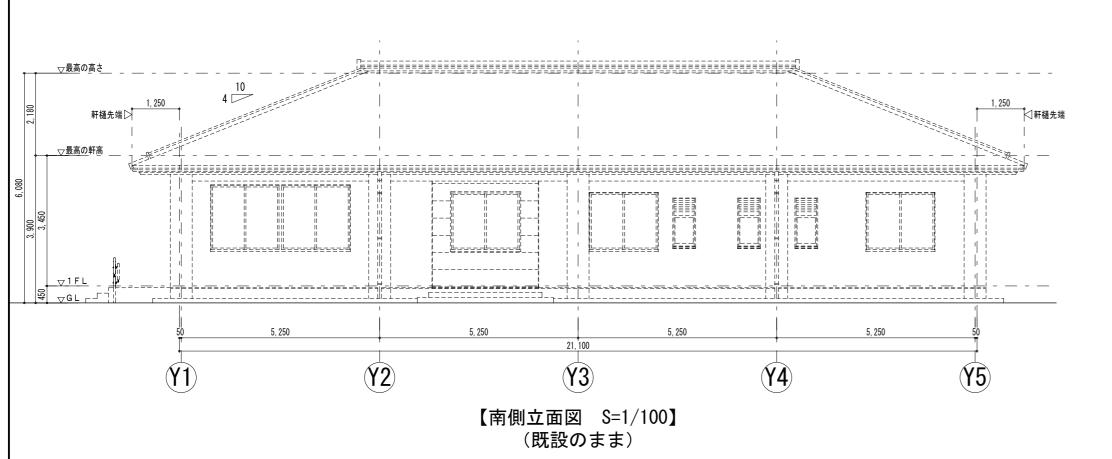
A - 09Scale 1/200

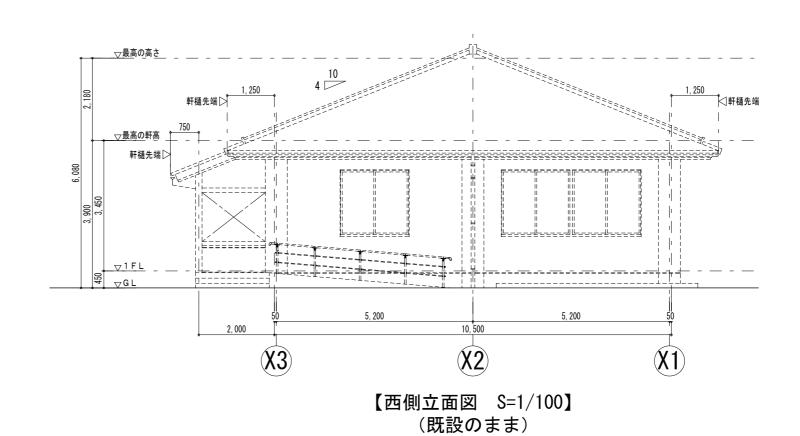
1/100



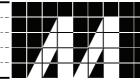












 (有) 望月建築設計事務所
 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE

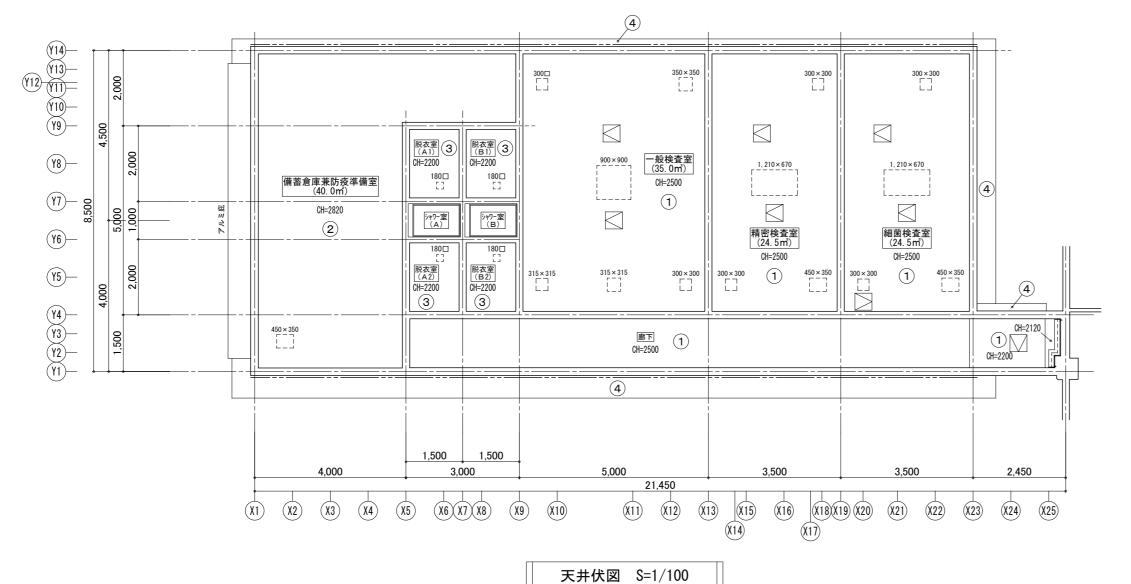
 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

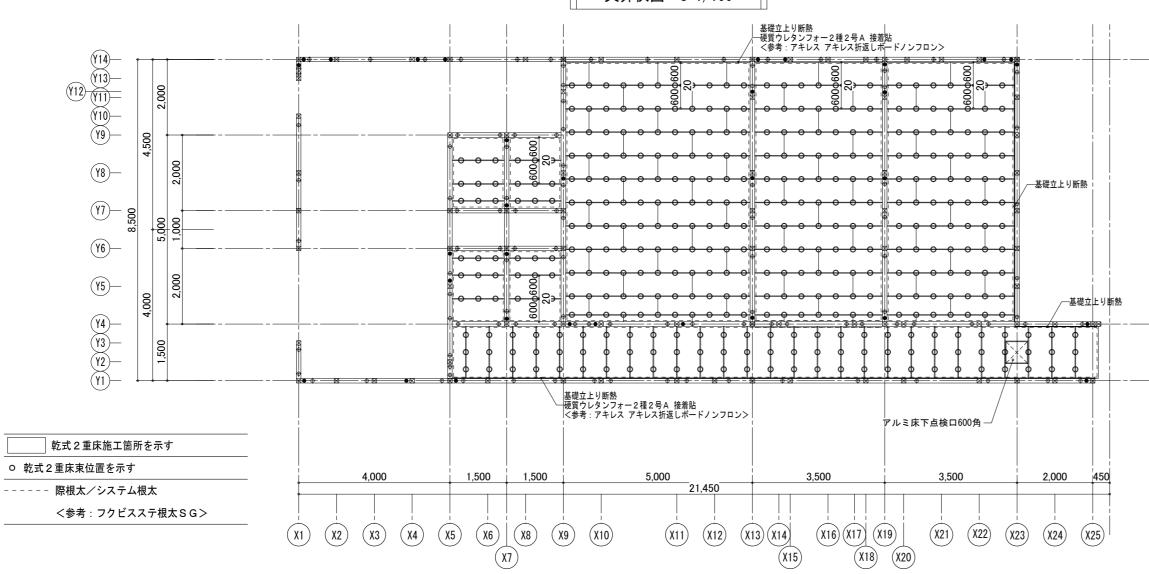
DRAW CHECK 望月 (西村)

立面図 [改修前・後]

A - 12Scale

1/100

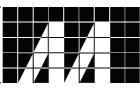




# 【凡例】

	仕上: 化粧石膏ボード 厚9.5 (芋目地)張 
(1)	<参考:吉野石膏 ジプトーン・ライト>
	天井下地組:木製
	仕上:けい酸カルシウム板 厚6 目透し張 EP塗仕上
(2)	天井下地組:木製
(2)	
	仕上:多機能けい酸カルシウム板 厚6 張
(3)	<参考:アイカ モイスNT> ※調湿・防臭・防かび性能
	下地:シージング石膏ボード 厚9.5張
	天井下地組:木製
	パルプ繊維混入セメント板(スチップル調) 厚12 張
( <del>4</del> )	<参考:ニチハ 軒天12> [NM−3010]
	設備機器用開口 ※寸法は特記による
	アルミ天井点検口 450角
	軒天換気材 カラー鋼板製
	·





床伏図 S=1/100

侑望月建築設計事務所 鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 設計者 一級建築士 第308105号 西村 純一建築士事務所 第 04-760号 FAX 0857-29-4124 設計者 一級建築士 第356981号 望月 洋志

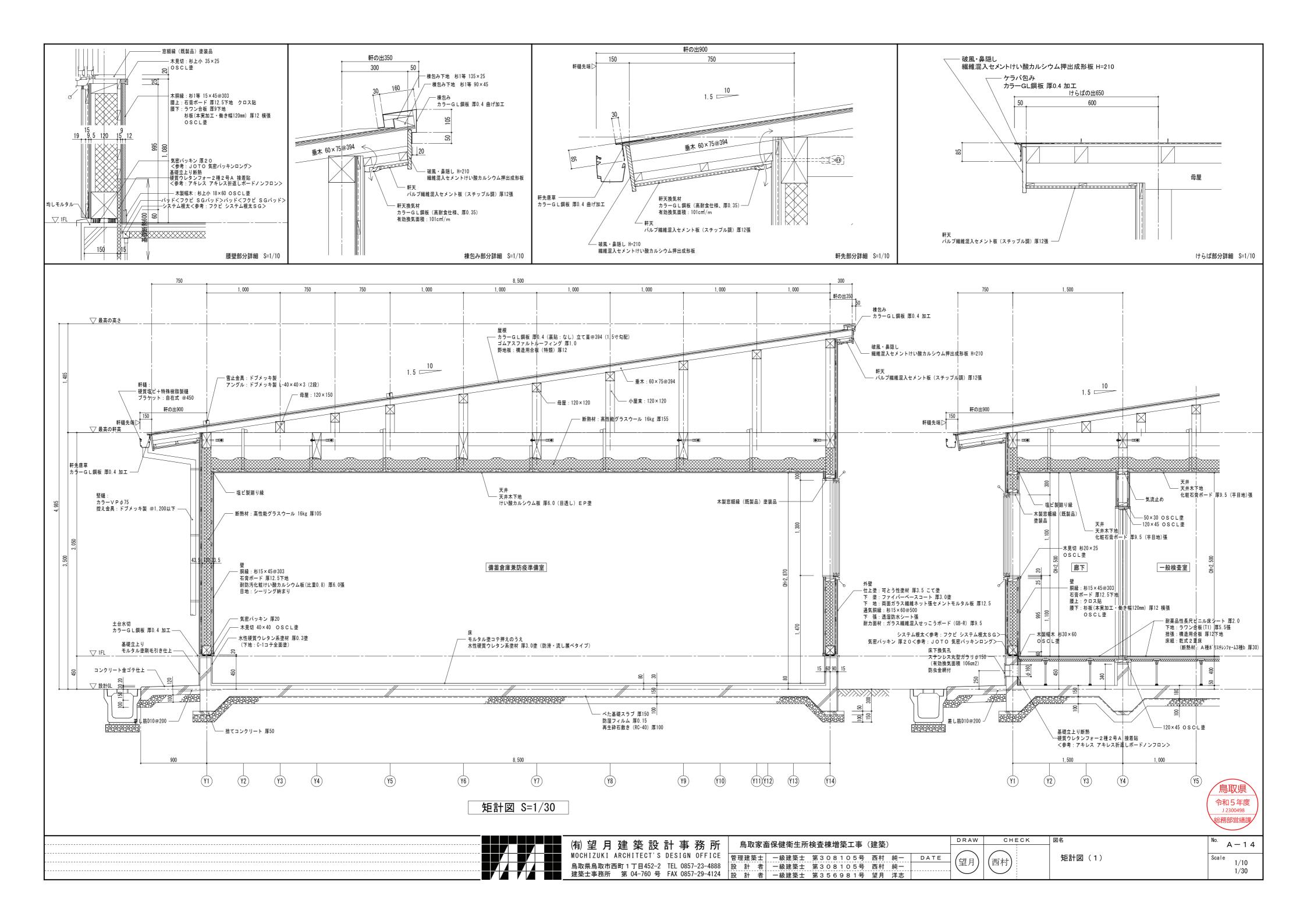
鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE

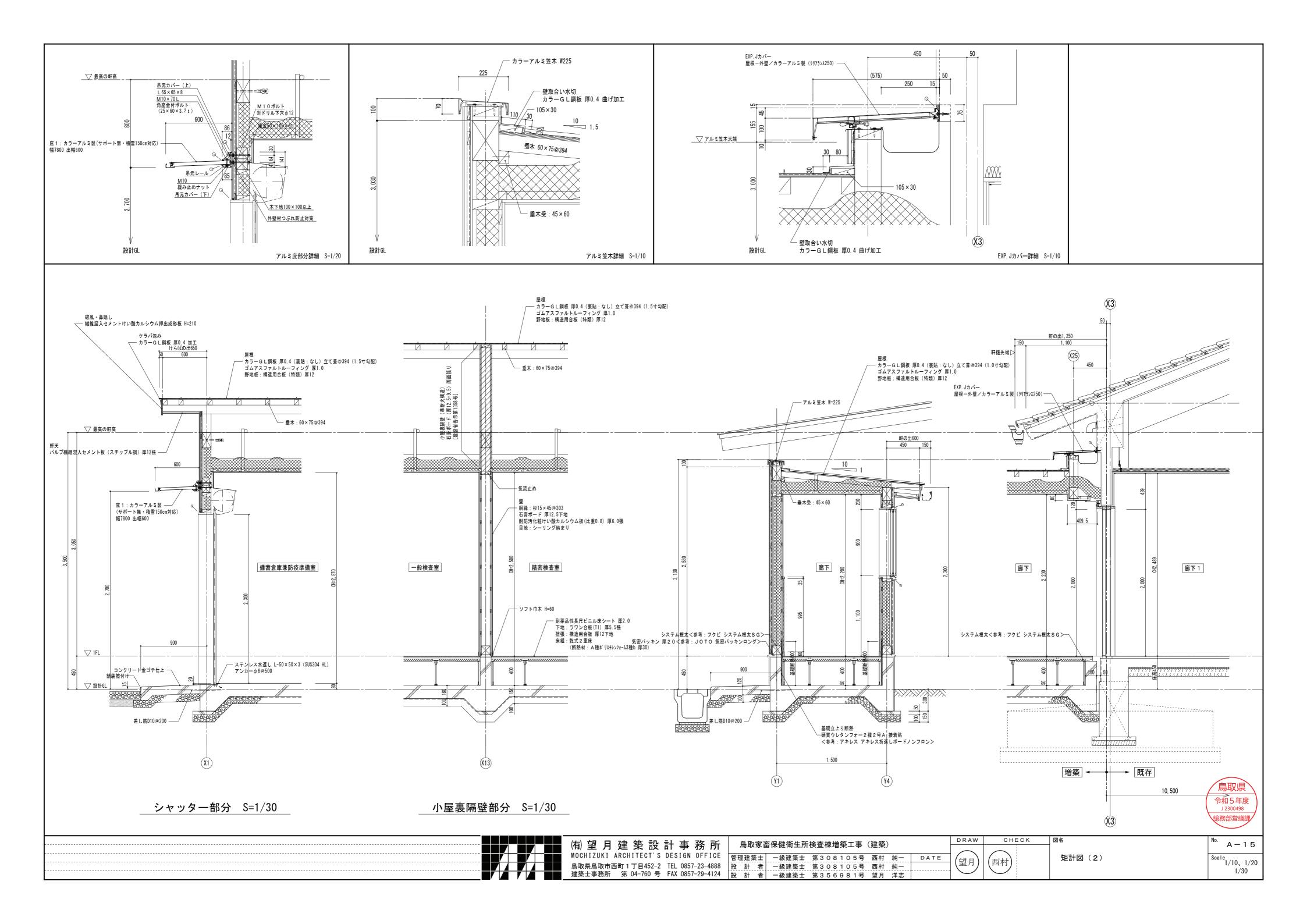
DRAW CHECK (西村) (望月)

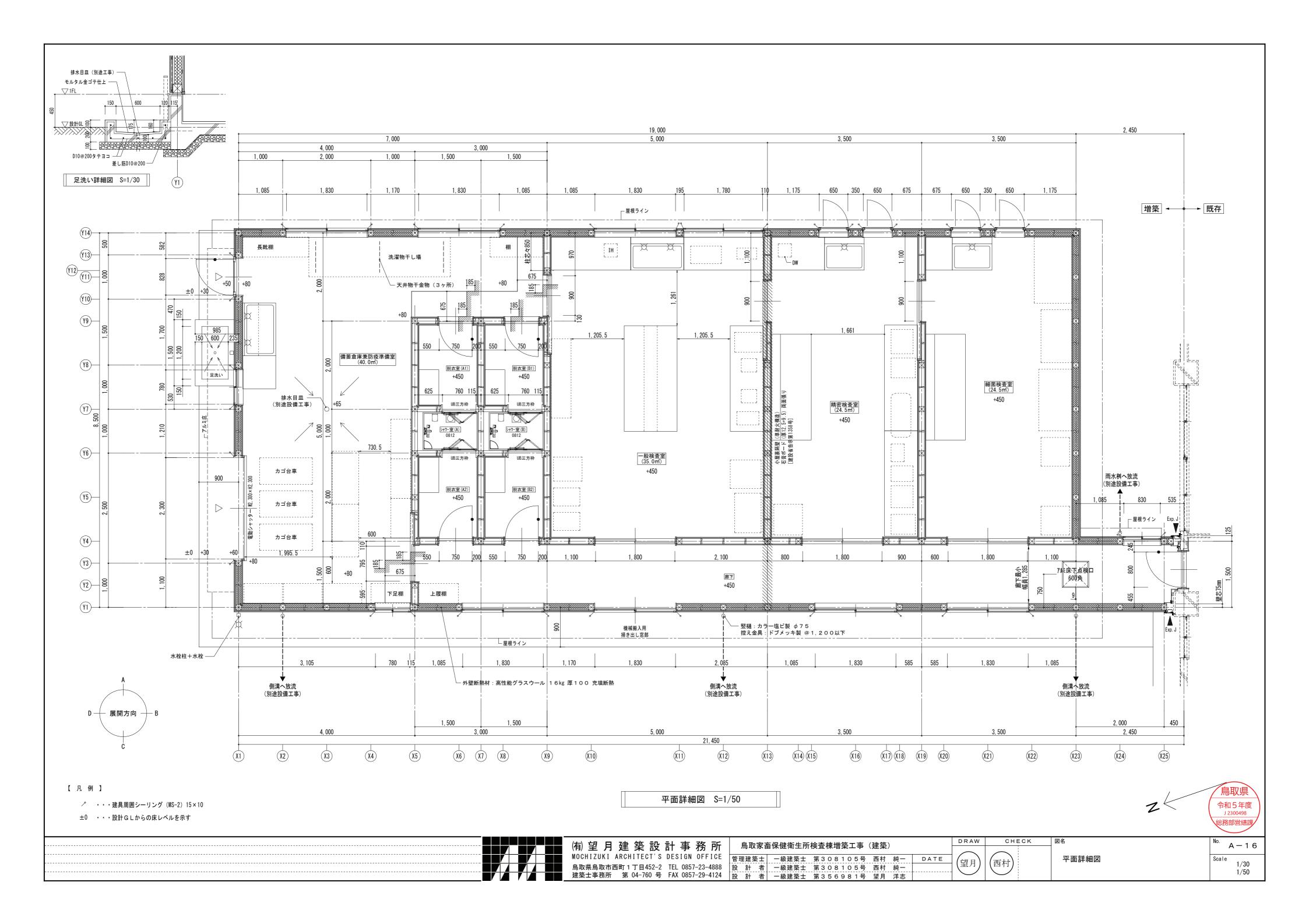
床伏図 天井伏図

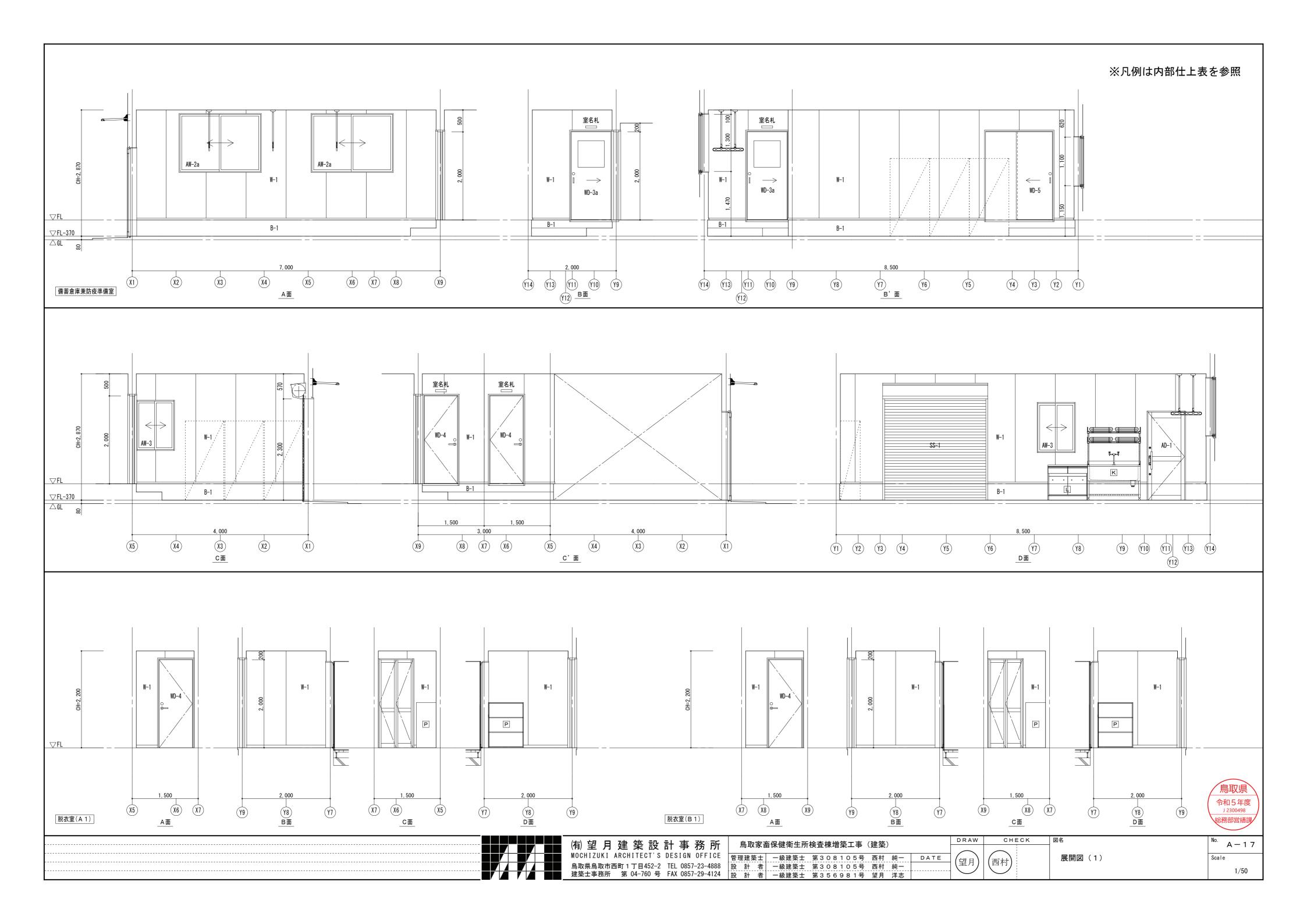
A - 13Scale

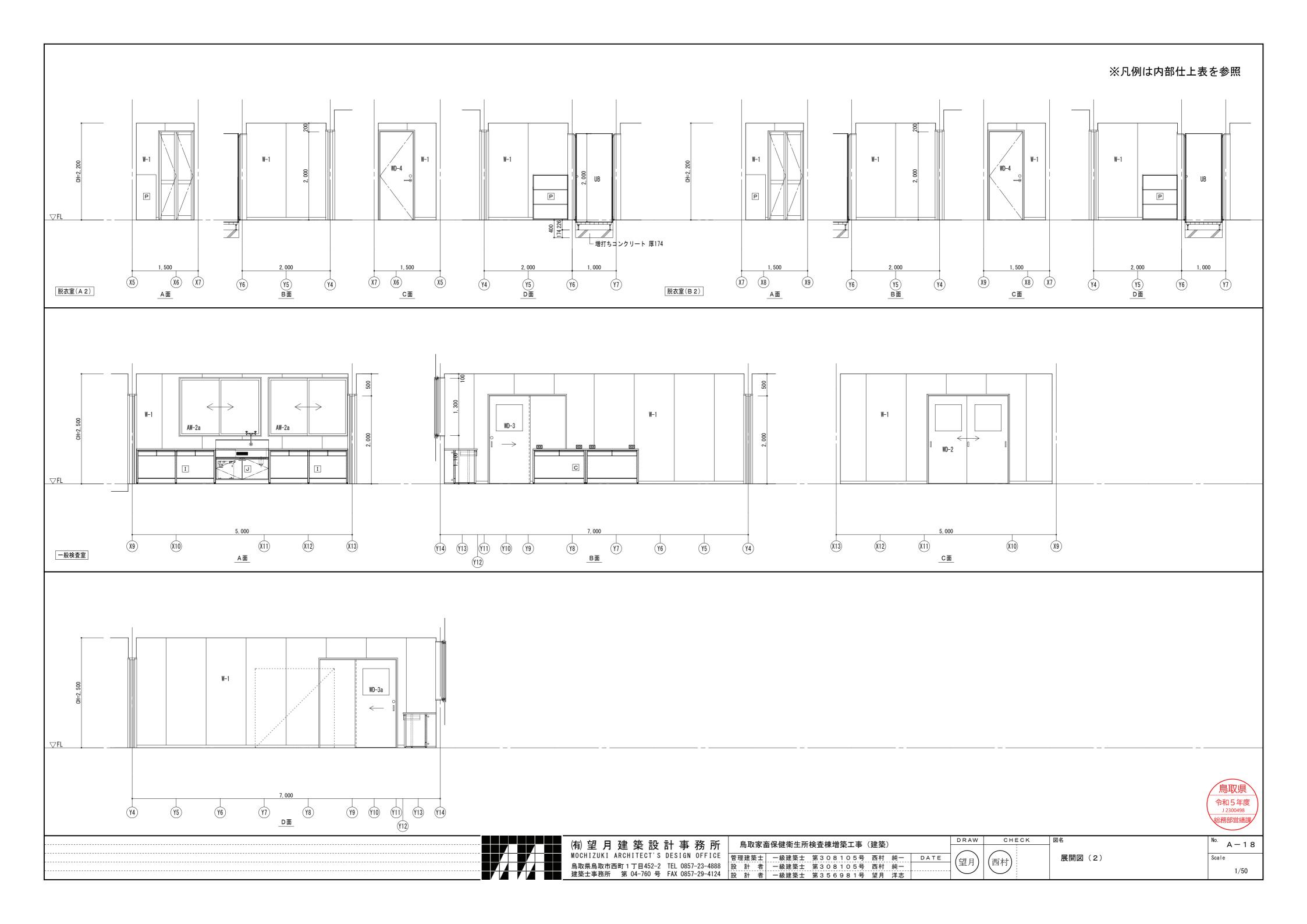
1/100

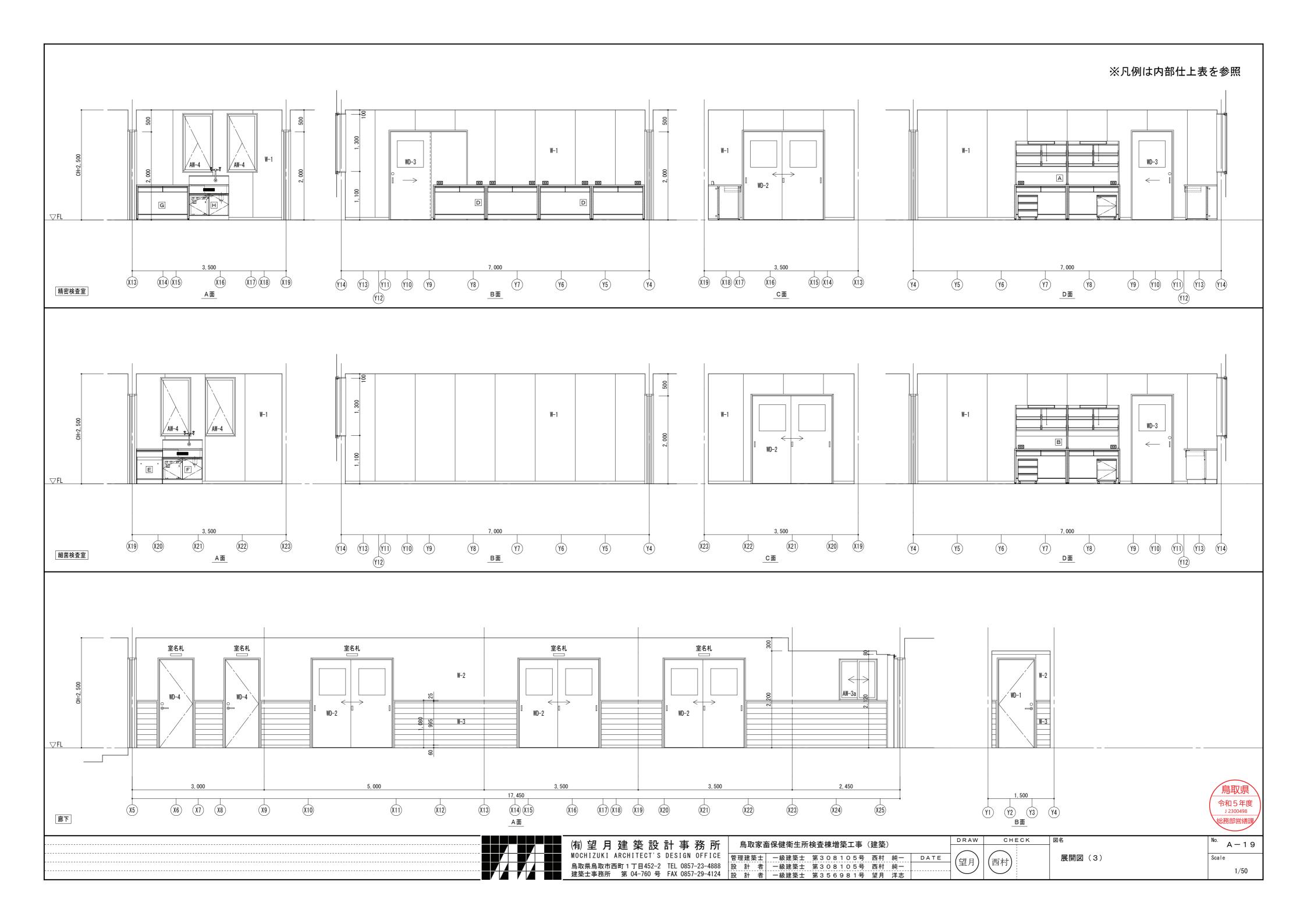






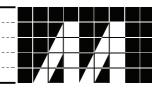






#### ※凡例は内部仕上表を参照 W-2 W-2 AW-1 < AW-2 AW-2 W-3 1, 080 WD-5 W-3 $\nabla$ FL 2, 450 3, 500 5, 000 3, 000 1,500 Y4 Y3 Y2 Y1 17, 450 X15 X14 <u>C面</u> X20 X19 X18 X17 X16 XII X10 X9 X8 X7 X6 X22 X12 X13 X5 廊下

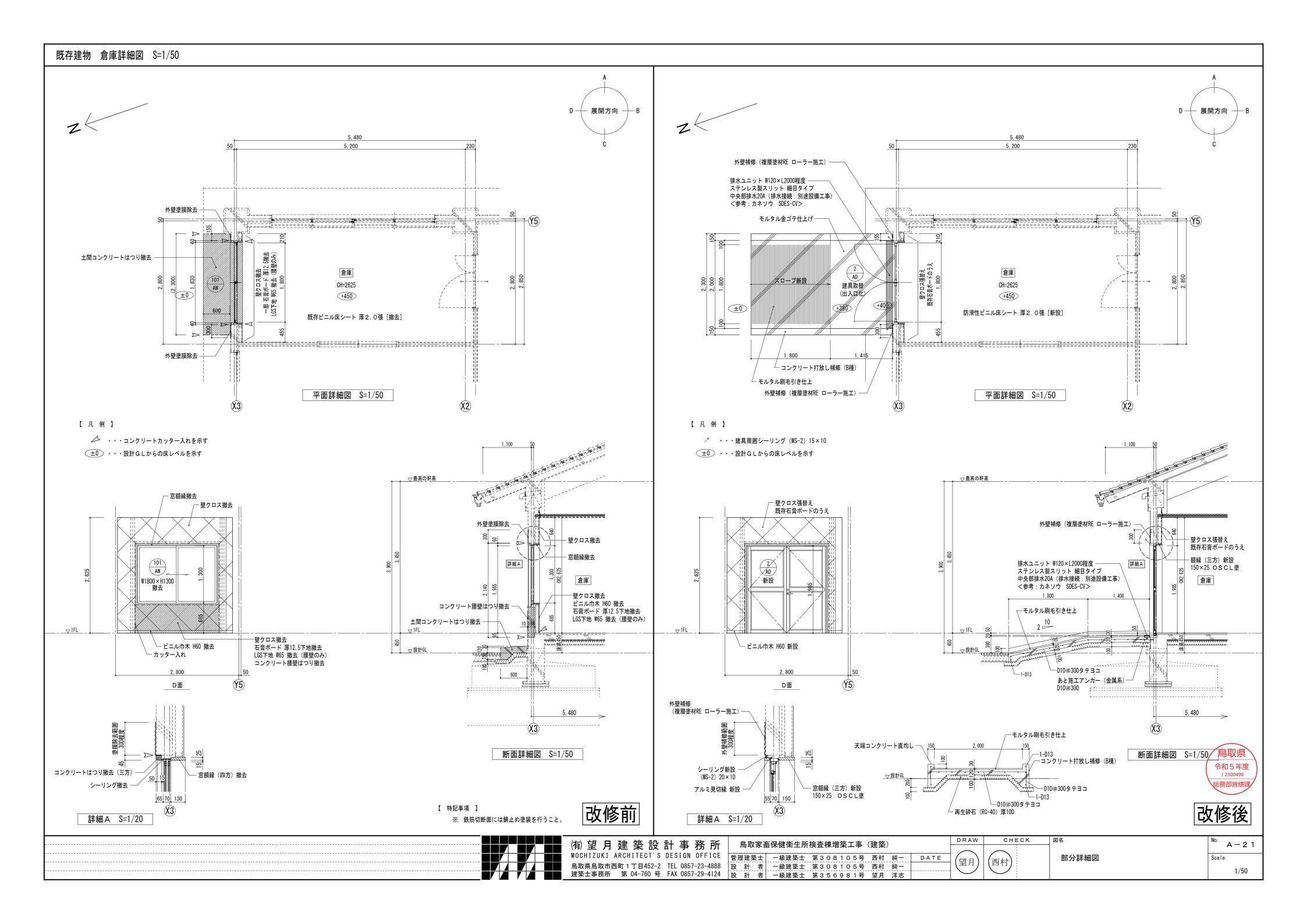


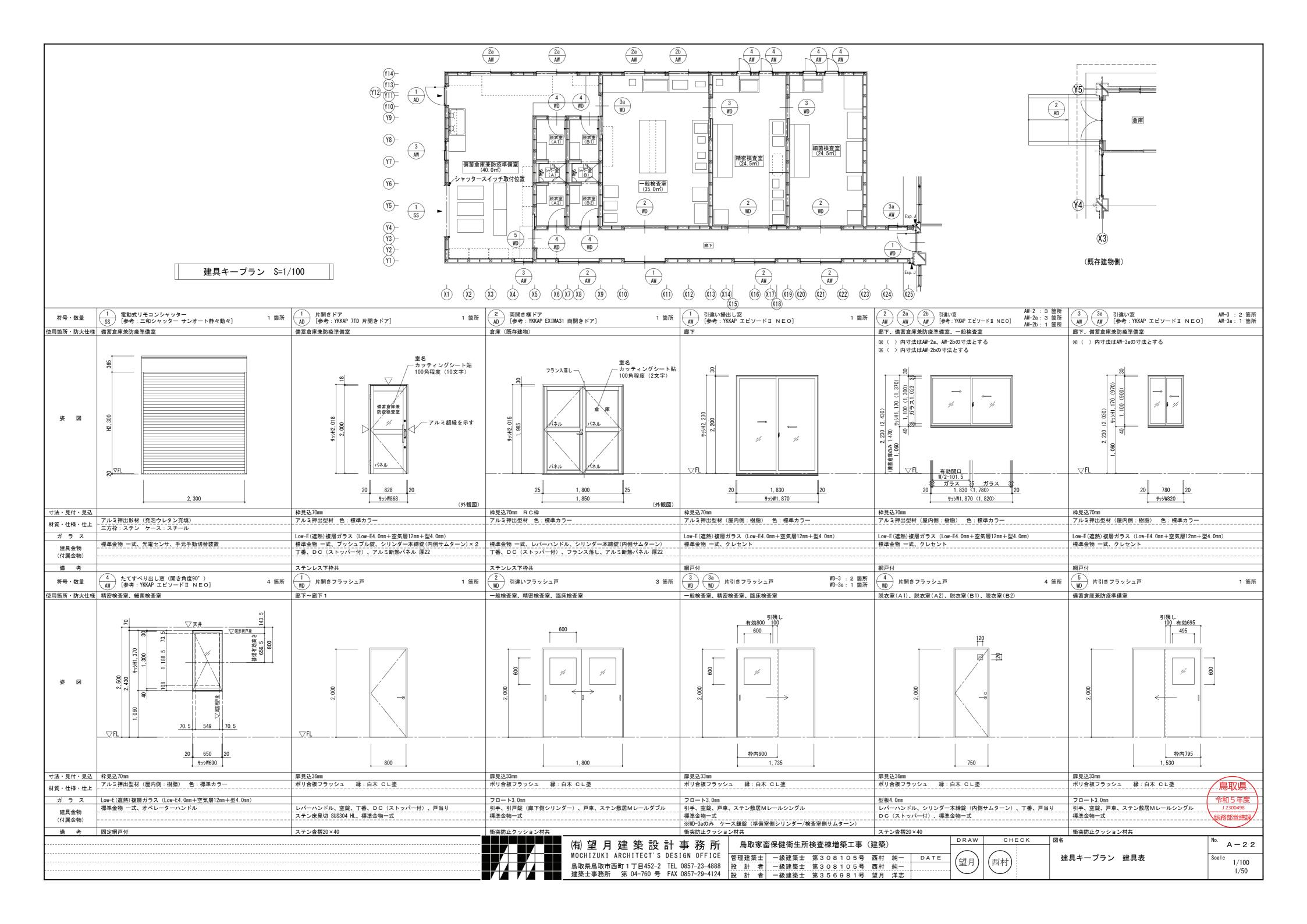


展開図(4)

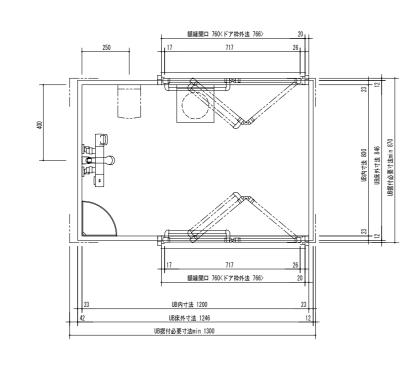
A - 20Scale

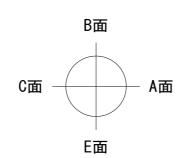
西村 望月



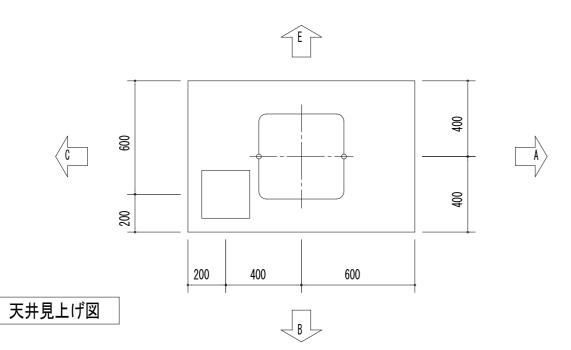


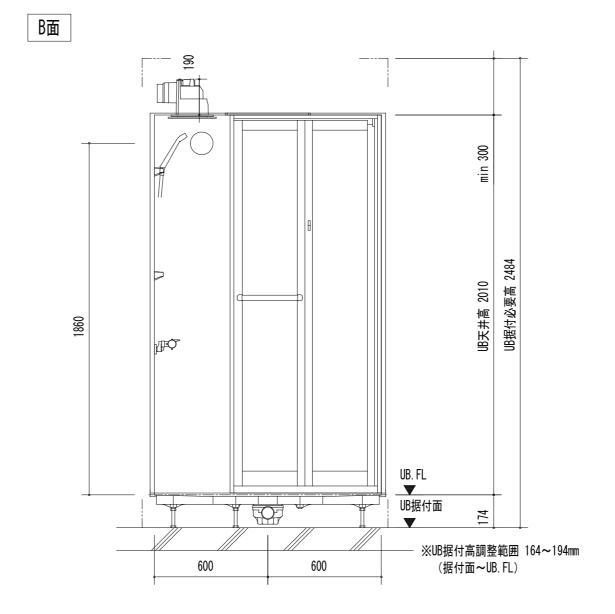
部位/項目	仕様(寸法単位:mm)	壁穴加工
床	FRP 単色 模様付	
壁	化粧パネル(標準クラス)	
天井	化粧鋼板複合パネル	
ドア	折 戸:アルミアルマイト処理 面 材:型板調樹脂板	
水栓金具	壁付サーモ水栓 シャワー専用	現場開口
シャワーフック	樹脂製 2個	現場開口
照明	スリム照明(防湿型) LEDランプ 1灯	現場開口
収納	コーナー棚2段 樹脂製	現場開口
換気扇	天井換気扇	
トラップ	ABS樹脂製 封水50mm	
給水管	Rc1/2 めねじ止	
給湯管	Rc1/2 めねじ止	
雑排水管	塩ビ管 VP50	

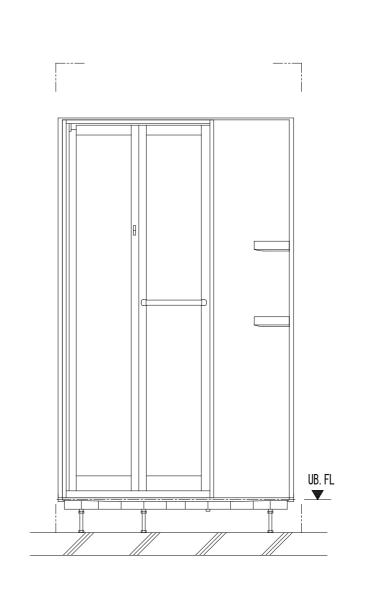


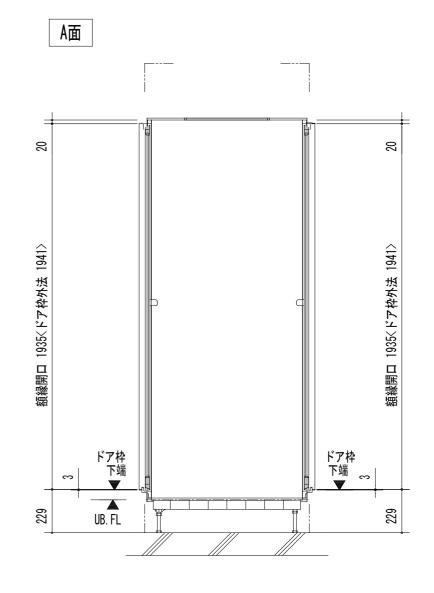


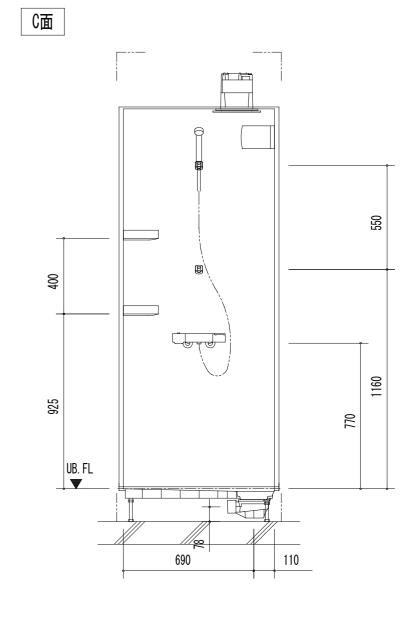
E面

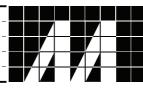












(望月)

CHECK (西村)

ユニットバス詳細図

A - 23Scale

鳥取県

令和5年度 J 2300498 総務部営繕課

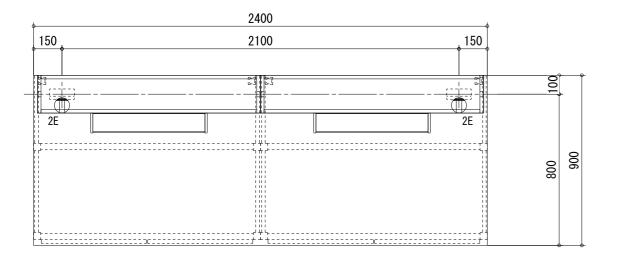
1/20

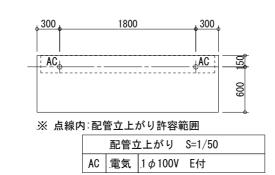
# 壁付検査台<参考:(株)島津理化 FS1-M24特>

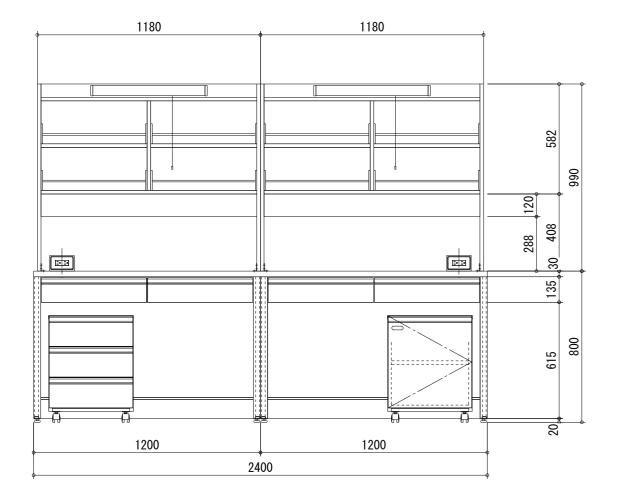
符号	階 数	部	屋	名	台数
Ą	1 階	精密検査	室		1 台
В	1 階	細菌検査	室		1 台

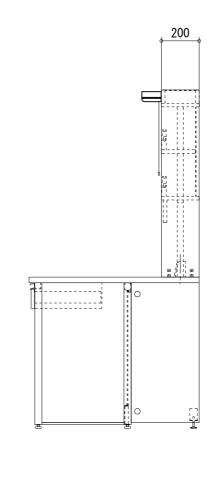
天 板	サイファス t=30mm	
	エッジ:ポリプロピレン製 コーナーR	
本体主材	角鋼管フレーム 耐薬品性焼付け塗装 レベルアジャスター付き	
	色:ライトグレー	
.側 板	低圧メラミン両面化粧パーチクルボード F☆☆☆☆ t=19mm	
	色:ホワイト	
試 薬 棚	低圧メラミン両面化粧パーチクルボード F☆☆☆☆ t=19mm	
	二段式セーフティパイプ φ9.0mm	
付 属 品	卓上コンセントボックス(片面用)	2
	ACコンセント(125V・15A・2P・2連・アース付)	2
	システムワゴン E1-A(引出し3段, ソフトクローズ仕様)	.1
	システムワゴン E1-C(開き戸, ソフトクローズ仕様)	.1
	LED照明	2
	試薬棚固定用金具	.8

※引出しをソフトクローズ仕様とする



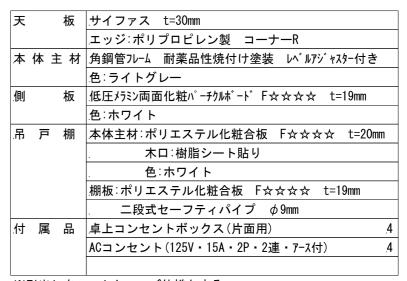




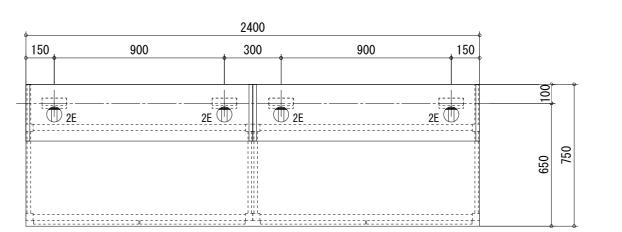


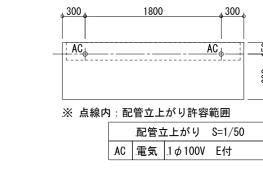
# 壁付台 <参考:(株)島津理化 FS1-24特>

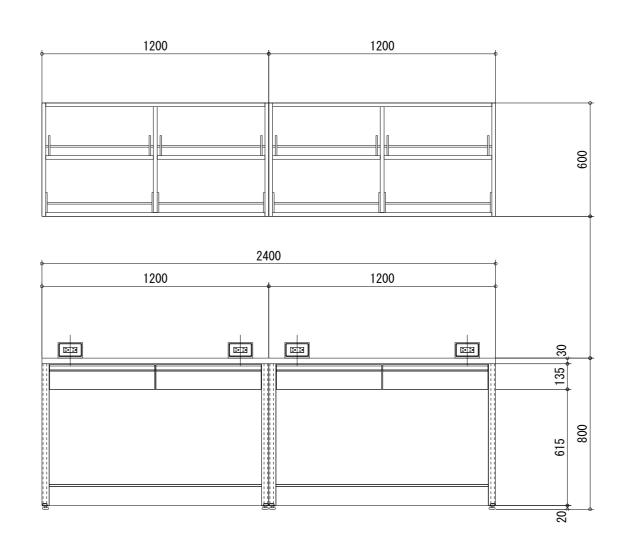
符号	階 数	部 屋	名	台数
C	1 階	一般検査室		1 台
D	1 階	精密菌検査室		2 台

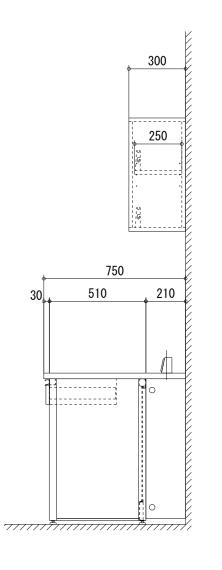


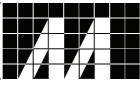
※引出しをソフトクローズ仕様とする









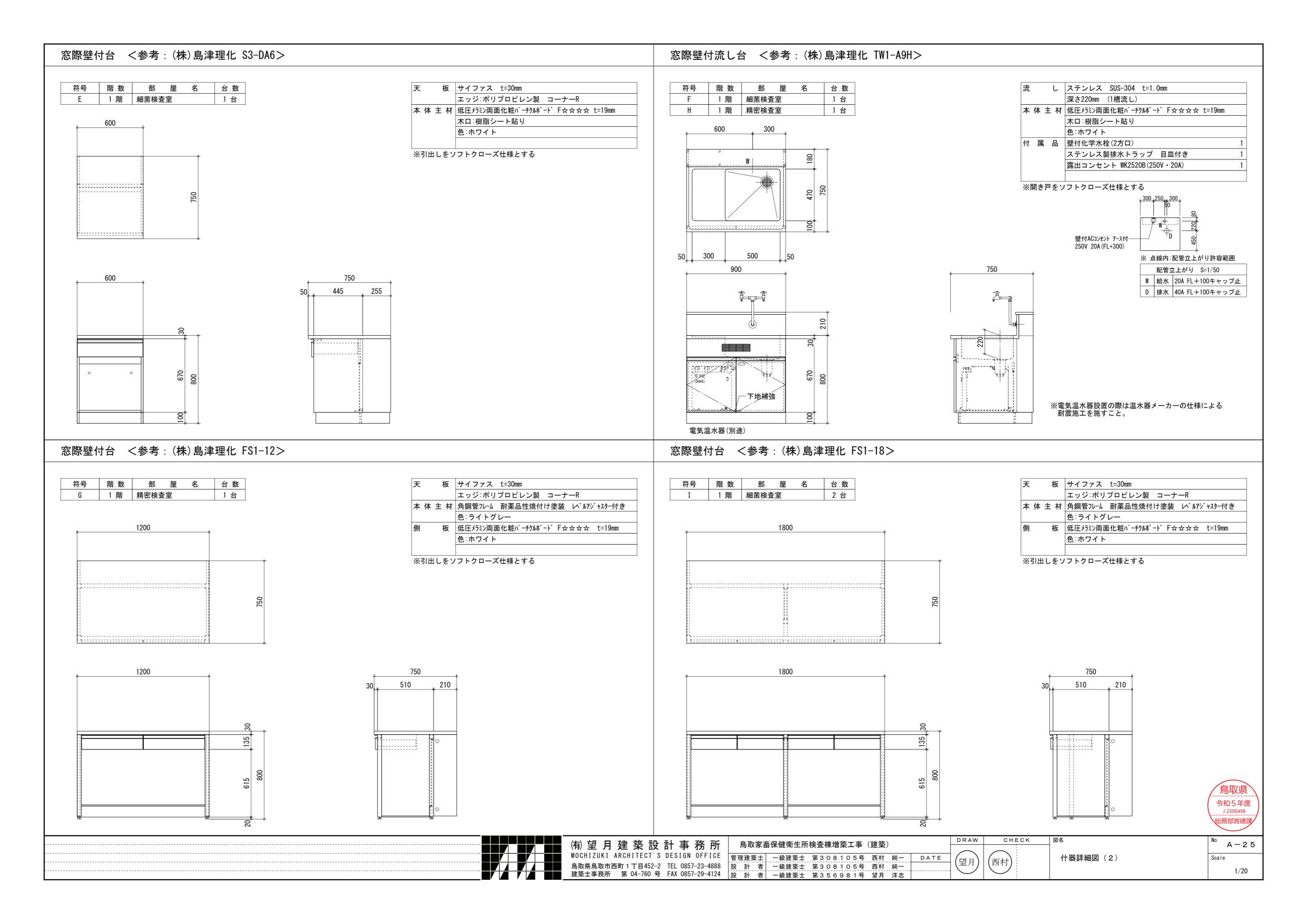


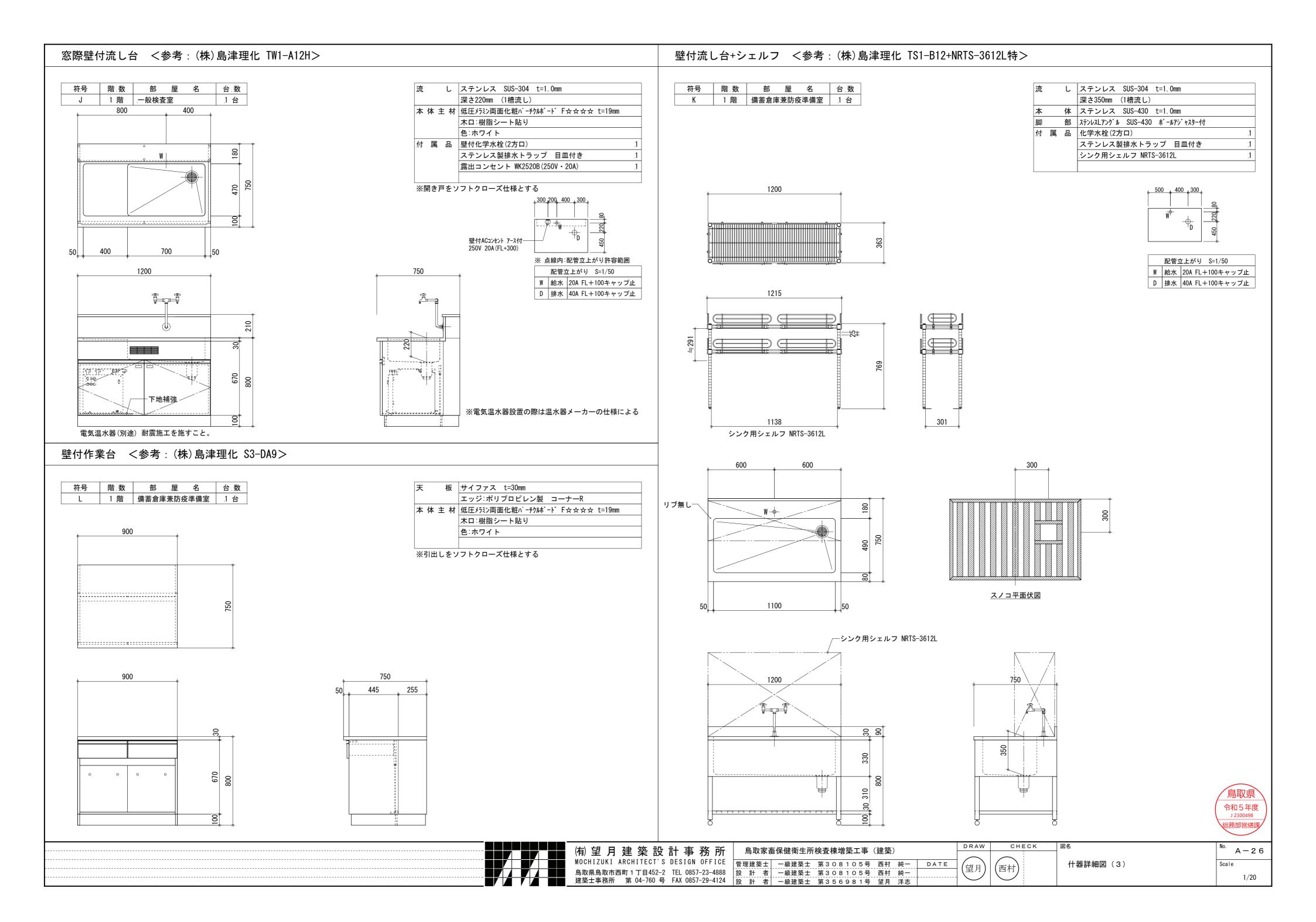
(西村) (望月)

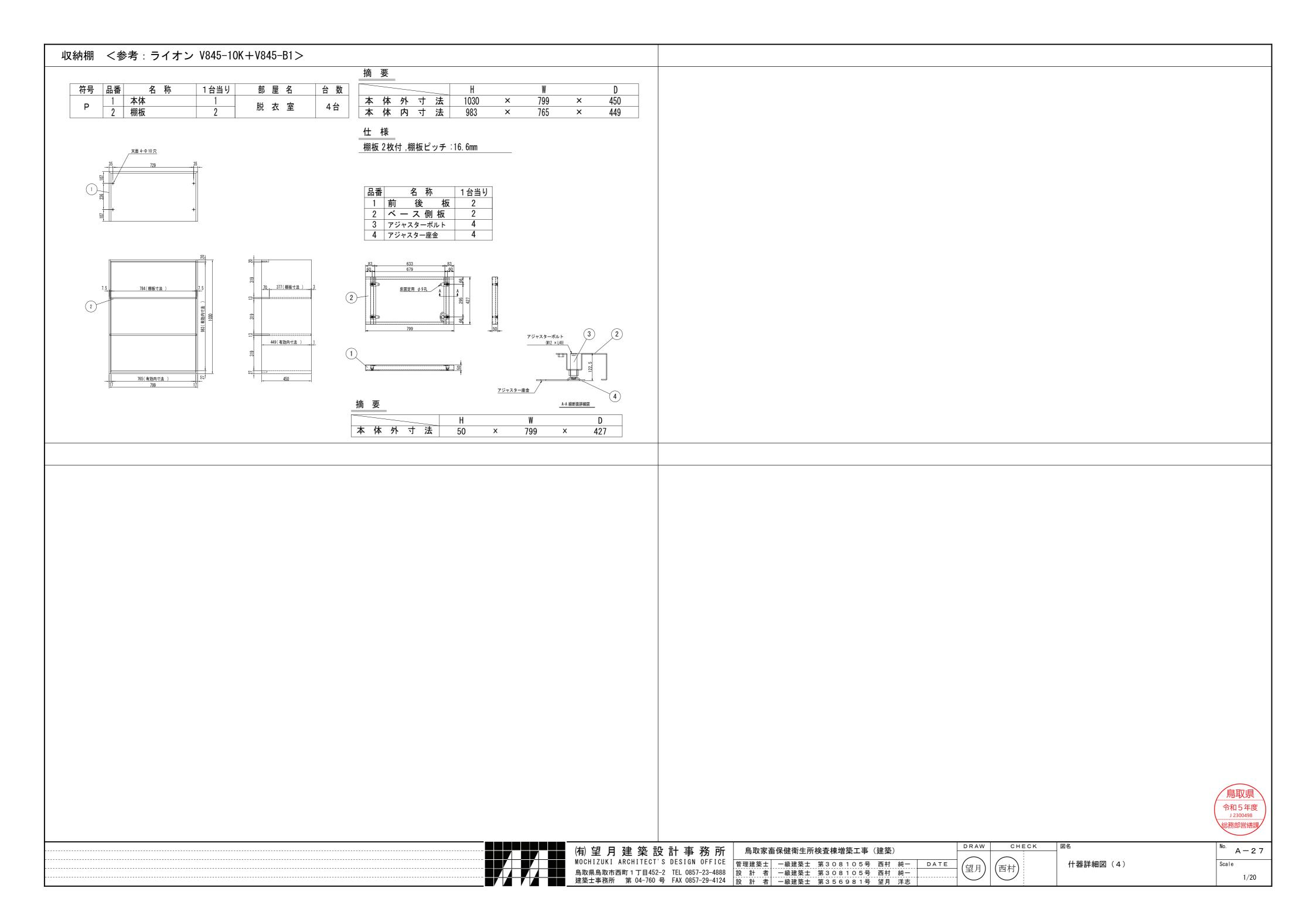
什器詳細図(1)

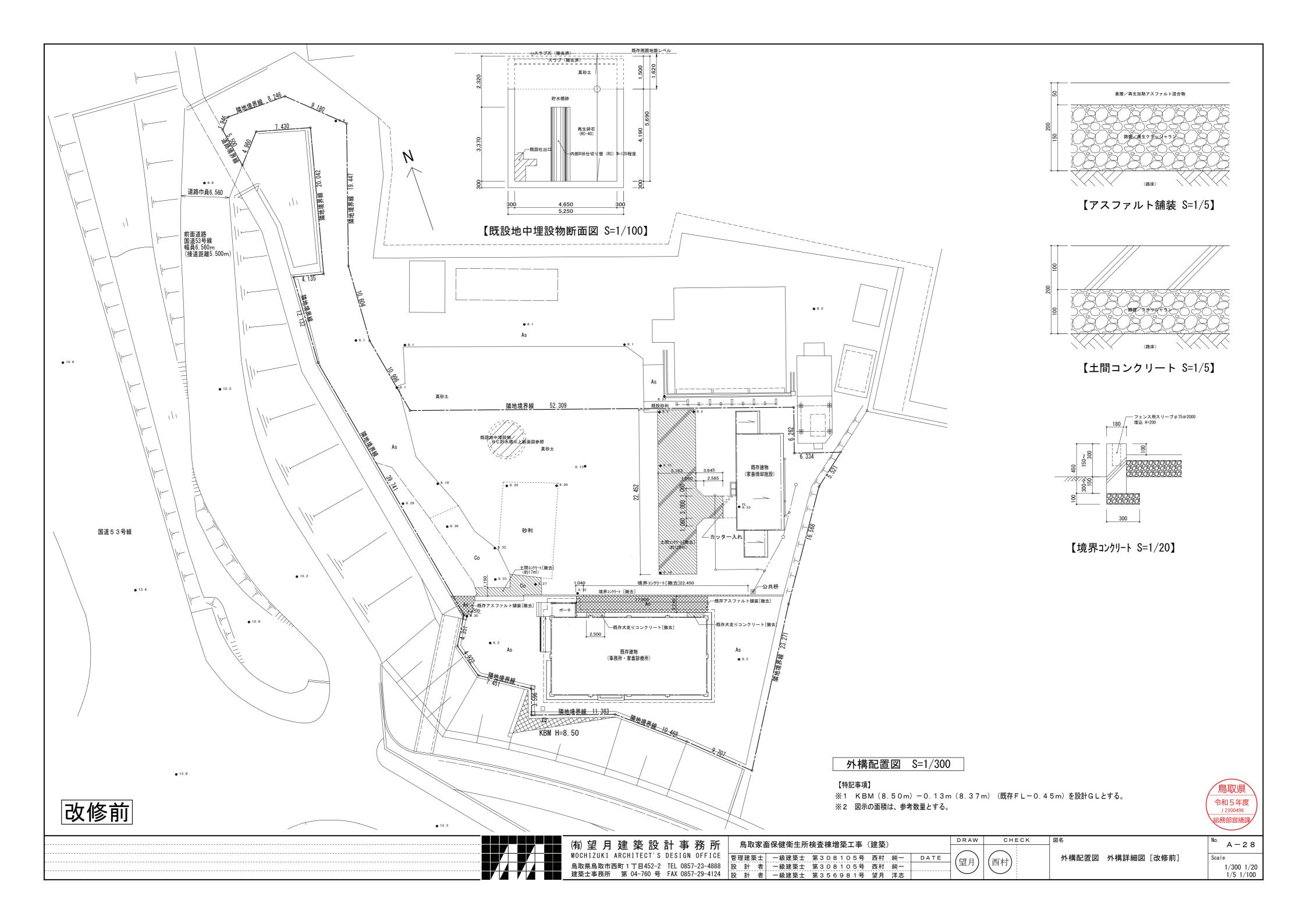
A - 24Scale

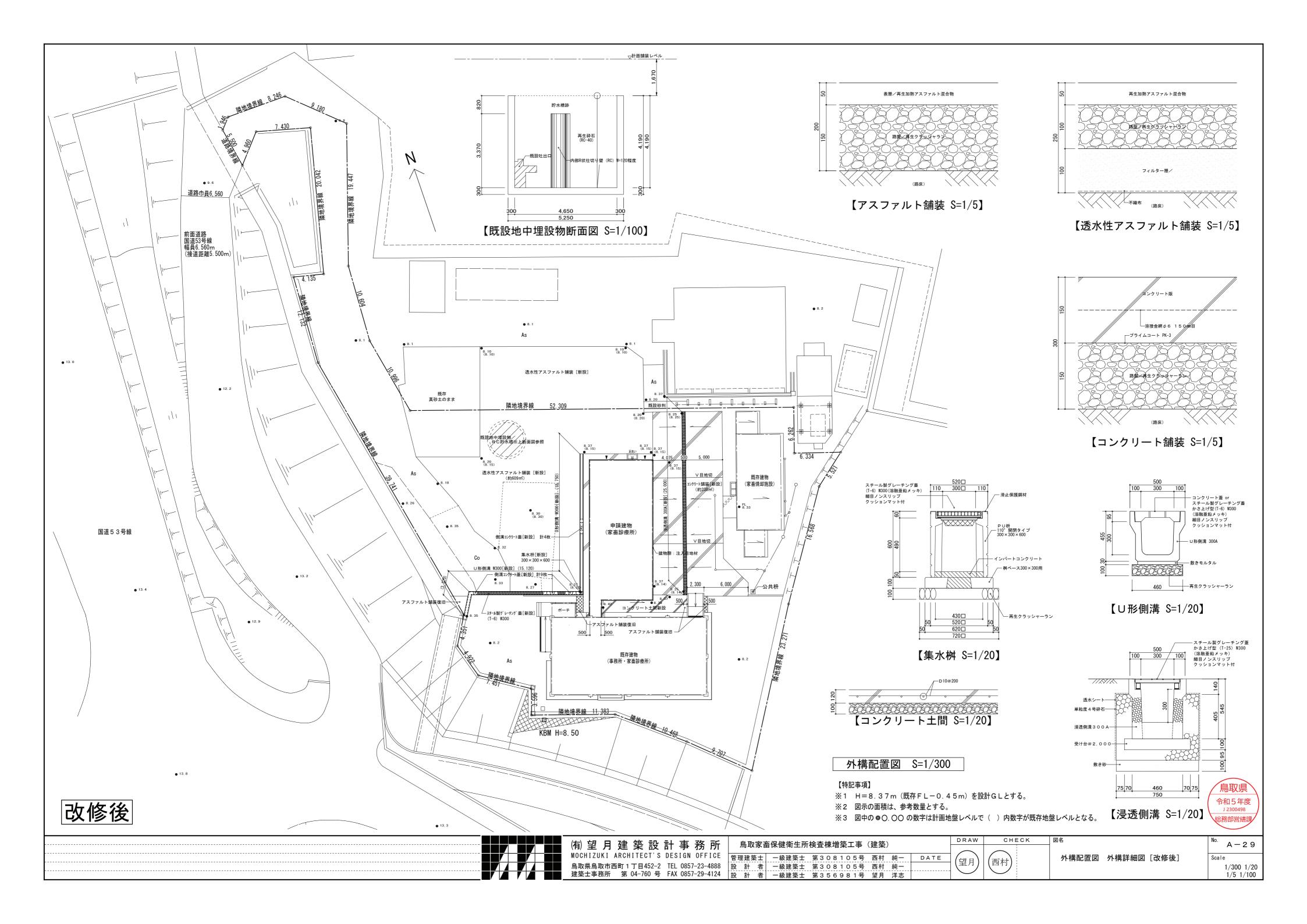
1/20

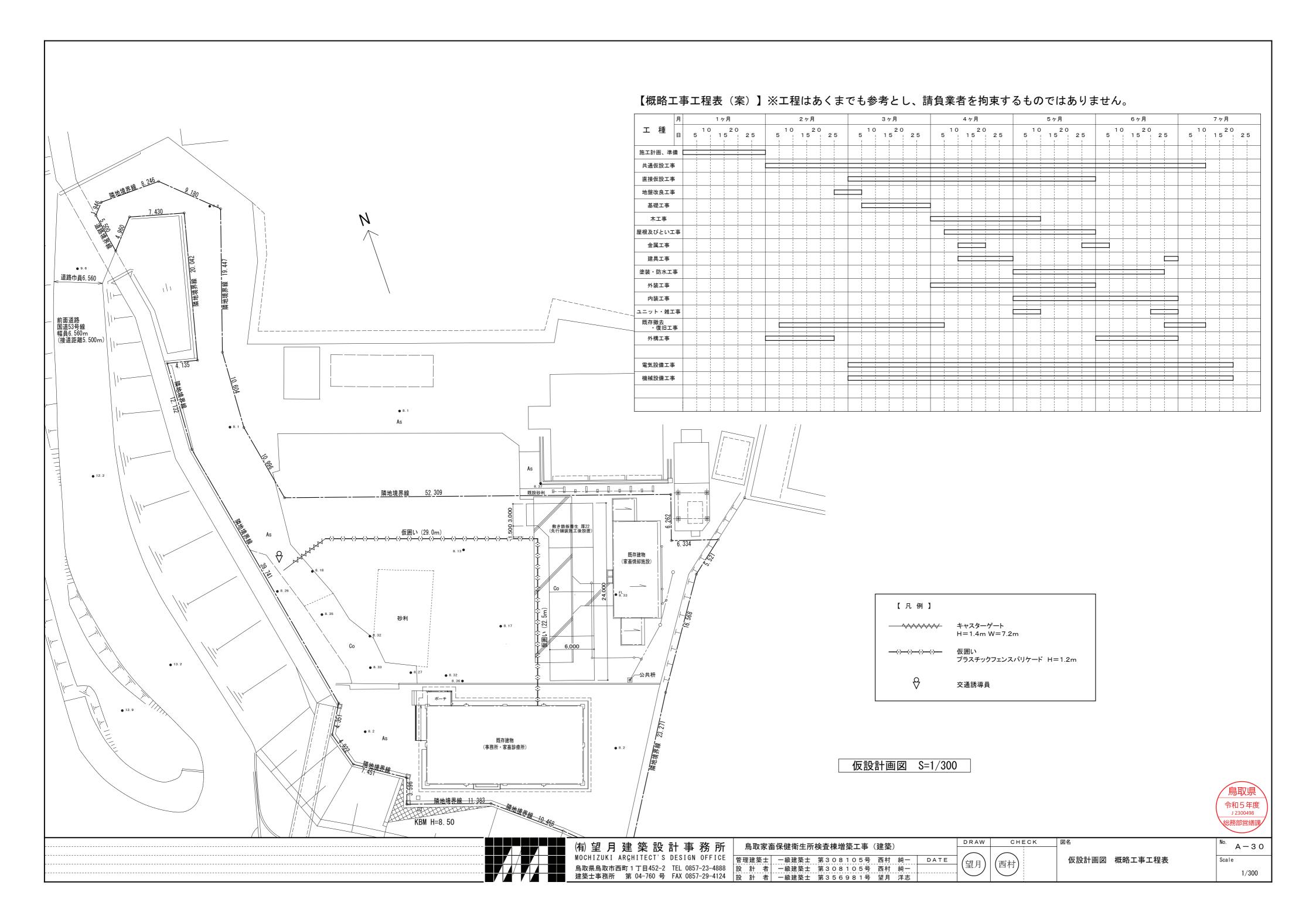












# 木造構造関係共通事項 (配筋標準図)

#### 1 総則

- 1.1 適用範囲
- (1) 木造構造関係共通事項は構造関係の共通的事項と、配筋詳細図から構成される。
- (2) 配筋詳細図は鉄筋コンクリート部分における配筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。

- (1) 設計図書間で配筋方法に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
- 1. 特記仕様書
- 2-1 下記2-2以外の図面
- \_\_\_\_\_ 2-2 木造構造関係共通事項(配筋標準図)

(1) 異形鉄筋の径(本文、図、表において「d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。

3. 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」

#### (2) 長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.4 記号 設計図中で使用する記号は、表1.1~表1.4を標準とする。

		表1.1 錺	特筋の断面表	示				
区分	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	•	×	Ø	•	0	0	$\otimes$	0

	表1.2 各階伏図における記号		
記号	説明	記号	説明
S**	スラブ配筋種別	<b>+</b>	杭の位置
$\Diamond$	スラブ厚さ	-	試験杭の位置
	階段の配筋種別	77/72	打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁(CB壁)	<b>—</b>	ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(± )	FLからの上がり下がり
EWOO	耐力壁の種別		

		表1	1.3 梁	貫通孔記	号						
分	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300

	表1.	4 スリーブ材質の凡例		
管 名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼管	硬質塩化ビニル管 (薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)
記号(建築用)	SP (白管)	GA	VU	RS

## 2 鉄筋の加工

### 鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表2.1を標準とする。

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

### 表2.1 鉄路の坂曲げ肉は直径

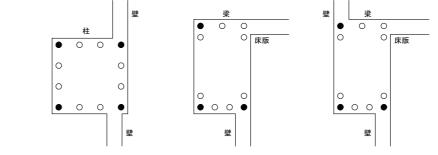
	10.2.	1 鉄筋の折曲げ内流	4E.I		
			折	曲げ内法直径(D	)
折曲げ 角 度	折曲げ図 (余長)	鉄筋の種類	SD295、	SD345	SD390
		呼び名	D16以下	D 1 9	D 1 9
		1,01	2.0%1	~D38	~D38
180°		O Md以上			
135°	-8-				
9 0°	ರ%∷ =====	8 d ii. i	3 d以上	4 d 以上	5d以上
135° 及び 90°	4444 F	——— —8° ¤			
(幅止め筋)	-98	Z Z			

- (注) 1. 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合は、余長は4d以上
  - 2.90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

#### 3 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。

(1)柱の四隅にある主筋(図3.1の●)で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合 (2) 梁主筋の重ね継ぎ手が、梁の出隅及び下端の両端 (図3.1の●) にある場合 (基礎梁を除く)



- (3) 杭基礎のベース筋
- (4) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

### 4 鉄筋の継手及び定着

#### (a)鉄筋の重ね継手

- (1) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋径による。
- (2) 鉄筋の重ね継手の長さは、表4.1による。
- (3) 主筋及び耐力へ木の鉄筋の重ね継手の長さは、40 dと表4.1の重ね継手長さのうち大きい値とする。

#### 表4.1 鉄筋の重ね継手の長さ

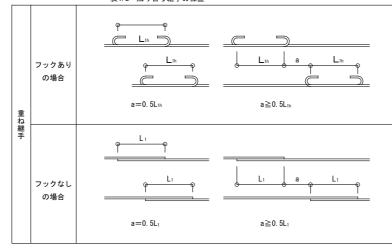
	コンクリートの		
鉄筋の 種 類	設計基準強度	Lı (フックなし)	Lih (フックあり)
性 規	Fc (N/mm2)		
	18	45d	35d
SD295	21	40d	30d
30290	24、27	35d	25d
	30、33、36	35d	25d
	18	50d	35d
00045	21	45d	30d
SD345	24、27	40d	30d
	30、33、36	35d	25d
	21	50d	35d
SD390	24、27	45d	35d
	30、33、36	40d	30d

- (注) 1. Li 、Lih : フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
- 2. フックありの場合のLin は、図4.1に示すようにフック部分 l を含まない。
- 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

図4.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

- (3) 建築基準法施行令第81条第1項(時刻歷応答解析計算)、第2項第一号(保有水平耐力計算、限界耐力計算、 エネルギー法)以外の計算による場合、主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手を設ける場合にあっては、フック のありなしにかかわらず40d以上とする。 (軽量骨材を使用する場合は50d以上)
- (4) 隣り合う継手の位置は、表4.2による。
- ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。

## 表4.2 隣り合う継手の位置

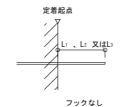


- (1) 鉄筋の定着長さは、表4.3及び図4.2による。
- (2) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さは、40dと表4.3の定着長さのうち大きい値とする。

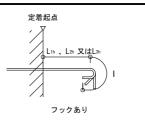
		表4.3	鉄筋	の定着の長	<u>خ</u>
የተ የተ ጥ	コンクリートの			フック	ל ל
鉄肋の					т

64 55 A	コングリートの	コングリートの フックなし				ノックあり			
鉄筋の 種 類	設計基準強度	Lı	L <sub>2</sub>	L	_3	Lih	L <sub>2h</sub>	L	3h
俚規	Fc (N/mm2)	L1	L2	小梁	小梁 スラブ	Lih	L2h	小梁	スラブ
	18	45d	40d			35d	30d		
SD295	21	40d	35d		10d	30d	25d		
SDZ95	24、27	35d	30d	20d	かつ	25d	20d		
	30、33、36	35d	30d		150mm	25d	20d		
	18	50d	40d		以上	35d	30d		
SD345	21	45d	35d			30d	25d	10d	_
30343	24、27	40d	35d	(片持小梁	(片持スラプ	30d	25d		
	30、33、36	35d	30d	の場合は	の場合は	25d	20d		
	21	50d	40d	25d)	25d)	35d	30d		
SD380	24、27	45d	40d	]		35d	30d		
	30, 33, 36	40d	35d	]		30d	25d		

- (注) 1. L<sub>1</sub>、L<sub>1h</sub>: 2. 以外のフックなし直線定着の長さ及びフックあり直線定着の長さ。
- 2. Lz 、Lz :割裂破壊のおそれのない箇所へのフックなし直線定着の長さ及びフックあり直線定着の長さ。 3. L<sub>3</sub> : 小梁及びスラブの下端筋のフックなし直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
- 4. Lah :小梁の下端筋のフックあり直線定着の長さ。
- 5. フックあり直線定着の場合は、図4.2に示すようにフック部分 | を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
- 6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。



梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ



#### 図4.2 直線定着の長さ

(2)梁主筋の柱内定着の方法又は、小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図4.3に示すように、全長を表4.3に示すフックなし 直線定着の長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表4.4に示す長さ(かつ、梁主筋の柱内定着において は、柱せいの3/4倍以上)のみ込ませる。

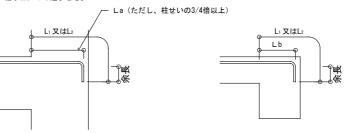


図4.3 定着の方法

梁内折曲げ定着の投影定着長さ

小梁及びスラブの上端筋の

	表4.4 鉄筋の投	影定着の長さ	
鉄筋の	コンクリートの		
種 類	設計基準強度	La	Lb
性類	Fc (N/mm2)		
	18	20d	15d
SD295	21	15d	15d
20295	24、27	15d	15d
	30、33、36	15d	15d
	18	20d	20d
SD345	21	20d	20d
SD345	24、27	20d	15d
	30、33、36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24、27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
  - (基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。
- 2. Lb:小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
- (片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
- 3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

#### 5 鉄筋のかぶり及び間隔

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表5.1による。
- ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

### 表5.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位:mm)

構造部分の種別 最小かぶり厚さ	
耐力壁以外の壁 仕上げなし 30	
+ (- 控)	
ない部分 柱、梁、耐力壁 仕上げなし 30	
屋外 仕上げなし 40	
擁壁、耐圧スラブ 40	
土に接す 柱、梁、スラブ、壁 40	
る部分 基礎、擁壁、耐圧スラブ 60	
煙突等高熱を受ける部分 60	

- (注) 1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートんは適用しない。 また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。
  - 2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ(仕上塗材、塗装等)
- 3. スラブ、壁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含まない。
- 4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。 (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
- (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- (d) 鉄筋相互のあきは図5.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合は、公共建築工事標準仕様書
- 5章5節及び6節による。
- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍 (2) 25mm
- (3) 隣り合う鉄筋の平均径 (呼び名の数値) の1.5倍

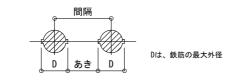


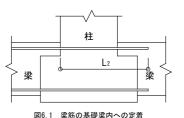
図5.1 鉄筋相互のあき

(a) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

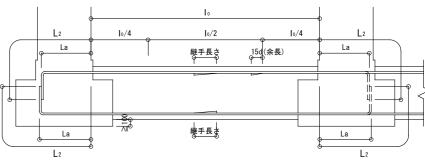
#### 6 基礎及び基礎梁の配筋

### 6. 1 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

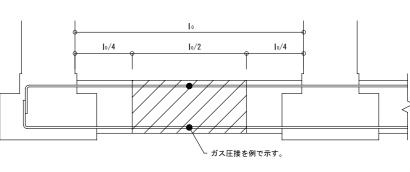
(1) 梁筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。 ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図6.1による。



(2)独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図6.2による。

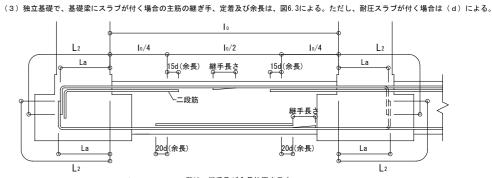


- 一 印は、継手及び余長位置を示す。 2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
- 3. Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

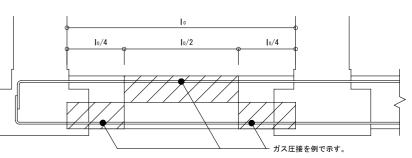


: 継手の好ましい位置

図6.2 主筋の継手、定着及び余長(その1)



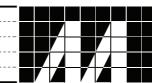
- 1. ===== 印は、継手及び余長位置を示す。
- 2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
- 3. 梁主筋ののみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)



: 継手の好ましい位置

図6.2 主筋の継手、定着及び余長(その2)

J 2300498



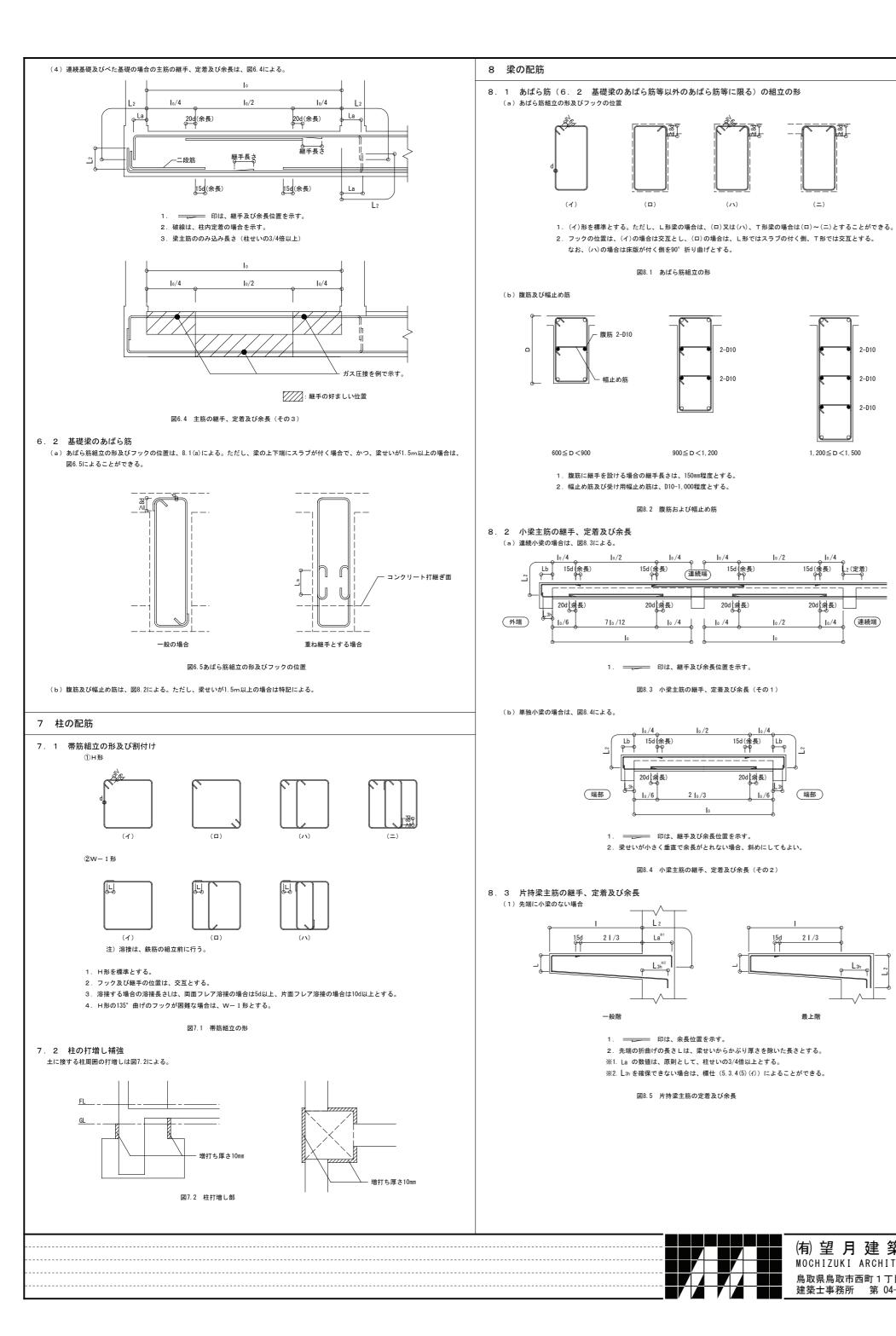
何望月建築設計事務所 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第 04-760号 FAX 0857-29-4124

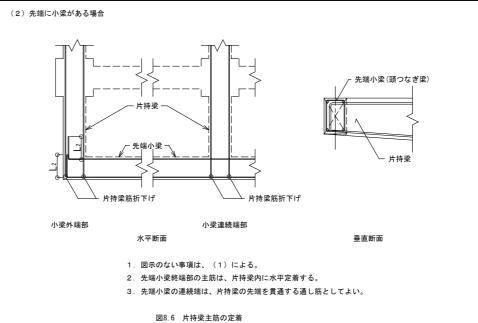
DRAW 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE | 管理建築士 | 一級建築士 第308105号 西村 純一 | DATE (長谷川) (株) 友設計 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

CHECK (西村)

木造構造関係共通事項(その1)

S - 0.1Scale





# 9 スラブの配筋

#### 9. 1 スラブ開口部の補強

(1)スラブ開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13( $\parallel$ = $2L_1$ )シングルを上下筋の内側に配筋

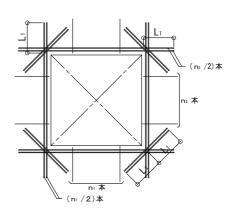
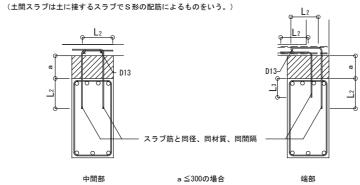


図9.1 スラブ開口部の補強配筋

(2) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略 することができる。

#### 9. 2 スラブの打継ぎ補強

(1) 土間スラブの打継ぎ補強(基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強)



### 図9.2 打継ぎ補強配筋

(2) 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

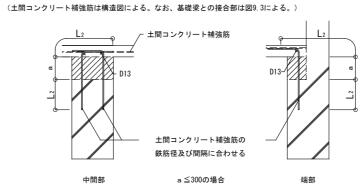


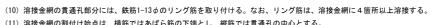
図9.3 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

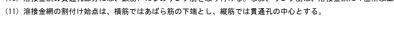
### 10.1 梁貫通孔の配筋

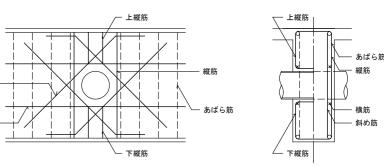
10 梁貫通孔その他の配筋

- (1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図10.1による。
- (2) 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。
- (3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せい) の範囲には設けてはならない。
- (4) 孔は、柱面から原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
- (5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
- (6)横筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
- (7)補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図10.2による。
- (8) 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、
- 補強を省略することができる。

(9) 溶接金網の余長は1格子以上とし、突き出しは10mm以上とする。







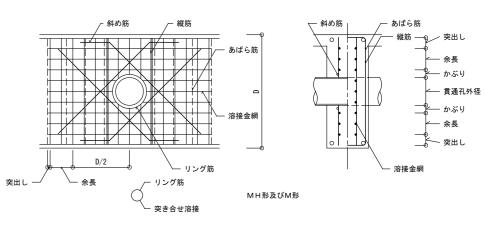


図10.1 梁貫通孔補強筋の名称等

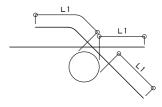


図10.2 補強筋の定着長さ

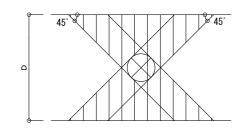


図10.3 他の開孔を設けない範囲

# 10.2 梁貫通孔の補強形式

(a) 梁貫通孔の補強形式は表10.1により、種別の適用、箇所数は構造図による。

				表10.1	H形配筋
配筋 種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縱筋	
Н1	- 2-2-D13	なし	<i>†</i> >1	なし	
Н2		2-2-D13	, a C	なし なし	
Н3	4-2-D13	- 2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
Н4	4-2-D16	2 2 010	2 2 010	2 2 010	
Н5	4-2-D16				
Н6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
н7	4-2-D22				

- ― は、一般部分のあばら筋を示す。



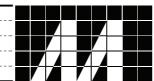


図8.1 あばら筋組立の形

 $900 \le D < 1,200$ 

図8.2 腹筋および幅止め筋

1. ===== 印は、継手及び余長位置を示す。

1. 甲二 印は、継手及び余長位置を示す。

1. ===== 印は、余長位置を示す。

2. 梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。

図8.4 小梁主筋の継手、定着及び余長(その2)

2. 先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

※2. L<sub>3h</sub>を確保できない場合は、標仕 (5.3.4(5)(4)) によることができる。

※1. La の数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図8.5 片持梁主筋の定着及び余長

図8.3 小梁主筋の継手、定着及び余長(その1)

1,  $200 \le D < 1$ , 500

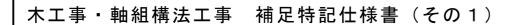
侑望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 管理建築士 鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 設計者 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124

DRAW 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE (株) 友設計 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

CHECK 長谷川 (西村)

木造構造関係共通事項(その2)

S - 0.2Scale



#### 1. 一般事項

#### (1)適用範囲

本仕様書は、建築物及び工作物の構造上主要な部分における木質構造工事に適用する。

(2) 製作要領書及び施工計画書の作成・提出

工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

工事に先立ち各種の施工図等を作成し、監督職員の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。 プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。

設計図書に基づき、工場の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有する工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

(5) 各種試験・検査報告書の提出

施工者は、各種工事の試験、検査結果ならびに施工記録を提出する。

(6) 構法の変更

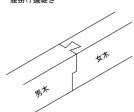
図示以外の構法が適当と判断される場合は、監督職員の承諾を受けて、構法の変更を行うこと。

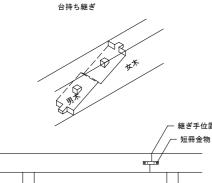
#### 2. 軸組構法接合部の標準仕様

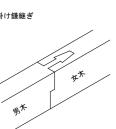
#### (1) 横架材同士の継手

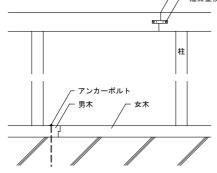
1. 曲げ応力や引張り力を負担しない継手:腰掛け蟻継ぎ せん断力が大きい場合は台持ち継ぎとする。 長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。 逆せん断力と引張の補強として短冊金物等を併用すること。 柱からの持ち出し位置は、連続梁の長期荷重の反曲点付近とする。





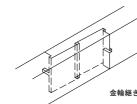


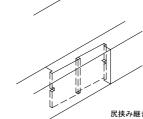


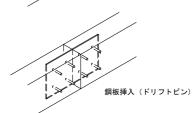


2. 曲げ応力や引張り力を負担する継手 追掛け大栓・金輪・尻狭み継ぎ、鋼板挿入ドリフトピン接合 伝達できるMやTは母材全断面の2割以下と考えること。









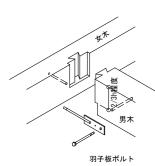
### (2) 柱の継手

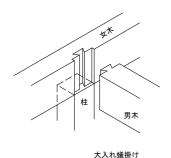
伝達できるMやTは母材全断面2割以下と考えること。 やむを得ず柱の継手を設ける場合は、曲げと軸力による複合応力の検定を行い安全性を確認する。

## (3) 横架材同士の仕口

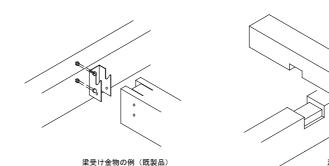
1. せん断力が母材全断面の3割以下の仕口: (大入れ) 蟻掛け 長期荷重時のせん断力の向きを考慮し女木と男木を決める。 逆せん断力と引張の補強として羽子板ボルト等を併用する。

男木の梁せいが女木の2/3以下の場合か、仕口直下に柱がある場合には、大入れとしてもよいが、 そうでない場合は、男木のせいの2/3程度の顎をかける。



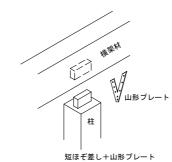


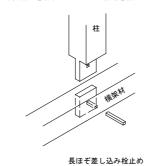
2. せん断力が母材全断面の3割を超える仕口:梁受け金物 既製品の場合は金物メーカーの許容せん断力の値を用い、特注品の場合は構造計算で許容せん断力を算出して安全性を確認すること。 3. 一方を片持ち梁とする場合:レベル差を設け渡り顎掛け 逆せん断の補強として羽子板ボルト等を併用すること。



#### (4) 柱と横架材の仕口

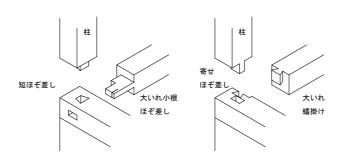
1. 柱の上下端部:短ほぞ差し、長ほぞ差し込み栓止め 短期引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。





2. 土台の出隅入墨部

土台同士は大入れ小屋ほぞ差し割りくさび締め、大いれ蟻掛け又は片蟻掛け 柱脚部は扇ほぞ差し又は寄せほぞ差し(ただし、柱勝ちの場合、落とし蟻または土台を寄せほぞ差しとする。) 短期引張力に対しては、平12建告1460号、N値計算または応力度計算により、必要耐力を有するZマーク金物等を併用すること。 落とし蟻の場合は、HD金物を用いる。



3. 通し柱と胴差し:小胴付きほぞ差し、傾ぎ大いれほぞ差し、梁受け金物 梁受け金物以外の仕口には、引張りの補強として短冊金物やかね折り金物等を併用すること。





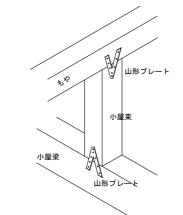
(7) 小屋束の上下端部

平12建告1460号の例示仕様または同等品とする。

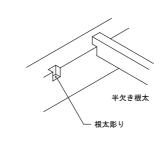
(6) 火打ち、方杖 角材を用いる場合の端部は、傾ぎ大いれ+ボルト締めとする。 Zマーク鋼製火打ち又は同等品としてもよい。

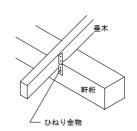




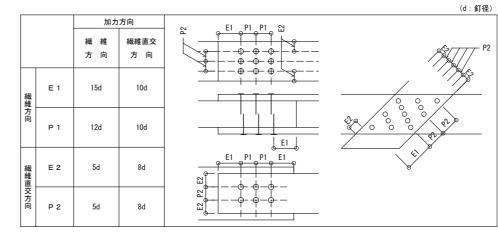


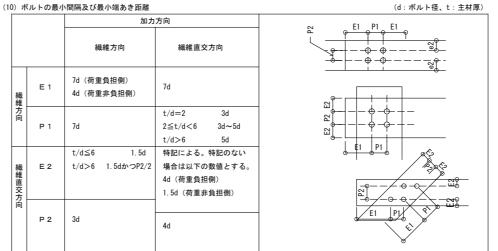
(8) 根太、垂木と横架材 落とし込み根太:横架材に大いれ又は根太掛け+斜め釘 半欠き根太:横架材に大いれ腰掛け+斜め釘 転ばし根太:根太が正角断面の場合、横架材に脳天釘止め 根太が縦長角断面の場合、斜め釘2本止め 垂木:横架材に垂木道を掘り、転ばし根太と同様に止める。 風の負圧の補強:許容応力度計算により必要耐力を有するひねり金物等を取り付ける。

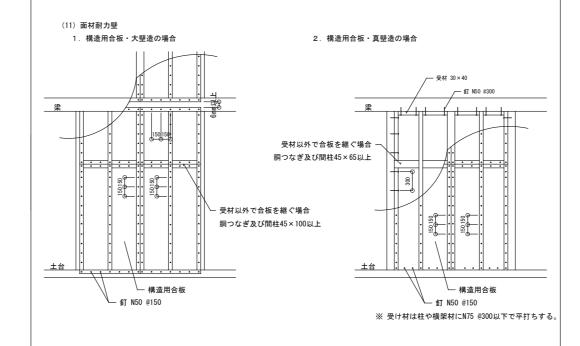


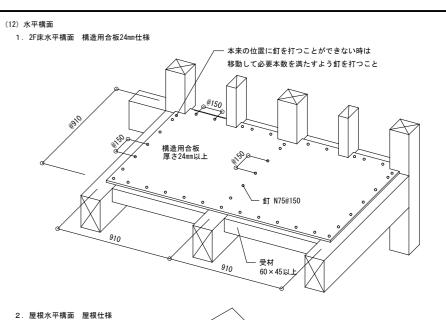


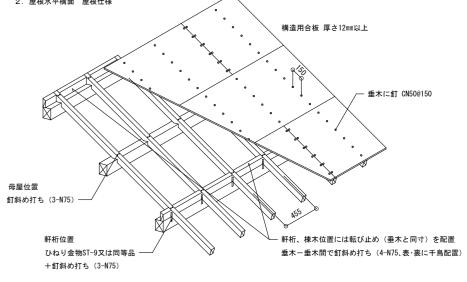
上下横架材に深さ3mm程度大いれ+釘N75斜め釘上部ほぞ差し、下部突き付け+釘N75斜め釘







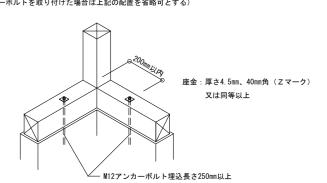




(13) 柱頭・柱脚

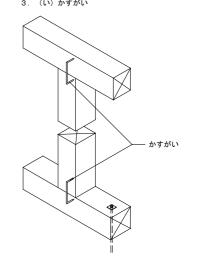
1. 土台用アンカーボルト

M12アンカーボルトは@2,000以内に配置、基礎への埋込長さは250mm以上とする。 耐力壁の部分は、その両端の柱の下部にそれぞれ200mm以内の位置に配置すること。 (ただし、ホールダウン用アンカーボルトを取り付けた場合は上記の配置を省略可とする)

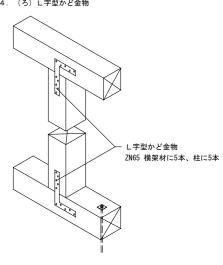


2. アンカーボルトの保持、埋込み工法 · A種 · B種 M12アンカーボルトは@2,000以内に配置、基礎への埋込長さは250mm以上とする。

4. (ろ) L字型かど金物



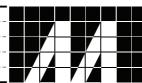
(西村)



令和5年度 総務部営繕課

S - 0.3

Scale

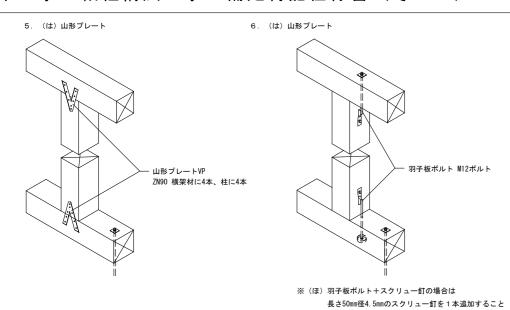


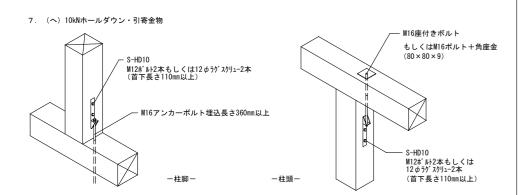
侑望月建築設計事務所 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124

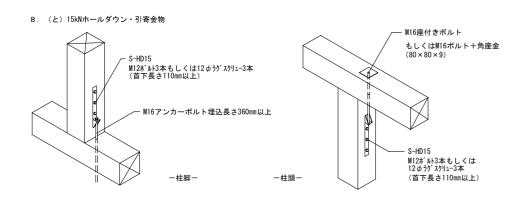
DRAW 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE 長谷川 (株) 友設計 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

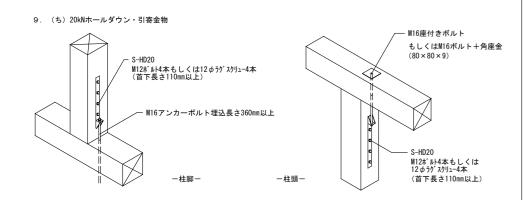
CHECK 木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書(その1)

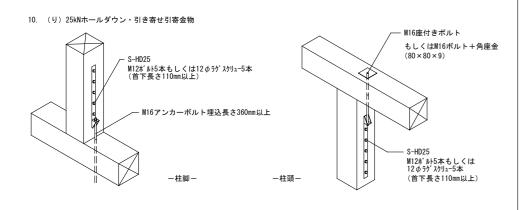
# 木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書(その2)











(14)筋かい端部の仕口

・ 筋かいの種類に応じた接合方法

(1) 厚さ30mm以上、幅90mm以上の木材による筋かい

筋かいプレートBPを、筋かいに対して角根平頭ボルトM12締め及び太め釘3-ZN65平打ち、柱に対して太め釘3-ZN65平打ち、横架材に 対して太め釘4-ZN65平打ち

(5.4.2)

(2) 厚さ45mm以上、幅90mm以上の木材による筋かい

筋かいプレートBP-2を、筋交いに対して角根平頭ボルトM12締め及びスクリュー釘7-ZS50平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれス

クリュ**ー**釘5-ZS50平打ち (3) 厚さ90mm以上、幅90mm以上の木材による筋かいは図示による

#### ・ 耐力壁となる軸組の柱と横架材の仕口

・ 軸組の種類及び柱の位置に応じた仕口の工法は下表による

		平屋部又は	:最上階の柱		その他の柱	
	柱の位置	出隅の柱	その他の軸	上階及び当	上階の柱が	上階及び当
			組端部の柱	該階の柱が	出隅であり、	該階の柱だ
				共に出隅の	当該階の柱	共に出隅の
軸組の種類				柱の場合	が出隅の柱	柱でないは
					でない場合	合
厚さ30㎜以上	筋かいの下部	(7)	(15)			
幅90mm以上の	が取り付く柱	(ろ)	((1)	(1-)	(7)	(1.)
木材の筋かい	その他の柱	(1-)	(7)	(15)	(ろ)	(い)
を入れた軸組		(12)	(ろ)			
厚さ45mm以上	筋かいの下部	(7)				
幅90mm以上の	が取り付く柱	(ろ)	(7)	(1)	(l‡)	(3)
木材の筋かい	その他の柱	(17)	(ろ)	(٤)		
を入れた軸組		(ほ)				
右に掲げる面	構造用合板特					
材を大壁造の	類、厚さ7.5					
面材耐力壁又	mm以上					
は真壁造の面	パーティクル					
材耐力壁によ	ボード(曲げ	(ほ)	(ろ)	(ち)	(~)	(は)
る方法で打ち	強さの区分が					
付けた壁を設	8タイプ以外)					
けた軸組	厚さ12mm以上					
	構造用パネル					
厚さ30mm以上幅	- 第90mm以上の					
木材の筋かいを	とたすき掛け	(٤)	(は)	(4)	(と)	(12)
に入れた軸組						
厚さ45mm以上幅90mm以上の 木材の筋かいをたすき掛け						
		(٤)	(15)	(ぬ)	(ち)	(ع)
に入れた軸組						

記 号	仕口の工法						
(い)	短ほぞ差し、かすがいC120若しくはC150打ち又はこれらと同等以上の接合方法とした						
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち若しくはかど金物CP・Lを、柱及び横架材に対してそれぞれ太め釘5-ZN						
(-5)	を平打ちしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの						
	かど金物CP·Tを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘5-ZNG5を平打ちしたもの若しくは山形						
(は)	プレートVPを用い、柱及び横架材にそれぞれ太め釘4-ZN90を平打ちしたもの又はこれらと同						
	以上の接合方法としたもの						
	羽子板ボルトSB·F又はSB·E2を用い、柱に対して六角ボルトM12締め、横架材に対して角座金						
(12)	W4.5×40を介してナット締めしたもの若しくは短ざく金物Sを用い、上下階の連続する柱に対						
	してそれぞれ六角ボルトM12締めとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの						
	羽子板ボルトSB·F又はSB·Eを用い、柱に対して六角ボルトM12締め及びスクリュー釘ZS50打ち						
(ほ)	横架材に対して角座金W4.5×40を介してナット締めしたもの又は短ざく金物Sを用い、上下						
(14)	の連続する柱に対してそれぞれ六角ボルトM12締め及びスクリュー釘ZS50打ちとしたもの又し						
	これらと同等以上の接合方法としたもの						
	引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用い、柱に対して六角ボルト2-M12、横架材、布基礎若しく						
(~)	は上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた座金付きボルトM16W(布基礎						
(**)	対してはアンカーボルトM16) を介して緊結したもの又はこれらと同等以上の接合方法とした						
	もの						
	引き寄せ金物HD-B15又はS-HD15を用い、柱に対して六角ボルト3-M12、横架材(土台を除く)						
( <b>と</b> )	布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16						
(2)	(布基礎に対してはアンカーボルトM16)を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合に						
	法としたもの						
	引き寄せ金物HD-B20又はS-HD20を用い、柱に対して六角ボルト4-M12、横架材(土台を除く)						
(ち)	布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16						
(-5)	(布基礎に対してはアンカーボルトM16)を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合						
	法としたもの						
	引き寄せ金物HD-B25又はS-HD25を用い、柱に対して六角ボルト5-M12、横架材(土台を除く)						
(IJ)	布基礎若しくは上下階が連続する柱に対して当該引き寄せ金物に留め付けた六角ボルトM16						
(9)	(布基礎に対してはアンカーボルトM16)を介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合7						
	法としたもの						
(ぬ)	(と) に掲げる仕口を2組用いたもの						

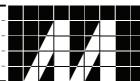
# ・ 耐力壁でない軸組柱と横架材の仕口

- ・ 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、山形プレートVPを当て太め釘8-ZN90を打ち ・ 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かど金物CP·L又はCP·Tを当て太め釘10-ZN65打ち
- ・ 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込み栓打ち
- ・ 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、ひら金物SM-12を当て太め釘4-ZN65打ち
- ・ 柱の上下端とも短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ち

### 隅柱と土台の仕口

- ・ 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かど金物CP·Lを当て太め釘10-ZN65打ち
- 長ほぞ差しとし、込み栓打ち
- ・ 柱の上下端とも長ほぞ差しとし、込み栓打ち
- ・ 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、かすがいC120又はC150打ち
- · 扇ほぞ差し又は短ほぞ差しとし、引き寄せ金物HD-B10又はS-HD10を用いて緊結
- ・ 土台小口と隅柱との取り合いを落としありとする場合は、かど金物CP·L又はCP·Tを両面に当て太め釘20-ZN65打ち

令和5年度 J 2300498



侑望月建築設計事務所 鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 設計者 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124

DRAW 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE (長谷川) (株) 友設計 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

CHECK (西村)

木工事・軸組構法工事 補足特記仕様書(その2)

S - 04Scale

# 地盤改良特記仕様書(各認定工法の仕様に変更可能)

#### 1. 工事概要

本地業は、スラリー状のセメント系固化材(以下、固化材液と称す)を地盤に注入しながら、

共回り防止翼を装着した撹拌装置を用いて、原地盤土と機械的に撹拌混合し、固化材の固化反応により所要の強度を持つ改良柱体(以下、コラムと称す)を築造 するものである。

#### 2. 一般事項

本工事は、本特記仕様書によるほか「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」(日本建築センター、ベターリビング)および「建築工事 標準仕様書・同解説 JASS 4 杭・地業および基礎工事」(日本建築学会)による。

### 3. 特記事項

- (1) コラムの径、掘削深度(設計コラム長+空掘長)、本数配置等は設計図書による。ただし、コラムの径・長さ・本数・位置及び固化材液の配合等について 土質や地盤状況により変更した方が適切だと判断される場合は、監督員の承認の下に変更することができる。
- (2) コラムの設計基準強度はFc = 900 kN/m2 ( 0.90 N/mm2) とする。
- (3) 設計の要求する性能を確保するため、適切な配合管理および品質検査を実施する。

#### 4. 施工計画

- (1) 本工事施工業者は、各工法の施工技術に精通したものとする。
- (2) 施工計画書
  - 工事に先立ち、施工計画書を監督員に提出する。施工計画書は、次の事項を明記する。

・本数・設計基準強度〕

- - (1) 工事件名及び工事場所 ② コラム仕様及び数量〔コラム径・掘削深度(設計コラム長+空掘長) ⑧ 施工管理(立会い、管理項目、施工記録)

- 9 品質検査
- ③ 工事期間及び工程
- (4) 工事の組織(建築請負業者の本工事責任者、コラム施工業者名
- 及び責任者、各種作業の主たる従事者)
- (5) 施工手順

- (11) 地盤概要 (土質柱状図)

7) 固化材配合条件

(12) コラム伏図

(10) 安全衛生対策

(13) 技術審査証明書(写)

6 施工機器

#### 5. 施工

- (1) 作業地盤は、施工機械が傾斜・転倒しないよう養生する。
- (2) 基本的な施工手順を以下に示す。施工の障害になる事項が出現した場合は、別途検討する。
  - a. 撹拌混合装置をコラム心に合わせる。
  - b. 固化材液を吐出せずに、空掘部を所定の深度まで掘進する。
  - c. 固化材液を吐出しながら掘進・撹拌混合する。
  - d. 注入掘進工程が終了したら、固化材液の吐出を停止し先端部の練り返しを行う。
  - e. 先端部練り返し工程が終了したら、撹拌軸を逆回転し引き上げ撹拌混合する。
- (3) 設計図書に示された支持地盤に着底する長さを実施コラム長とする。
- (4) 本工事により排出される発生残土は場内処分とする。

# 6. 施工機械

- (1) 共回り現象を防止する機構を有し、固化材液と原位置土を確実に撹拌混合できる撹拌装置を用いること。
- (2) 所定の施工管理項目を計測、記録できる管理装置を用いること。
- (3) 改良機本体は本工事の施工仕様を満足させる施工制御機器を装備したもので、自走式とする。
- (4) ミキシングプラントは、所定吐出量を十分供給できるものとする。

## 7. 配合管理

- (1) 固化材液に使用する改良材は、セメント系固化材とする。
- (2) 配合強度

変動係数を25%と想定し、9項に規定する抜取ヶ所数N、合格確率80%とした下表を用いて設定する。

N	1	2	3	4~6	7~8	9~
α	2. 163	1. 918	1. 815	1. 719	1. 651	1. 594
$X f = \alpha \times F$	-c [α:	割り増し係	数、Xf:西	记合強度]		

(3) 計画配合仕様

水·固化材比: W/C= 60 %

固化材添加量: αn= 300 kg/m3 (改良対象土1m3あたり)

配合仕様(固化材液の水・固化材比、固化材添加量)は、室内配合試験の結果に基づき、現場室内強度比を考慮し、配合強度を満足するように決定する。 あるいは正確に土質を把握し、かつその土質に対する既存データがある場合は、その結果を用いて配合仕様を決定する。よって、計画配合仕様の変更も有り得る。 本工事における配合試験対象土は「粘性土」とする。

#### 8. 施工管理

- (1) 施工の安定性を確保するため以下に示す項目について施工管理する。
  - (1) 形状·寸法 : 鉛直性

コラム心 掘削深度

コラム径

(2) 固化材 : 材料計量

固化材液の密度

添加量

- ③ 撹拌混合度 : 撹拌混合回数
- 4) 支持地盤 : 仕事量(掘削抵抗値)
- (2) コラムの芯ズレ

コラムの芯ズレが許容値を超えた場合は、監督員(監理者)と協議し、設計検討により応力照査を行った上、安全であると判断した場合、合格とする。

(3) 施工の立会い

建築工事の請負者は、本地業責任者(請負業者の中から選定)及び施工責任者を定め、両者は本地業の施工中は立合うものとする。

#### 9. 品質検査

- (1) 検査対象群、検査対象層及び調査ヶ所数
  - (1) 検査対象群は概ねコラム300本を1単位とする。土層毎に検査対象層を決めるが、最小層厚を0.5mとする。
  - であり、設計対象層を 粘性土 と仮定する。

設計対象層の平均強度は他の検査対象層の平均強度を超えないこと。

超えている場合は、最も低い平均強度の層を設計対象層とする。

③ 調査ヶ所数

頭部コア調査 1 ヶ所 モールドコアによる調査とする。

深度コア調査 4 ヶ所 モールドコアによる調査とする。

#### (2) コア採取率による調査

深度コア調査の内、検査対象群に1ヶ所の割合でボーリングによりオールコアサンプリングを行い、コア採取率を調査する。 コア採取率が、全長に対して粘性土層90%、砂質土層95%以上、かつ深さ1m毎に粘性土層85%、砂質土層90%以上であることを確認する。

- (3) 合否の判定
  - (1) 設計対象層についての抜取ヶ所数をNとする。1抜取ヶ所当り3個のコア供試体を採取し、その平均強度をその抜取ヶ所の強度とする。
  - (2) 一軸圧縮強度は公的機関あるいは検査員立会いの下に行うものとする。
  - ③ 検査手法は検査手法 A (品質のバラツキを想定する場合の検査手法)による。
  - (4) 検査手法Aによる品質検査

合否の判定は検査対象層におけるNヶ所(抜取ヶ所)の一軸圧縮試験結果が下式を満足すれば合格とする。

- $\overline{X}N \ge XL = Fc + ka \cdot \sigma d$
- XN: Nヶ所の一軸圧縮強度の平均値(N/mm2, kN/m2)
- XL:合格判定値(N/mm2,kN/m2)
- Fc:設計基準強度(N/mm2, kN/m2)
- ka:合格判定係数
- σd: 想定したコア強度の標準偏差(N/mm2,kN/m2)であり、σd = Vd·qud

Vd:変動係数、品質確認書により想定する \_ qud : 想定した平均一軸圧縮強さ(N/mm2, kN/m2)/

抜取ヶ所数N	1	2	3	4~6	7 <b>~</b> 8	9~
合格判定係数 k a	1. 9	1.7	1. 6	1. 5	1.4	1.3

## 10. 報告

工事完了後、次の事項について施工報告書をまとめ、監督員に提出する。

- ① コラム伏図及び番号 ⑤ 固化材の配合と使用量 ⑥ コア圧縮強度試験結果 ② コラムの施工日 ③ コラムの径及び改良長 ⑦ 合格判定結果
- 4 掘削深度

### 11. その他

施工にあたっては、セメント系固化材等を使用した改良土の六価クロム溶出試験を実施し、環境庁告示46号の土壌環境基準値(検液1Lにつき0.05mg)以下で

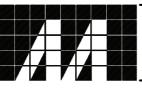
DRAW

試験方法は、平成13年4月20日付国官技第16号国営建第1号「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)の一部変更に ついて」による。

試験方法及び試験の個数:配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験、 1 検体



S - 0.5



鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 [設計 者 (株) 友設計

鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築) 管理建築士 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE

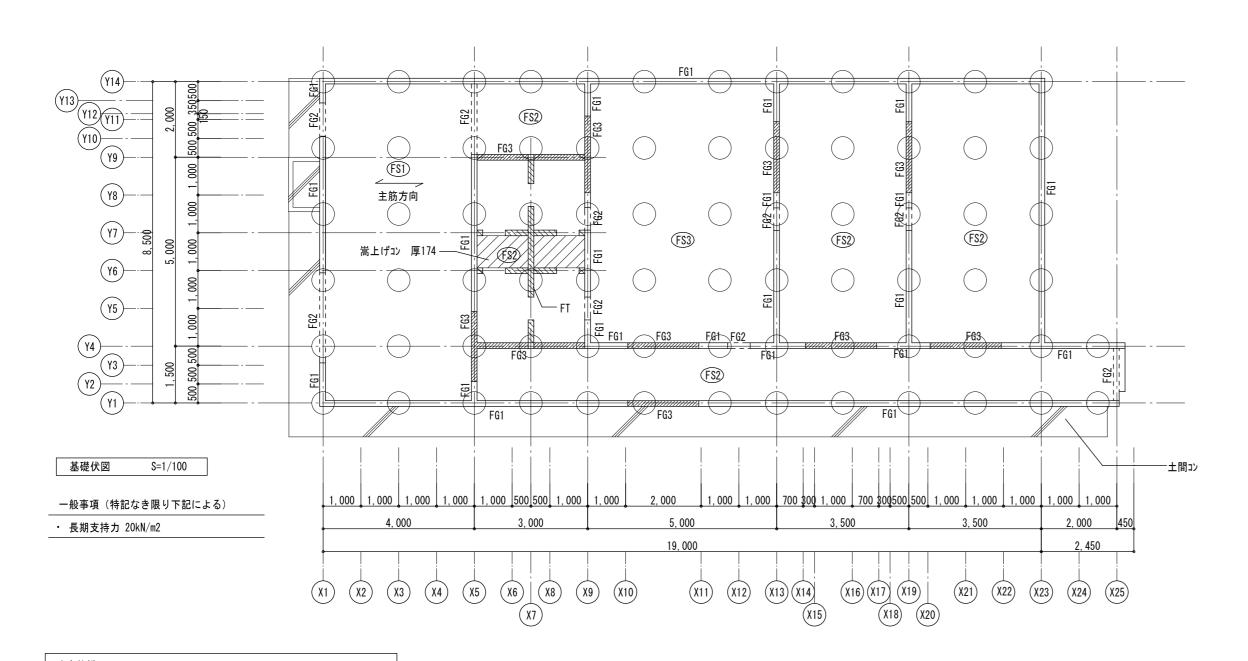
長谷川) 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

地盤改良特記仕様書

CHECK

(西村)

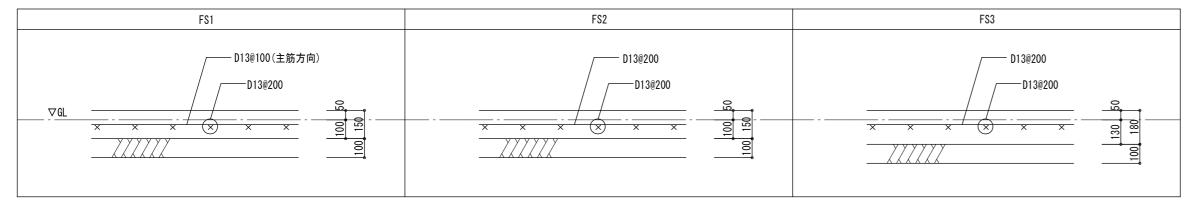
Scale

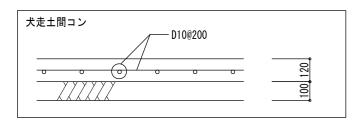


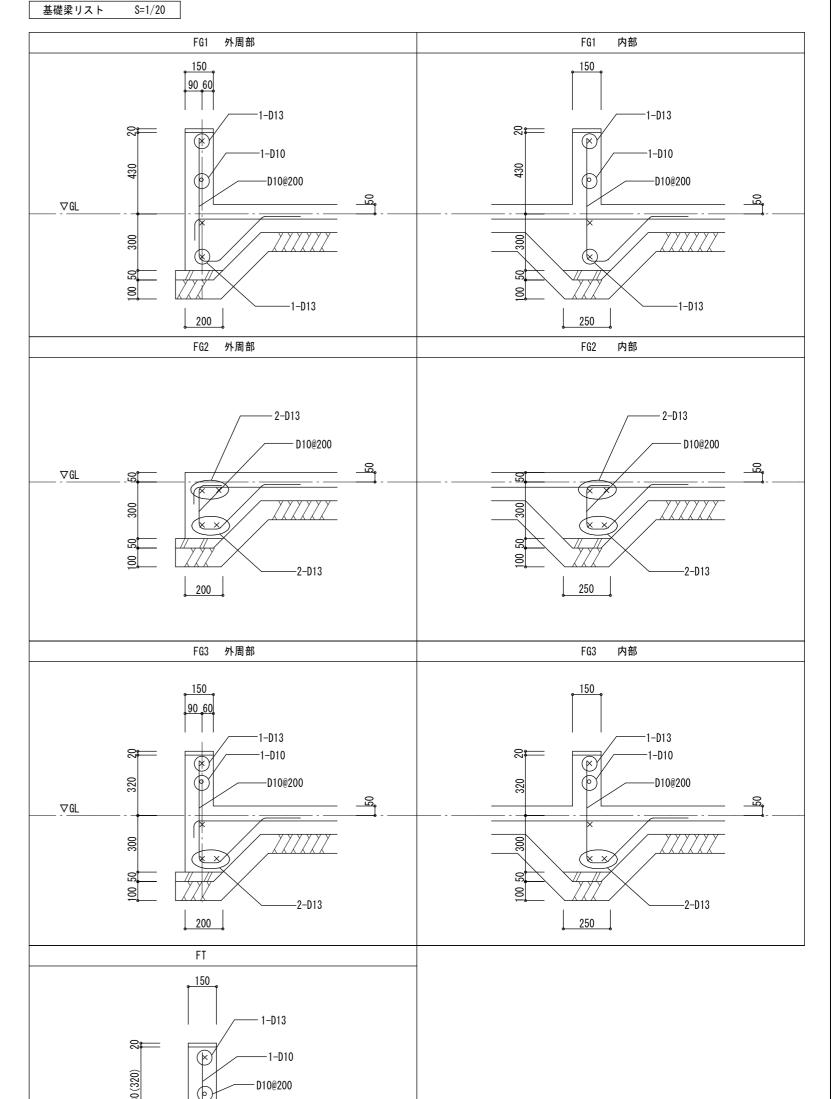
改良仕様
図中 は、柱状改良杭 600 Φ を表す。 @2,000以内 74セット
改良深さはGL-2.0mとする
改良体天端はGL-450mm 改良上の地盤は十分に転圧すること

基礎構造使用材料		
コンクリート	土間コン	Fc=21N/mm2
	基礎	Fc=24N/mm2
鉄筋	SD295	

# 耐圧盤リスト S=1/20







 (有) 望月建築設計事務所
 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

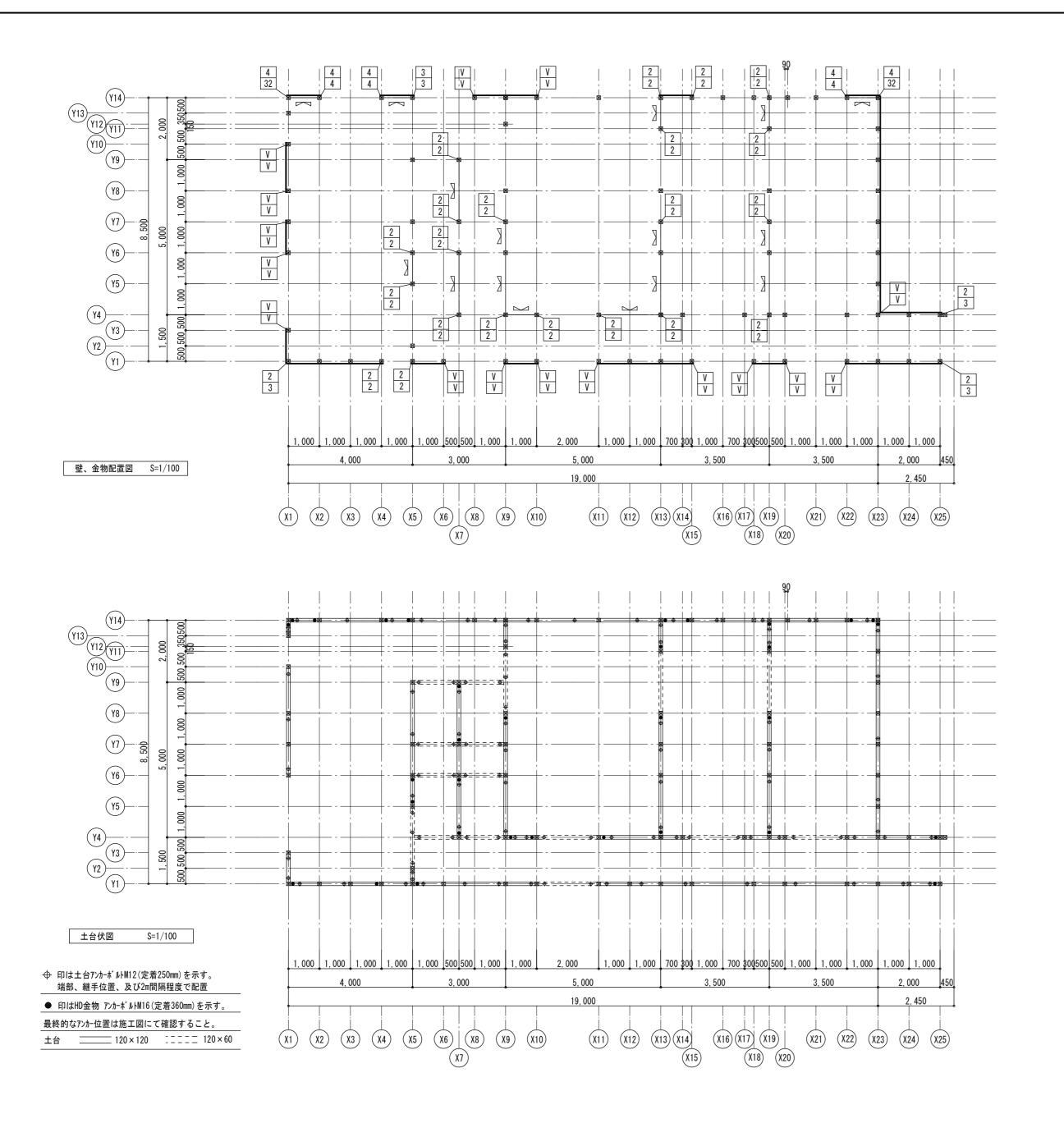
 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE 鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124
 高取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

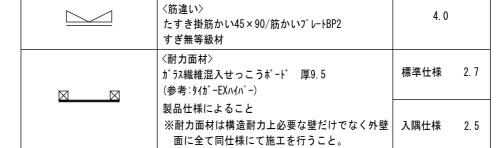
 高取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124
 一級建築士 第 3 2 7 1 9 5 号 長谷川 信文

DRAW CHECK (長谷川) (西村)

S - 06Scale 1/100,1/20

鳥取県 令和5年度 J 2300498 総務部営繕課





接合部凡例	表記以上の金物を使用すること				
15 H HP7 LP3	表記無し柱は全て CP-T 以上とする				
記号	仕様	倍率			
L	CP-T	0. 65			
V	山型プレート	1. 00			
2	10KN用引き寄せ金物	1. 80			
3	15KN用引き寄せ金物	2. 80			
4	20KN用引き寄せ金物	3. 70			
32	15KN用引き寄せ金物×2	5. 60			

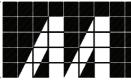
凡例

耐力壁

-		
	柱頭金物	
	柱脚金物	
٠		

倍率

鳥取県 令和5年度 J 2300498 総務部営繕課



 (有) 望月 建築 設計 事 務 所
 鳥取家畜保健衛生所

 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 管理建築士 - 級建築士

 鳥取県鳥取市西町 1 丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 設計 者(株) 友設計

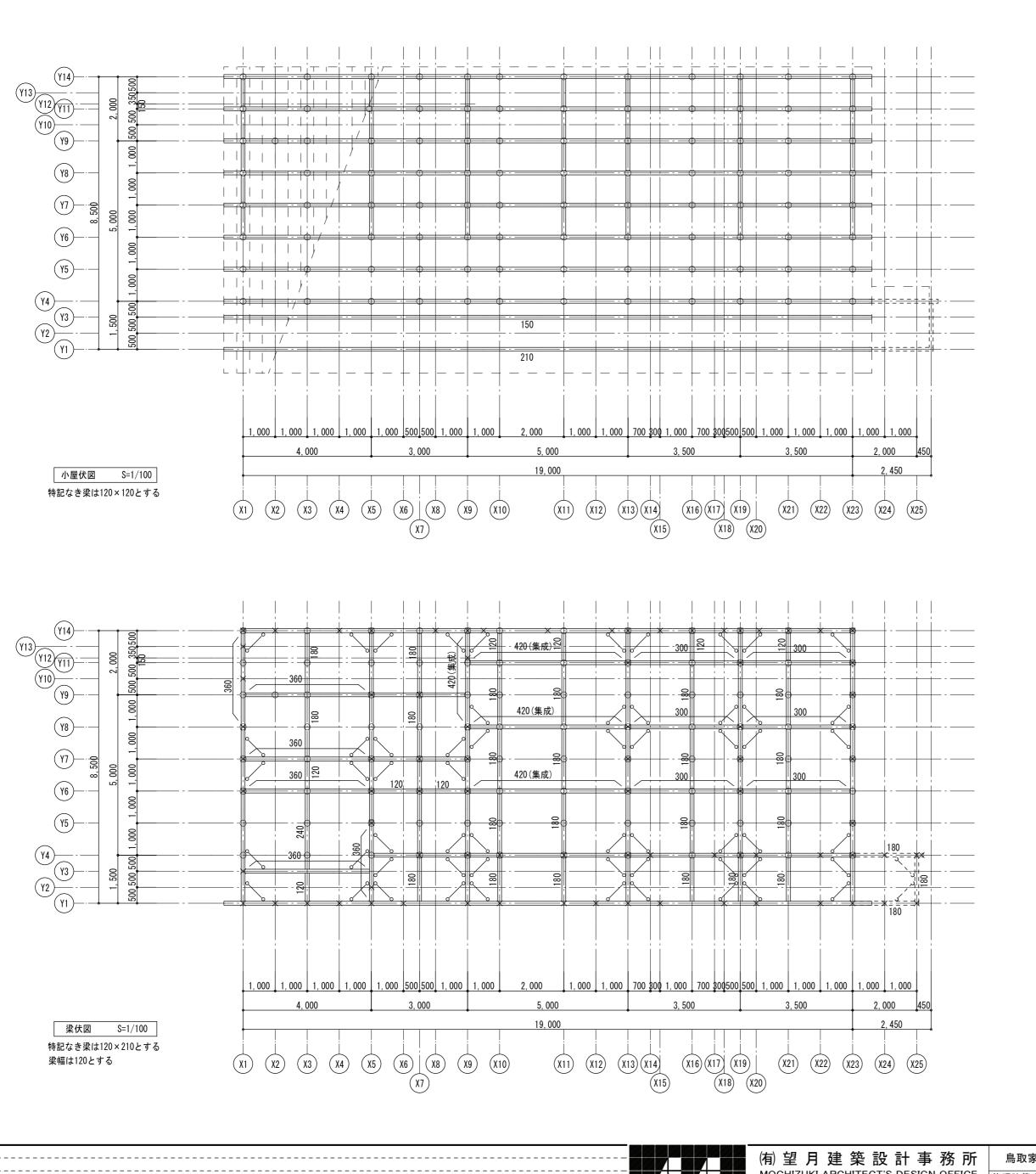
 建築士事務所 第 04-760 号 FAX 0857-29-4124
 一級建築士

BAW CHECK 西村

構造伏図(1)

No. S - 0 7

1/100



 (有) 望月建築設計事務所
 鳥取家畜保健衛生所検査棟増築工事(建築)

 MOCHIZUKI ARCHITECT'S DESIGN OFFICE
 管理建築士 - 一級建築士 第308105号 西村 純一 DATE

 鳥取県鳥取市西町1丁目452-2 TEL 0857-23-4888
 設計者 (株) 友設計

 建築士事務所 第04-760号 FAX 0857-29-4124
 一級建築士 第327195号 長谷川 信文

ひのき (加圧注入 防腐処理)

ST-9 以上

転び止め付

すぎ かすがい2本打ち

すぎ かすがい2本打ち

構造用合板

(軒及び継目部分)

集成材はE105F300

すぎ

すぎ

すぎ

□ 図名 □ 構造伏図(2)

 $\boxtimes$ 

 $\bigcirc$ 

 $120 \times 120$ 

小屋束

下階柱

小屋筋違 15×90(2-N50) すぎ

構造用製材の機械等級区分はE50とする

加圧注入材及び105角未満の部材は除く

│天井吊受け材│ 90×90 すぎ @1,000 以下

仕口は大入り蟻掛け、羽子板ボルト以上とする

|継手は腰掛け蟻継ぎ+短ざく金物以上とする

火打ち 90×90 すぎ

No. S - 0 8
Scale
1/100

局取県 令和5年度 J 2300498 総務部営繕課

 
 凡例(特記なき限り下記とする)

 土台
 120×120 120×60

 $120 \times 120$ 

 $30 \times 120$ 

120 × 120

120 × 120

t=12

120 (梁巾) ×

60×75 @400以下 すぎ

柱

梁

間柱

小屋束

母屋

屋根面

使 用 垂木 材

